

強い農業づくり交付金実施要領の制定について

16生産第8262号
平成17年4月1日
大臣官房国際部長
総合食料局長 通知
生産局長
経営局長

改正 平成17年 5月24日 17生産第 966号
最終改正 平成17年 9月 1日 17生産第2951号

強い農業づくり交付金については、先に強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、強い農業づくり交付金実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いします。

強い農業づくり交付金実施要領

第1 対策の実施等

1 成果目標の基準及び目標年度

(1) 強い農業づくり交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第3の2の農林水産省大臣官房国際部長、農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)及び農林水産省経営局長(以下「生産局長等」という。)が別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、別表1に掲げるとおりとする。

(2) 目標年度

成果目標の目標年度は、原則として、推進事業(要綱別表のメニューの欄に定める推進事業をいう。以下同じ。)にあっては事業実施年度(複数年度の事業にあっては事業完了年度とすることができる。)とし、整備事業(要綱別表のメニューの欄に定める整備事業をいう。以下同じ。)にあっては次のとおりとする。

ア 産地競争力の強化を目的とする取組

事業実施年度(複数年度の事業にあっては事業完了年度とする。)の翌々年度とする。

ただし、次に掲げる事業はこの限りではない。

(ア) 要綱別表の政策目的の欄のⅠ(以下「要綱別表のⅠ」という。)のメニューの欄の(2)のアの(エ)のうち果樹については、事業実施年度から8年後、茶については、事業実施年度から7年後とする。

(イ) 要綱別表のⅠのメニューの欄の(2)のオの(ウ)から(キ)にあっては、事業実施年度から6年以内とする。

イ 経営力の強化を目的とする取組

事業実施年度の翌々年度とする。

ただし、要綱別表の政策目的の欄のⅡ(以下「要綱別表のⅡ」という。)の政策目標の欄の1のメニューの欄の2の(1)の経営構造対策(以下「経営構造対策」という。)にあっては、事業開始年度から5年度目(別記のⅢの第1の2の(1)のイの(イ)に定める担い手育成緊急地域(以下「担い手育成緊急地域」という。)にあっては、3年度目。)とする。

ウ 食品流通の合理化及び輸出の促進を目的とする取組

事業完了年度(卸売市場の移転新設及び大規模増改築に係る事業にあっては、事業全体の完了年度とする。)から3年後(ただし、取扱数量の増加を目標とする場合は5年以内)とする。

2 対策の対象地域

- (1) 整備事業を内容とする事業の主たる受益地は、原則として、「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用区域とする。

なお、要綱別表のⅠの事業にあっては、「生産緑地法」(昭和49年法律第68号)第3条に基づく生産緑地(以下単に「生産緑地」という。)においても実施できるものとする。

ただし、要綱別表のⅠのメニューの欄の(2)のオの畜産物共同利用施設のうち(ア)から(エ)、(カ)及び(キ)の施設並びにカの共同利用機械整備(家畜ふん尿の処理利用機械に限る。)は、上記の区域以外を主たる受益地とすることができる。

- (2) 産地競争力の強化を目的とする取組において、野菜(要綱別表のⅠのメニューの欄の生産局長等が別に定める輸入急増野菜は、ねぎ、トマト、ピーマン、たまねぎ、にんにく、なす、にんじん、はくさい、ほうれんそう、さといも及びこれらの品目からの転換品目とし、これらを除く野菜をいう。以下同じ。)、輸入急増野菜、果樹及び花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、市街化区域(生産緑地を含む。)内においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、次に掲げるとおりとする。

ア 耕種作物小規模土地基盤整備(以下「小規模土地基盤整備」という。)は、交付対象としないものとする。

イ 市街化区域(生産緑地を除く。)で実施できる整備事業の内容は、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

3 費用対効果分析

事業実施主体等は、整備事業の実施に当たり、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業における費用対効果分析の実施について」(平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知。以下「費用対効果分析通知」という。)により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとする。

4 地域提案

要綱第3の5の地域提案を実施するに当たっては、各都道府県へ交付された推進事業、整備事業それぞれの交付金総額の20%を上限とするものとする。

その場合、交付率は、類似するメニューの交付率を準用するものとする。

第2 対策の実施等の手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 要綱第4の1の生産局長等が別に定める事業実施計画は、推進事業にあっては別表2に規定する項目を、整備事業にあっては別表3に規定する項目を含めて作成するものとする。

- (2) 要綱第4の2の生産局長等が別に定める都道府県事業実施計画は、別紙様式1号により作成するものとする。
- (3) 要綱第4の2及び3の生産局長等が別に定める協議は、別紙様式3号及び4号により行うものとする。
- (4) (1) 及び (2) の作成にあたっての留意事項は、別記に定めるところによるものとする。

2 実施手続き

- (1) 要綱第4の1の事業実施計画の都道府県知事への提出は、事業実施主体等のうち都道府県及び市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）以外の者が事業実施主体等である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村長（一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長とする。以下同じ。）とする。なお、要綱別表の政策目的の欄のⅢのメニューの欄の2の整備事業（以下「卸売市場施設整備」という。）のうち市町村が開設する卸売市場に係るものにあっては開設者たる市町村長とする。以下同じ。）を経由するものとする。

ただし、事業実施主体等が、都道府県の区域を対象とする等広域的な取組を行う場合、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第5条第1項の規定に基づき指定された都道府県青年農業者等育成センターが行う場合又は卸売市場施設整備であって都道府県が開設者となっている中央卸売市場及び地方卸売市場若しくは地方公共団体以外の者が開設者となっている地方卸売市場に係る施設整備である場合にあっては、当該事業実施主体等は、事業実施計画について市町村長を経由せずに都道府県知事に提出し、その承認を受けることができるものとする。

- (2) (1) の場合にあって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合には、事業実施主体等は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画の写しを提出するものとする。

ただし、卸売市場施設整備を除くこととする。

- (3) 市町村長は、(1) の本文に基づき対策の事業実施計画の提出があった場合は、事業実施主体等が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い都道府県知事に提出するものとする。
- (4) 市町村が事業実施主体等となる場合にあっては、市町村長は事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- (5) 要綱第4の3の地域提案及び特認団体の協議は、要綱第4の2の協議の際に併せて行うものとする。

3 事業の着工

事業の着工（機械の発注を含む。）は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着工することができるものとする。

第3 対策の実施期間

- 1 推進事業に関して要綱第5の1のただし書により生産局長等が別に定める取組は、次に掲げるものとする。

- (1) 産地競争力の強化を目的とする取組

- ア 要綱別表のⅠのメニューの欄の1の産地競争力の強化に向けた総合的推進（以下「競争力強化総合推進」という。）のうち畜産生産基盤育成強化（利子軽減等のうち施設等の減価償却費の補助に限る。）、飼料増産、畜産新技術及び草地流動化促進に係る取組で、イに掲げるものを除く取組は、2年又は3年とすることができる。

- イ 競争力強化総合推進のうち畜産生産基盤育成強化（利子軽減等のうち施設等の減価償却費の補助を除いたものに限る。）、飼料増産（未利用地活用放牧整備（未利用地を蹄耕法により不耕起で放牧地として活用する整備等）により傾斜地等を草地に造成した者に対する草地管理経費に限る。）及び家畜改良増殖（家畜導入に係る場合を除く。）に係る取組は、1年を単位として5年以内とすることができる。

- 2 整備事業に関して要綱第5の2の生産局長等が別に定める実施期間は次のとおりとする。

- (1) 産地競争力の強化を目的とする取組

- ア 競争力強化総合推進、要綱別表のⅠのメニューの欄の2の輸入急増農産物における産地構造改革の推進（以下「輸入急増産地改革」という。）及び要綱別表のⅠのメニューの欄の3の飼料基盤活用の促進（以下「飼料基盤活用」という。）に係る取組で、イに掲げるものを除く取組は、原則として1年とする。

- イ 競争力強化総合推進のうち畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、畜産新技術、食肉等流通体制整備、耕種作物活用型飼料増産及び飼料基盤活用に係る取組は、2年又は3年とすることができる。

- (2) 経営力の強化を目的とする取組

- ア 経営構造対策にあっては、原則として3年間（担い手育成緊急地域においては、原則として2年間）とする。

- なお、要綱別表のⅡのメニューの欄のイの「経営構造施設等整備附帯事業」については、目標年度を限度として実施できるものとする。

- イ アに掲げるものを除き、原則として1年間とする。

- (3) 食品流通の合理化及び輸出の促進を目的とする取組

- 卸売市場施設整備にあっては、施設の改良、造成若しくは取得又は整備が完了する年度までの期間とする。

第4 国の助成措置

国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになった時は、交付金の一部又は全部を減額し、若しくは都道府県知事等に対し、すでに交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

第5 事業実施状況の報告等

1 要綱第7の1の生産局長等が別に定める事業実施状況報告は、推進事業にあっては別表4に規定する項目を、整備事業にあっては別表5に規定する項目を含めて作成するものとする。

2 要綱第7の3に定める報告は、目標年度の翌年度の7月末までに別紙様式2号及び5号により行うものとする。

ただし、経営力の強化を目的とする取組のうち整備事業にあっては、毎年度事業実施状況の報告を行うものとする。なお、当該事業にあっては、要綱第8の2の報告をもって、目標年度の実施状況の報告に代えるものとする。

3 1及び2の作成に当たっての留意事項は、別記に定めるところによるものとする。

4 都道府県知事は、1の報告を受けた場合、進捗状況に立ち遅れはないか等その内容を検討し、必要に応じ、事業実施主体等に対して適切な措置を講じるものとする。

5 国は、都道府県知事に対し、2に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体等ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

第6 対策の評価

1 都道府県知事は、要綱第8の2による点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体等に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

2 地方農政局長（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）は、要綱第8の4の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。

3 要綱第8の2及び3に定める地方農政局長等への報告は、目標年度の翌年度の9月末までに別紙様式6号により行うものとする。

第7 他の施策等との関連

強い農業づくり交付金による対策（以下「本対策」という。）の実施に当たっては、「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長

官通知)に基づく男女共同参画社会の形成に向けた施策の着実な推進に配慮するものとする。

第8 各取組ごとの実施方針及び留意事項

各取組ごとの実施方針及び実施にあたっての留意事項については別記に定めるところとする。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い次に掲げる通知は廃止する。
 - (1)「卸売市場活性化推進事業について」(平成12年8月1日付け12食流第2280号農林水産省食品流通局長通知)
 - (2)「地方卸売市場施設整備事業実施要領に基づく事業報告書の様式について」(昭和48年4月20日付け48食流第1706号農林水産省食品流通局長通知)
 - (3)「地方卸売市場施設整備事業に係る国庫補助金額の運用について」(平成15年3月18日付け14総合第5720号農林水産省総合食料局長通知)
 - (4)「生産振興総合対策事業実施要領」(平成14年4月15日付け13生産第10200号農林水産省生産局長通知)
 - (5)「野菜産地強化特別対策事業実施要領」(平成14年4月1日付け13生産第10438号農林水産省生産局長通知)
 - (6)「いぐさ・畳表産地強化特別対策事業実施要領」(平成14年4月16日付け13生産第10555号農林水産省生産局長通知)
 - (7)「アグリ・チャレンジャー支援事業実施要領の運用について」(平成14年3月29日付け13経営第6898号農林水産省経営局長通知)
 - (8)「販路開拓緊急対策事業実施要領の運用について」(平成14年3月29日付け13経営第6900号農林水産省経営局長通知)
 - (9)「農業経営総合対策事業の実施について」(平成14年3月29日付け13経営第7052号農林水産省経営局長通知)
 - (10)「経営対策体制整備推進事業実施要領の制定について」(平成12年4月1日付け12構改B第167号農林水産省経営局長・構造改善局長・農産園芸局長・畜産局長通知)
- 3 平成17年福岡県西方沖地震により被害を受けた中央卸売市場の施設の改良(売場施設に係るものに限る。)であって平成17年度内に着工するものに係る交付率については、別記のIVの2の(2)のイの(ウ)のaの規定にかかわらず、10分の4以内とする。

別表 1（成果目標の基準）

取組の分類	政策目標	内 容	達成すべき成果目標の基準
産地競争力の強化に向けた総合的推進	生産性向上	【土地利用型作物】 稲・麦・大豆の省力・低コスト 産地育成に関する目標	・ 107-ル当たり費用合計を稲は10%以上、麦は2.5%以上、大豆は5%以上削減
	品質向上	【土地利用型作物】 稲・麦の省力・低コスト産地育成に関する目標	・ 品質分析（米の食味値等（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）又は麦のタンパク質含有量）の実施生産者（又は受益面積）の割合が50%以上
	生産性向上	【土地利用型作物】 麦産地生産性向上に関する目標	・ 単収が都道府県の平均単収以上 ※基準となる単収は、事業開始年の直近5か年中庸3か年の平均単収
	品質向上	【土地利用型作物】 麦産地品質向上に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①契約生産奨励金のAランクの評価数量の割合が事業開始年の前年（前5中3）の割合以上 ②契約生産奨励金のC及びDランクの評価数量の割合が事業開始年の前年（前5中3）の割合以下
	生産性向上	【土地利用型作物】 大豆産地安定供給（生産性向上）に関する目標	・ 単収が所在する都道府県の平均単収以上 ※基準となる単収は、事業開始年の直近5か年中庸3か年の平均単収
	品質向上	【土地利用型作物】 大豆産地安定供給（品質向上）に関する目標	・ 上位等級比率（1・2等比率）が50%以上 ※基準となる上位等級比率は、事業開始年の直近5か年中庸3か年平均の上位等級比率
	需要に応じた生産量の確保	【土地利用型作物】 大豆産地安定供給（需要に応じた生産量の確保）に関する目標	・ 契約栽培割合（面積割合）が40%以上
	生産性向上	【土地利用型作物】 主要農作物種子の生産性向上に関する目標	・ 主要農作物種子の生産に要する労働時間又は生産コストを10%以上削減
	品質向上	【土地利用型作物】 主要農作物種子の品質向上に関する目標	・ 主要農作物種子の合格率向上割合が105%以上 ※合格率向上割合＝目標年度合格率÷現状合格率×100
	需要に応じた生産量の確保	【土地利用型作物】 主要農作物種子の需要に応じた生産量の確保に関する目標	・ 主要農作物種子の生産量を5%以上増加
	生産性向上	【畑作物・地域特産物】 畑作物・地域特産物産地の育成	いずれか1つを選択する。

	に関する目標	①生産コスト（もしくは物流コスト）を５％以上削減 ②労働時間を10%以上削減 ③単収を５％以上増加
品質向上	【畑作物・地域特産物】 畑作物・地域特産物の高品質・高機能性産品供給型産地の育成に関する目標	いずれか１つを選択する。 ①従来品種と異なる高品質もしくは高機能性品種の作付面積を５％以上増加 ②減農薬栽培等、高品質栽培技術に取り組む面積を１０％以上増加 ③従来品種と異なる高品質もしくは高機能性品種又は減農薬栽培等、高品質栽培技術によって生産された作物の生産量のシェアを１０％以上増加
需要に応じた生産量の確保	【畑作物・地域特産物】 畑作物・地域特産物の戦略的地域の育成に関する目標	いずれか１つを選択する。 ①生産数量を５％以上増加 ②販売金額を５％以上増加
生産性向上	【果樹】 果樹の生産性向上に関する目標	いずれか１つを選択する。 ①生産コストを５％以上削減 ②労働時間を５％以上削減
品質向上	【果樹】 果樹の品質向上に関する目標	いずれか１つを選択する。 ①全出荷量に占める秀品率割合を５％以上増加 ②高品質品種の栽培面積を５％以上増加
需要に応じた生産量の確保	【果樹】 果樹の需要に応じた生産量の確保に関する目標	いずれか１つを選択する。 ①全出荷量（又は全栽培面積）のうち５％以上を契約取引 ②販売単価を５％以上増加 ③全出荷量のうち内部品質に応じて出荷する割合が５０％以上
生産性向上	【野菜】 野菜の低コスト化に関する目標	・生産・流通コスト又は10a当たり労働時間を５％以上削減
品質向上	【野菜】 野菜の高付加価値化に関する目標	・全出荷量（又は全作付面積）のうち高品質化に取り組む割合が３０％以上
需要に応じた生産量の確保	【野菜】 野菜の契約取引の推進に関する目標	・全出荷量（又は全作付面積）のうち契約取引の割合が５％以上
生産性向上	【花き】 花きの低コスト生産に関する目標	・担い手の１０a当たり労働時間又は生産・流通コストを５％以上削減

		(ただし、単収増による低コスト化を図る場合は、当該品目1本・1鉢当たりの労働時間又は生産・流通コストを5%以上削減)
品質向上	【花き】 高級花き等の生産（品質向上）に関する目標	・全出荷量（又は全作付面積）のうち高品質化に取り組む割合が30%以上 ・日持ちの良い花き供給に有効なバケット流通に取り組む場合は、当該品目の全出荷量のうち20%以上バケット流通に取り組む。
需要に応じた生産量の確保	【花き】 高級花き等の生産（需要に応じた生産量の確保）に関する目標	・全出荷量に占めるオリジナル品種の割合を5%以上向上
需要に応じた生産量の確保	【農産物販路拡大】 農産物の海外に向けた販路拡大に関する目標	・海外を含む販路拡大のうち、海外に向けた販路拡大に係る出荷量又は出荷額を60%以上増加
農畜産業の環境保全	【環境保全】 環境保全型農業に取り組む農業者の増加に関する目標	・販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者の割合を増加 ただし、目標年度において、販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者が10%以上を占めていること。
農畜産業の環境保全	【各作物共通】 農業廃棄物の再生処理率向上に関する目標	・農業廃棄物の再生処理率が40%以上
生産性向上	【各作物共通】 風、霜等による農作物被害の防止に関する目標	・風・霜等による被害が軽減される面積の割合が事業実施地区全体の60%以上
生産性向上	【各作物共通】 病害虫による農作物被害の防止に関する目標	・対象病害虫の新規発生率が10%未満
生産性向上	【各作物共通】 鳥獣等による農作物被害の防止に関する目標	・対象とする鳥獣等による被害が軽減される面積の割合が事業実施地区全体の60%以上
生産性向上	【畜産生産基盤育成強化】 共同利用畜舎の整備に関する目標	・労働時間又は生産コストを5%以上削減
生産性向上	【畜産生産基盤育成強化】 離農跡地等の経営の継承に関する目標	①（新規就農の場合） 経営規模（家畜飼養頭数又は農用地面積）が、地域の平均値の70%以上 ②（規模拡大の場合） 経営規模（家畜飼養頭数又は農用地面積）が、農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により、市町村が定めた農業振興地域整備計画に示されている効率的、かつ、安定的な農業経営の目標規模以上
生産性向上	【畜産生産基盤育成強化】 研修施設の整備に関する目標	・下記の研修項目のうち3項目以上実施すること。

		①家畜飼養管理に関する知識の習得 ②家畜飼養管理に関する実習 ③草地、放牧地管理及び牧草収穫に関する知識の習得 ④草地、放牧地管理及び牧草収穫に関する実習 ⑤農業経営に関する知識の習得 ⑥農業機械に関する実習 ⑦大型特殊免許取得 ⑧家畜人工授精師免許取得 ⑨家畜受精卵移植師免許取得 ⑩その他新規就農に必要な項目
需要に応じた生産量の確保	【畜産生産基盤育成強化】 畜産物販売加工施設の整備に関する目標	・販売できた製品量が原料換算で、 乳製品なら生乳として1.0 t 以上 牛肉製品なら枝肉として0.1 t 以上 豚肉製品なら枝肉として0.5 t 以上 となること。
生産性向上	【畜産生産基盤育成強化】 ヘルパー組合等の統合に関する目標	・作業受託件数（作業受託年間のべ日数）を 5 % 以上増加、又は受託金額の単価を 2.5 % 以上低減
生産性向上	【飼料増産】 飼料の増産に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①飼料作付面積を1 % 以上増加 ②飼料自給率を1 % 以上増加 ③飼料生産コストを1 % 以上削減 ④受益面積を1 % 以上増加 ⑤単収を1 % 以上増加 ⑥受託面積を1 % 以上増加
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【家畜改良増殖】 肉用牛の改良増殖に関する目標	・肉用牛検定施設 いずれか1つを選択する。 ①検定成績 現場後代検定の日齢枝肉重量及び脂肪交雑（BMSNo.）の検定成績の向上率の平均が1 % 以上、または間接検定の1 日平均増体量及び脂肪交雑（BMSNo.）の検定成績の向上率の平均が1 % 以上 ②育種価（①の算出が不可能な場合） 日齢枝肉重量における育種価と枝肉情報として収集した値の平均の合計値の向上率と、脂肪交雑（BMSNo.）における育種価と枝肉情報として収集した値の平均の合計値の向上率の平均が2 % 以上 ・和牛受精卵供給施設 肉用種受精卵の乳用種への移植頭数を40 頭以上増加
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【家畜改良増殖】 豚の改良増殖に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①能力（1 腹当たり産子数、離乳頭数、1 日平均増体量、背脂肪の厚さ、ロース芯の太さ、ロース芯筋内脂肪含量、保水力、剪断力価）を0.5 % 以上向上 ②飼養頭数を5 % 以上増加

		③生産量を5%以上増加
生産性向上 需要に応じた	【家畜改良増殖】 馬の改良増殖に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①飼養頭数を5%以上増加 ②生産量を5%以上増加 ③生産技術（生産率）を5%以上向上
生産性向上 需要に応じた 生産量の確保	【家畜改良増殖】 鶏の改良増殖に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①能力（年間産卵量、飼料要求率、49日齢 時体重等）を0.5%以上向上 ②当該銘柄の飼養羽数を5%以上増加 ③当該銘柄の生産量を5%以上増加
生産性向上 需要に応じた	【家畜改良増殖】 特用家畜の改良増殖に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①当該家畜の飼養頭羽数を5%以上増加 ②当該家畜の生産量を5%以上増加
生産性向上	【畜産新技術】 クローン技術又はDNA解析技術 による生産性向上に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①（クローン技術） ・クローン技術を利用した効率的な育種改良 手法を検証するため、クローン牛の作成 を行った候補種雄牛の頭数を1頭以上 増加 ②（DNA解析技術） ・育種改良を目的にDNA解析を行った家畜の 頭数を5%以上増加
生産性向上	【畜産新技術】 性判別受精卵移植技術による生 産性向上に関する目標	・性判別受精卵の移植を行った家畜の頭数を 5%以上増加
生産性向上	【食肉等流通体制整備】 産地食肉センターの整備に関する 目標	いずれか1つを選択する。 ・と畜頭数又は部分肉処理頭数を増加 ただし、1日当たりの処理能力を概ね1,400 頭（豚換算）以上 ・BSE規制に対応した整備を実施
生産性向上	【食肉等流通体制整備】 食鳥処理施設の整備に関する目標	・食鳥処理施設の年間処理羽数を増加 ただし、年間の処理能力をブロイラーの場合 概ね600万羽以上、成鶏の場合概ね200万 羽以上
生産性向上	【食肉等流通体制整備】 鶏卵処理施設の整備に関する目標	・1日当たり鶏卵処理量を増加 ただし、1日当たりの鶏卵処理量を概ね 13トン以上
生産性向上	【食肉等流通体制整備】 家畜市場の整備に関する目標	・家畜市場の年間の家畜取引頭数を増加 ただし、1年間の家畜取引頭数を概ね 10,000頭（牛換算）以上

	生産性向上	【耕種作物活用型飼料増産】 耕種作物活用型飼料増産に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①飼料作付面積を1%以上増加 ②飼料自給率を1%以上増加 ③飼料生産コストを1%以上削減 ④受益面積を1%以上増加 ⑤単収を1%以上増加
	生産性向上	【多角的農作業コントラクター育成】(土地利用型作物(稲・麦・大豆)・畑作物・野菜) 土地利用型作物(稲・麦・大豆)・畑作物・野菜に係る多角的農作業コントラクターの育成に関する目標 (飼料作物) 飼料作物に係る多角的農作業コントラクターの育成に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①生産コストを5%以上削減 ②作付面積を5%以上増加 ③受託面積を5%以上増加 ④受益面積を5%以上増加 ----- いずれか1つを選択する。 ①飼料作付面積を1%以上増加 ②飼料自給率を1%以上増加 ③飼料生産コストを1%以上削減 ④受託面積を1%以上増加 ⑤受益面積を1%以上増加 ⑥単収を1%以上増加
輸入急増農産物における産地構造改革の推進	輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【いぐさ・畳表】 いぐさの生産数量の増加又は優良新品種の普及に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①事業実施地区において、いぐさの生産数量を維持 ②産地全体において、優良新品種の普及面積割合50%を目指す。
		【輸入急増野菜】 輸入急増野菜の低コスト化に関する目標	・生産・流通コスト又は10a当たり労働時間を5%以上削減
		【輸入急増野菜】 輸入急増野菜の契約取引の推進に関する目標	・全出荷量(又は全作付面積)のうち契約取引が5%以上
		【輸入急増野菜】 輸入急増野菜の高付加価値化に関する目標	・全出荷量(又は全作付面積)のうち高品質化に取り組む割合が30%以上
飼料基盤活用の促進	生産性向上	飼料自給率の増加に関する目標	・飼料自給率を5%以上増加
	生産性向上	飼養頭数の増加に関する目標	・飼養頭数(公共牧場は利用頭数)を1%以上増加
	生産性向上	未利用地の活用に関する目標	・不作付地、耕作放棄地、野草地等未利用地

			を1ha以上活用
	生産性向上	良質なたい肥の農地還元に取り組む農業者の増加に関する目標	・良質なたい肥の農地還元に取り組む農業者の割合が30%以上
認定農業者等担い手育成の推進	担い手の育成・確保	【経営構造対策】 1 構造改革重点目標 (1) 認定農業者の育成 計画地区における認定農業者数に関する目標 (2) 担い手への農地の利用集積 ア 利用集積率 計画地区の農地面積に占める担い手に利用集積する農地の面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）に関する目標 イ 連担化率 アの担い手に利用集積する農地面積に占める連担地の形成がなされた面積の割合に関する目標 （担い手育成緊急地域の場合） (3) 認定農業者等の育成 ア 認定農業者の育成 計画地区における認定農業者数に関する目標 イ 農業生産法人の設立 計画地区における農業生産法人の設立数に関する目標 ウ 特定農業団体の設立 計画地区における特定農業団体の設立数に関する目標 (4) 担い手への農地の利用集積 ア 利用集積率 担い手農地利用集積率に関する目標 イ 連担化率 アの担い手に利用集積する農地面積に占める連担地の形成がなされた面積の割合に関する目標 2 地区選択目標 地域の課題や取組の方向性を踏まえ、自由に設定する定量的な目標 なお、設定数の制限はないものとする 【アグリチャレンジャー支援】 1 所得の向上 対象経営体の構成員のうち、基盤強化促進法に基づく市町村基本構想における「当該市町村において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準」に到達する者の数に関する目標 2 農畜産物等の売上額	目標値がa又はbのいずれかの基準を満たしていること。 a 認定農業者数が計画時に比べ50%以上増加又は当該市町村の過去5年間の認定農業者の増加率以上 b 担い手農地利用集積率が60%以上（沖縄県にあっては40%以上）に達する又は現状より10ポイント以上増加 c 担い手に利用集積する農地面積に占めるおおむね2ha（中山間地域等にあっては、おおむね1ha）以上の連担地の形成がなされた面積の割合が5ポイント以上増加 目標値がdからgのいずれかの基準を満たしていること。 d 認定農業者数が現在に比べ1名以上増加 e 農業生産法人を1組織以上設立 f 20ha（中山間地域等にあっては、10ha）以上の農業経営の規模を有する特定農業団体を1組織以上設立 g 担い手農地利用集積率が30%以上に達する又は現状より5ポイント以上増加 h 担い手に利用集積する農地の面積に占めるおおむね1ha（中山間地域等にあっては、おおむね0.5ha）以上の連担地の形成がなされた面積の割合が2.5ポイント以上増加 目標値がaからcのいずれかの基準を満たしていること。 a 構成員のうち基盤強化促進法に基づく市町村基本構想における「当該市町村において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準」に到達する者が1以上増加 b 農畜産物等の年間売上額がおおむね3千

		対象経営体の農畜産物等の年間売上額に関する目標 3 雇用の拡大 対象経営体の年間雇用者数に関する目標	万円以上に達する又は現在に比べ30%以上増加 c 施設等の整備や経営展開等により雇用者が3人以上又は延べ700人・日以上増加
農地利用集積の推進	担い手への農地利用集積の促進	【水田農業経営構造確立緊急対策】 担い手への農地の利用集積 1 利用集積率 担い手農地利用集積率に関する目標 2 連担化率 1の担い手に利用集積する農地面積に占める連担地の形成がなされた面積の割合に関する目標	担い手農地利用集積率が60%以上（既に60%以上に達している地区においては、利用集積率が現状より5ポイント以上増加すること。） 担い手に利用集積する農地面積に占める連担地の形成がなされた面積の割合が現状より増加
新規就農の促進	新規就農者の育成・確保	【農業研修教育・農業総合支援センター施設整備】 1 新規学卒就農者率の向上 農業研修教育施設の卒業生の新規就農に関する目標 2 普及指導課題の解決 当該都道府県における当該施設の導入による、重点課題における普及指導課題の解決に関する目標 3 新規就農者等の育成 当該地域における新規就農者数等に関する目標	卒業生に占める新規就農者の割合が現状より増加 当該施設の導入により重点課題における普及指導課題が解決されること 当該地域において新規就農者が育成されること
卸売市場施設整備等の推進	安全・安心な市場流通	環境負荷の軽減に関する目標	・売場施設における二酸化窒素の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値、浮遊粒子状物質の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値の平均が41.7以下
		物品鮮度の保持に関する目標	・低温売場販売率（低温売場での販売金額／全売場での販売金額）が低温売場面積率（低温売場面積／全売場面積）を1.8ポイント以上超過
		物品評価の改善に関する目標	・全国を100とした場合の卸売単価（販売金額／販売数量）の指数値が施設整備前の値を1.2ポイント以上超過
	効率的な市場流通		・廃棄される物品の量を15.3%以上削減
		集荷力の向上に関する目標	・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過
		物流の迅速化に関する目標	・単位重量当たり作業時間を1.2%以上短縮
		物流コスト等の削減に関する目標	・物流コストを1.1%以上削減 ----- ・残品・残さ、包装容器の処理コストを1.2%以上削減 ----- ・施設の維持管理コストを1.3%以上削減

	卸売市場の再編	統合による中央卸売市場の機能強化に関する目標	・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過
		市場間連携による中央卸売市場の機能強化に関する目標	・取扱数量が卸売市場整備基本方針に定める再編基準の指標①の取扱数量（平成14年3月末現在の人口から算定される取扱数量）又は指標②の取扱数量のいずれか以上となる時期が連携後5年以内
		統合・市場間連携による地方卸売市場の再編に関する目標	・統合の場合 目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過 ・市場間連携の場合 目標年度における連携市場の取扱数量の合計が推計値を0.7%以上超過（ただし、地域拠点市場と連携先市場との転送に係る取扱数量は控除する）

別表 2（推進事業の事業実施計画）

政策目的	メニュー	事業実施計画に記載すべき項目
産地競争力の強化	1 産地競争力の強化に向けた総合的推進 2 輸入急増農産物における産地構造改革の推進	左記 1 から 2 の事業について共通して以下の項目とする。 1 事業の概要及び成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式 1 号の別添 2 に規定されている項目を含み記載するものとする。 2 事業実施地区における課題及びその対応方針に関する項目 3 受益戸数及び面積等に関する項目 4 実施時期に関する項目 5 取組体制に関する項目 6 実施場所に関する項目 調査地や実証ほの設置場所等を記載するものとする。 7 複数年度である場合の項目 前年度の取組内容、取組範囲、取組量、成果、残された課題及び本年度の重点事項等を記載するものとする。 8 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目
経営力の強化	1 認定農業者等担い手育成の推進 2 農地利用集積の推進 3 新規就農の促進 4 農業・農村男女共同参画の推進 5 高齢農業者能力活用の推進	別紙様式 1 号の別添 2 に規定されている項目その他都道府県知事が経営力の強化を目的とする取組に必要な項目。
食品流通の合理化及び輸出の促進	卸売市場施設整備等の推進	1 事業の概要及び成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式 1 号の別添 2 に規定されている項目 2 目標に関する項目 「現状及び課題」、「課題を解決するための対応方針」 3 輸出促進活動の予定 (1) 対象国 (2) 都市名 (3) 事業内容（要綱別表の政策目的の欄のⅢのメニューの欄の 1） (4) 開催時期 (5) 開催場所（店舗名等）

		4 事業対象品目 (1) 品目 (2) 企業団体 (3) 商品名 5 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目
--	--	--

別表 3（整備事業の事業実施計画）

政策目的	メニュー	事業実施計画に記載すべき項目
産地競争力の強化	1 産地競争力の強化に向けた総合的推進 2 輸入急増農産物における産地構造改革の推進 3 飼料基盤活用の促進	左記 1 から 3 の事業について共通して以下の項目とする。 1 成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式 1 号の 2 の（産地競争力の強化を目的とする取組 及び 食品流通の合理化 及び 輸出の促進を目的とする取組用）に規定されている項目を含み記載するものとする。 2 費用対効果に関する項目 費用対効果分析通知により算出するものとし、その算出根拠も合わせて記載又は添付するものとする。 3 施設等の規模決定根拠に関する項目 施設等の規模決定根拠について具体的な数値を用いて記載するものとする。 4 既存の機械・施設の利用状況に関する項目 「受益農家戸数」、「受益面積（又は処理量、あるいは頭羽数）」、「機械・施設の規模・能力」、「利用状況及び利用率（％）」等の既存の機械・施設の導入実績等を記載するものとする。 5 整備する施設等の利用計画に関する項目 「対象となる作物・畜種名」、「利用日数（現状と目標を記入。）」、「月別利用計画」、「目標年間処理・生産量」等を記載するものとする。 6 整備する施設等の貸付に係る計画に関する項目 「貸付対象・受益農家戸数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」等を記載するものとする。 7 不動産取得税及び固定資産税の課税標準の特例措置の活用見込み 8 交付金交付対象上限事業費計算表に関する項目 要領別記のⅡの第 1 の 2 の（3）の h によって交付対象となる上限事業費が定められている機械・施設を整備する場合は、「機械・施設名」、「総事業費」、「上限事業対象費」、「上限事業費対象の単位当たり事業費」、「上限事業対象外事業費」等を記載するものとする。 9 事業実施対象地区及びその地区のうちの受益地の状況に関する項目

対象地区とそのうちの受益地について、「農用地域等の各種指定の状況」を記載するとともに、「主要農作物の作付面積」、「事業対象農作物の作付面積」、「事業対象となる家畜飼養頭羽数等」等について現状値と目標値を記載するものとする。

10 事業実施主体の自発的な取組に関する項目

本対策によらない事業実施主体自らの自発的な取組について、「取組に至った現状・課題」、「課題を解決するために設定した目標とその現状値」、「目標達成のための具体的な取組内容」等を記載するものとする。

11 担い手の育成目標に関する項目

「認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）のほかに当該地域の農業の担い手として育成すべきとして市町村長が認める者の定義（生産組織を含む。）」、「受益農家数」、「受益農家数のうち認定農業者数」、「受益農家数のうち市町村長が担い手として育成すべきと認める者」、「受益地内の生産組織数」、「生産組織の構成員のうち認定農業者数」、「生産組織の構成員のうち市町村長が担い手として育成すべきと認める者」について現状値と目標値を記載するとともに、「担い手育成のための具体的な取組内容」等を記載するものとする。

ただし、要綱別表のⅠのメニューの欄の（２）のオの（ア）畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び（イ）の家畜市場については、必要としない。

12 担い手への集約化の取組に関する項目

「集約化の基準（利用量、受益面積、出荷額、取扱数量等の集約化の判断基準。以下同じ。）」、「現時点及び目標年度における集約率（集約化の基準に占める担い手の割合）」、「集約化への具体的な取組及び取り決め内容（協定等）」、「各受益農家毎の集約化に向けた具体的な取組・取り決めの一覧」等を記載するものとする。

ただし、次に掲げるものにあっては必要としない。

- （１）土地利用型作物の取組のうち主要農作物種子に係る整備事業及び環境保全の取組に係る整備事業
- （２）要綱別表のⅠのメニューの欄の（２）のオの（ア）の畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び（イ）の家畜市場
- （３）畜産生産基盤育成強化の取組のうち、新生産システムの実践・普及に係る要綱別表のⅠのメニューの欄の（２）のオの（ウ）の家畜飼養管理施設
- （４）飼料増産の取組のうち、要綱別表のⅠのメニューの欄の（２）のイの（イ）の放牧利用条件整備
- （５）家畜改良増殖の取組のうち、要綱別表のⅠの整備事業の欄の（２）のオの（カ）の家畜改良増殖関連施設
- （６）畜産新技術の取組のうち、要綱別表のⅠのメニューの欄の（２）のオの（カ）における畜産新技術実用化施設

13 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目

経営力の強化	1 認定農業者等担 い手育成の推進 2 農地利用集積の 推進 3 新規就農の促進	1 成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式1号の2の（経営力の強化を目的とする取組用）に規定されている次に掲げる項目とする。 なお、事業実施計画のうち当該項目の作成に当たっては、原則として、別紙様式1号の2の（経営力の強化を目的とする取組用）を活用するものとする。 （1）地域農業の現状と課題及び課題を解決するための対応方針 （2）成果目標及びその達成のためのプログラム （3）成果目標の設定根拠及び事後評価の検証方法 （4）成果目標を達成するために必要な施設等の整備計画 2 1に定める項目のほか、都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目
食品流通の合理化及び輸出の促進	卸売市場施設整備等の推進	1 成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式1号の2の（産地競争力の強化を目的とする取組及び食品流通の合理化及び輸出の促進を目的とする取組用）に規定されている項目を含み記載するものとする。 2 費用対効果に関する項目 費用対効果分析通知により算出するものとし、その算出根拠を併記又は添付するものとする。 3 事業概要に関する項目 （1）事業前後の比較（施設の面積・構造、導入設備能力等） （2）当年度工期 （3）当年度事業費 （4）全体事業期間（複数年度の事業の場合） （5）全体事業費（複数年度の事業の場合） 4 事業を実施する理由に関する項目 （1）現状と課題 （2）対応方向・方針 （3）対応方向・方針を具体化する事業の内容 5 中央卸売市場整備計画及び開設者が作成する中央卸売市場整備計画書との関係に関する項目 6 交付対象事業費等計算表に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） （1）事業費（工事費、実施設計費、工事雑費） （2）交付対象事業費（工事費、実施設計費、工事雑費） （3）交付率 （4）財源内訳（強い農業づくり交付金、地方債、一般財源、その他）

		7 高度化施設等に関する項目 (1) 売場施設の大規模な温度管理機能の付与に該当する理由（大規模な温度管理機能の付与に該当する場合） (2) 貯蔵・保管施設等の高度化・強化に該当する理由（高度化・強化を図るものに該当する場合） (3) 品質管理高度化施設に該当する理由 8 交付対象施設の整備規模の妥当性に関する項目 (1) 整備規模 (2) 必要規模及びその算定根拠 (3) 整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由 9 複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） (1) 事業費 (2) 交付対象事業費 (3) 交付金の額 10 繰越額に関する項目 (1) 前年度事業の年度内出来高及び当年度への繰越額 (2) 前年度分と当年度分の工程表 11 食肉関連施設整備実施計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） (1) 事業費 (2) 交付対象事業費 (3) 交付金の額 12 9のうちの新設市場建設及び大規模増改築事業に関する項目 (1) 建設計画の概要 (2) 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設及び構内舗装の現有規模（着工年度の前年度末）及び事業実施規模（大規模増改築に該当する場合） (3) 工事計画・工事工程表 13 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目
--	--	---

別表 4（推進事業の実施状況報告）

政策目的	メニュー	事業実施状況報告に記載すべき項目
産地競争力の強化	1 産地競争力の強化に向けた総合的推進 2 輸入急増農産物における産地構造改革の推進	左記 1 から 3 の事業について共通して以下の項目とする。 1 事業実施状況に関する一般的な項目 別紙様式 2 号の別添 2 に規定されている項目を含み記載するものとする。 2 事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。
経営力の強化	1 認定農業者等担い手育成の推進 2 農地利用集積の推進 3 新規就農の促進 4 農業・農村男女共同参画の推進 5 高齢農業者能力活用の推進	別紙様式 2 号の別添 2 に規定されている項目その他都道府県知事が経営力の強化を目的とする取組に必要な項目。
食品流通の合理化及び輸出の促進	卸売市場施設整備等の推進	1 事業実施状況に関する一般的な項目 別紙様式 2 号の別添 2 に規定されている項目を含み記載するものとする。 2 事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。

別表 5（整備事業の実施状況報告）

政策目的	メニュー	事業実施状況報告に記載すべき項目
産地競争力の強化	1 産地競争力の強化に向けた総合的推進 2 輸入急増農産物における産地構造改革の推進	左記 1 から 3 の事業について共通して以下の項目とする。 1 事業実施状況に関する一般的な項目 別紙様式 2 号の 2 に規定されている項目を含み記載するものとする。 2 事業実施対象地区及びその地区のうちの受益地の状況に関する項目 対象地区とそのうちの受益地について、「主要農作物の作付面積」、「事業対象農作物の作付面積」、「事業対象となる家畜飼養頭羽数等」等を記載するものとする。な

	3 飼料基盤活用の促進	お、その他、地域の特殊事情（激甚災害の発生等）があれば、記載するものとする。 3 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。 4 担い手の育成状況に関する項目 「受益農家数」、「受益農家数のうち認定農業者数」、「受益農家数のうち市町村長が認める者」、「受益地内の生産組織数」、「生産組織の構成員のうち認定農業者数」、「生産組織の構成員のうち市町村長が認める者」等について事業実施後の状況を記載するものとする。 ただし、別表3の政策目的の欄の産地競争力の強化の事業実施計画に記載すべき項目の11のただし書きに掲げるものについては、必要としないものとする。 5 担い手への集約化の状況に関する項目 「担い手への集約化の基準」についての「事業実施後の状況」を記載するものとする。 ただし、別表3の政策目的の欄の産地競争力の強化の事業実施計画に記載すべき項目の12のただし書きに掲げるものについては、必要としないものとする。 6 事業実施主体の自発的な取組の状況 本対策によらない事業実施主体自らの自発的な取組について、「当時の現状及び課題」、「課題を解決するために設定した目標」、「具体的な取組内容」、「取組の評価（成果）」、「取組年度」及び「事業実施後の状況」を記載するものとする。 7 事業実施状況に関する詳細な項目 小規模土地基盤整備、飼料作物作付・家畜放牧等条件整備及び飼料基盤条件整備にあつては「作付面積及び作付率」、共同利用施設整備にあつては「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」、共同利用機械整備にあつては「稼働面積」、「稼働率」について、事業実施後の状況を記載するものとする。 8 事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。 9 不動産取得税及び固定資産税の課税標準の特例措置の活用実績 10 その他事業実施状況報告に必要な項目
経営力の強化	1 認定農業者等担い手育成の推進 2 農地利用集積の推進 3 新規就農の促進	1 施設等の整備状況 2 成果目標の達成状況 3 施設等の利用状況及び担い手の受益割合 4 その他都道府県知事が実施状況の把握のために必要とする項目 ただし、3の項目については、要綱別表のⅡのメニューの欄の経営構造対策を実施している地区に限るものとする。 なお、事業実施状況報告のうち1から3の項目の作成に当たっては、原則として、

		別紙様式 2 号の別添 3 及び別添 4 を活用するものとする。
食品流通の合理化及び輸出の促進	卸売市場施設整備等の推進	1 事業実施状況に関する一般的な項目 別紙様式 2 号の 2 に規定されている項目 2 事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善が必要ある場合）」について記載するものとする。 3 その他事業実施状況報告に必要な項目

別記

各取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項

I 各取組共通事項

第1 周辺環境への配慮

共同利用施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

第2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成13年3月23日付け環産第116号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

第3 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

第4 農業共済等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施主体及び事業の受益者は、「農業災害補償法」（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済（以下「農業共済」という。）への積極的な加入に努めるものとする。

第5 環境と調和のとれた農業生産活動

整備事業を実施した事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境と調和のとれた農業生産活動通知」という。）に基づき、原則として、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から、点検シートの提出を受けることなどにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難な場合は、この限りではない。

第6 PFI法の活用

本対策により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)の活用に努めるものとする。

第7 推進指導等

- 1 事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本対策の実施に関連して不正な行為をした場合又は疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不当行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- 2 都道府県知事は、1に該当する事業実施主体が新たに本対策の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本対策の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。

第8 管理運営

1 管理運営

事業実施主体は、本対策により交付金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

2 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。)等に定めのある場合を除き、原則として、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

3 指導監督

都道府県及び市町村は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長(管理を委託している場合は管理主体の長。)に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

4 定額交付金事業の取扱い

定額交付金の事業については、特にその交付金の使途について厳正に管理することとし、使途を証明する領収書等関係書類等を整備しておくものとする。

5 交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

6 対策名等の表示

本対策により整備した施設等には、本対策名等を表示するものとする。

II 産地競争力の強化を目的とする取組

第1 産地競争力の強化に向けた総合的推進

1 取組の概要

要綱別表のⅠのメニューの欄の1の取組の概要については、次に掲げるものとする。

(1) 土地利用型作物（稲、麦、大豆）の取組

土地利用型作物の生産性を飛躍的に向上させるため、水稻直播栽培や麦・大豆不耕起栽培の導入、高性能農業機械の効率的利用、乾燥調製貯蔵施設を拠点とした品質管理の強化等及び米のカドミウムや麦類の赤かび病対策等を推進。

麦については、実需者ニーズに即した品質の向上及び安定化を図るため、新品種・技術を組み合わせた品質向上栽培技術体系を確立・普及するとともに、タンパク質含有量等の成分規格に応じた品質評価体制の確立、成分毎の仕分け保管・出荷等を推進。

大豆については、実需者の求める品質、ロット等により安定供給できる体制を確立するため、生産の安定化技術の実証、実需者と連携した新品種の加工適性評価等を実施するとともに、産地と実需者の結びつきを強化する観点から、産地情報等の受発信、契約栽培の推進、地産地消を中心とした需要拡大の展開等を推進。

主要農作物種子（「主要農作物種子法」（昭和27年法律第131号。以下「種子法」という。）第2条に規定された作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆）の種子をいう。以下同じ。）については、優良な種子の安定的な生産・供給体制の確立を推進。

(2) 畑作物・地域特産物（いも類、茶、雑豆・落花生、てん菜、さとうきび等の畑作物及びそば、ハトムギ、こんにゃくいも、ホップ、繭、葉たばこ、薬用作物、油糧作物、染料作物、和紙原料等）の取組

畑作物・地域特産物について、直播の導入など大規模機械化体系の実現を可能とする省力化技術を確立するとともに、新品種の特性等に応じた栽培技術の普及など実需者の求める品質・価格等のニーズに対応可能な生産体制を確立し、国際化の進展にも対応し得る産地形成を推進。

(3) 果樹の取組

うんしゅうみかんのマルチドリップ栽培等の導入による省力化や優良品種の導入等による高品質化の実証や生産履歴等の産地情報の発信体制の構築等を推進。また、優良品種への改植、園内道の整備、園地改良等の園地基盤の整備、低コスト耐候性ハウス・産地管理施設の整備等を推進。

(4) 野菜の取組

生産・流通コストを一層削減するため、機械化一貫体系や選別・調製作業等の省力化・合理化に向けた技術の実証・普及、周年安定供給に向けた産地間連携の確立、流通コスト削減に向けた通い容器の導入実証等を推進するほ

か、低コスト耐候性ハウス、省力化のための共同利用機械等の整備を推進。

また、高品質で付加価値の高い野菜を生産・供給するため、地域特産野菜のブランド化、地産地消等による地域の特色を活かした産地づくり、品質の高い野菜の安定供給を図るための各都道府県における野菜産地の生産出荷体制の強化や野菜指定産地の育成に向けた調査・指導等を推進するほか、高品質野菜の選別や鮮度保持のための集出荷貯蔵施設等の整備を推進。

(5) 花きの取組

花きの生産・流通コストの低減を図るため、低コスト耐候性ハウス、選花施設の整備、ホームユース用短茎多収栽培技術や周年生産技術の普及、産地と実需者等との間の短茎切花の契約取引の導入等の取組を推進。

輸入花きが追従不可能なブランド花きの生産供給体制を構築するため、種子種苗生産供給施設の整備など産地オリジナル品種の育成・開発体制の整備等の取組、高度環境制御栽培施設の整備など高品質生産技術の導入等による姿・形が優れている高級花き供給体制の構築のための取組を推進。

(6) 鳥獣害防止の取組

野生鳥獣による農作物被害を効果的かつ効率的に防止するため、GPS等の最新技術を利用した生息調査、普及啓発活動、被害防止対策のための人材育成及び体制整備、被害防止施設の整備等を推進。

(7) 地産地消の取組

地産地消により地域の農業に対する消費者の信頼を深めるため、生産者による地場農産物の普及活動、消費者が中心になり組織的に地場農産物を応援する活動、地元生産者と消費者の交流活動等の取組を推進。

(8) 農業生産資材費低減の取組

農業経営費の1／3を占めている肥料、農業機械等の農業生産資材費を低減するため、配送拠点における物流情報のシステム化やフレコン輸送の受入システムの確立、廉価な肥料や効率的施肥技術等を活用した低コスト施肥システムの実証・普及、農業機械の点検・整備知識等の普及啓発、中古農業機械のリサイクル、広域的な農作業受委託や農業機械リース・レンタル利用等安価な資材の普及、資材の流通の合理化、効率的な資材の利用等の取組を推進。

(9) 生産体制保安の取組

農作業現場の安全性を確保し、安定的な農業生産活動を行うため、地域の農作業実態や農作業事故原因等に基づいた総合的な農業生産体制の保安対策を推進するための総合的な保安計画等を定め、農作業保安指導員の育成を図るとともに、農作業事故の多発地域や危険性の高いと見込まれる地域を中心に、農作業現場環境改善の推進及び農作業安全指導の徹底等の取組を地域ぐるみで推進。

(10) 育成者権保護・活用の取組

近年の産地間競争の激化、海外農産物の輸入増加等に対抗し、地域農業の

活性化を図るためには、地域オリジナル品種の育成とともに、育成品種の保護・活用に積極的に取り組む必要があることから、育成者権侵害に関する情報収集・交換を行うとともに、種苗利用者に対する普及・啓発活動、侵害に関する仲裁・調停活動等を支援。

(11) 農産物販路拡大の取組

新たに海外を含めて販路を積極的に拡大しようとする産地において、販路拡大に向けた地元の生産体制を確立するための技術実証等を支援するとともに、高品質化、低コスト化等のための共同利用施設の整備を推進。

(12) 環境保全の取組

環境と調和した持続的な農業生産方式の確立を図るため、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（昭和25年法律175号）に基づく有機農産物の生産技術に適合した農産物、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成11年法律第110号）に基づいた生産体制の確立及びこれらの農業生産方式の面的拡大を図るため、土づくりや環境負荷低減型の施肥技術・防除技術を組み合わせた環境保全型農業技術の確立や、地域段階における農業者が結束して面的まとまりをもった、環境と調和のとれた農業生産方式の導入実証に資する取組を推進。

また、主要畑作地帯における連作障害、地力低下等の問題に対処するため、農家レベルでの休閑緑肥作物等の導入効果の実証・検証等を通じた新たな輪作体系の確立、環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設、「地力増進法」（昭和59年法律34号）に基づく不良土地の改善を目的とした土壌・土層改良等の整備を推進。

(13) 畜産生産基盤育成強化の取組

新たに策定された酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（平成17年3月30日制定。以下「酪肉基本方針」という。）を踏まえ作成する都道府県酪肉近代化基本計画（以下「都道府県酪肉近代化計画」という。）等の策定及びその実現のための具体的な取組内容や工程表等を明記したアクションプランを策定し、同プランに基づく、地域における各分野の専門家等を構成員とする専門家支援チームの設置及び同チームによる産地リーダーや地域の生産者集団等に対する重点的な生産・経営技術支援指導、生産・経営技術支援指導に必要な地域段階での生産・経営情報データベースの構築、インターネットによる情報の効率的な提供、相談窓口の機能強化、これらに必要な会議等の開催及び調査・分析等を推進。

また、担い手育成ファーム（円滑な新規就農の実現を目的に地方公共団体、農業協同組合等により構成される協議会が認定した指導力・技術力を有する優良な畜産経営体、農業生産法人等をいう。以下同じ。）の認定や新規就農希望者の研修等により畜産における新規就農を推進するとともに、地域内一貫生産体制の確立や効率的生産のための外部化・分業化のための施設、消費

者ニーズに対応した畜産物の加工・販売施設、支援組織の育成及び再編統合、事業規模の拡大・多角化に必要な施設、哺乳ロボットを活用した超早期離乳等の新たな生産方式の普及、子牛生産部門の協業化、地域の核となる協業法人経営体育成のための施設、酪農地域における肉専用種繁殖経営の導入のための施設、畜産経営を円滑に継承するための離農跡地等の条件整備等を推進。

(14) 飼料増産の取組

自給飼料生産の普及・啓発活動等の飼料増産運動を展開するため、都道府県及び市町村段階における飼料増産戦略会議等の開催並びに現地指導を推進。

自給飼料生産拡大による自給飼料に立脚した畜産生産構造への転換を図るため、自給飼料生産基盤の強化、高生産性飼料生産システムの確立、TMRセンターの設置、日本型放牧の拡大、公共牧場の効率的利用、未利用地を活用した放牧等の畜産利用等に必要な作付条件整備、施設機械の整備並びに当該施設機械のリース等を推進。

単収向上、生産の効率化等自給飼料生産に係る新技術の確立・普及等による飼料生産の拡大を図るため、飼料生産利用技術の確立・普及、優良品種の選定・普及に必要な条件整備の推進、地域の実情に応じた飼料増産に係る技術・営農実証を推進。

畜産業への支援を通じた、安全・安心な畜産物生産及び地域環境の保全等を図るため、特定非営利活動法人による自給飼料を活用した畜産物生産、放牧地整備等への支援等を推進。

(15) 家畜改良増殖の取組

乳用牛の改良による生産コストの低減、品質等の向上等を図るため、乳用牛の改良体制の強化に係る計画の策定及びその実現のための牛群検定組合の再編統合及び地域における家畜人工授精技術者等との連携を促進するとともに、後代検定の実施・指導等、牛群検定の実施・普及、研修会の開催、情報の分析及び指導、自動搾乳システムによる能力検定の検討等を推進。

肉用牛の改良を図るため、優良な繁殖雌牛群の整備、後代検定による高能力種雄牛の選抜、受精卵利用検定の推進、能力評価体制の整備、雌牛能力の調査指導等並びに肉用牛検定施設及び和牛受精卵供給施設の整備を推進。

中小家畜（豚、鶏）の効率的な改良増殖を図るため、系統造成及び能力検定純粋種豚の維持・改良、遺伝的能力評価の体制整備及び優良種豚の貸付、鶏の育種改良関連新技術の開発・実用化、改良施設の整備等を推進。

馬の改良増殖を推進するため、馬の育成施設の整備、生産技術向上研修会の開催、優良種雌馬の選抜・導入・貸付等を推進。

特用家畜（めん羊、山羊、みつばち、地鶏等）の振興を図るため、協議会等の開催、現地調査及び指導、特用畜産物の普及啓発、簡易な飼養施設、処理加工施設の整備等を推進。

家畜導入を促進するための基金造成による乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛の貸

付け及び譲渡並びに家畜導入者に対する指導並びに沖縄県における県外からの肉用種雄牛の購入・供用等を推進。

(16) 畜産新技術の取組

クローン技術やDNA解析技術を利用した育種改良手法の開発・検証、性判別受精卵の生産利用体制の整備及び豚受精卵移植を推進するとともに、他の機関との共同試験、受卵牛のモデル飼養、技術者の養成等による受精卵移植技術の高位平準化及びこれらに必要な条件整備を推進。また、消費者等との意見交換、畜産新技術の普及に向けた実証展示などの取組を推進。

子牛の損耗防止技術を確立するための飼料成分、給餌方法、栄養状態等の調査・分析、リキッド・フィーディングによる飼養管理の省力化に係る実用化試験、研修会の開催等を推進。

家畜個体識別情報の活用及び飼料適正使用を促進するため、推進協議会等の開催、畜産経営等に対する調査指導、普及啓発、飼料の抽出検査等、飼養管理情報の収集、データベース化及び情報提供システムの実証展示等を推進。

(17) 生乳乳製品流通の取組

消費者ニーズ、地域の特性を活かした牛乳・乳製品のブランド確立の取組を推進。

生乳生産段階へのHACCP手法（乳温管理システム）導入をモデル的に推進し、より安全な原料乳供給を促進するため、乳質管理に必要な乳温管理機器の整備を推進。

広域指定生乳生産者団体の運営に対する指導・調整、生乳需給調整推進指導及び乳質改善に向けた検討・指導、広域指定生乳生産者団体（北海道又は沖縄県にあっては、北海道又は沖縄県指定生乳生産者団体を含む。以下同じ。）が行う需要に即した生乳の計画生産達成の効果的な推進及び乳質基準等の運用改善の取組を推進。また、広域指定生乳生産者団体の区域内の広域乳質検査体制を整備するため、生乳検査組織の在り方、生乳検査手法の統一等について検討・協議し、統一検査を行うための乳質検査機器の整備を推進。

乳業の再編・合理化を推進するため、都道府県は、酪肉基本方針等に即した地域ブロック計画の策定に参画。また、都道府県酪肉近代化計画、地域ブロック計画の内容に即した乳業再編都道府県計画、乳業再編実行計画の策定等を推進。

(18) 食肉等流通体制整備の取組

産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設における処理の効率化や品質の向上及び機能向上・改善のための施設整備、家畜取引における近代化・合理化及び環境・衛生対策等のための施設整備、肉畜・鶏卵等の生産出荷動向等の調査及び予測並びに需給調整等のための協議会の開催、指導等を推進。

(19) 草地流動化促進の取組

草地畜産基盤整備事業実施地区において、引き続き担い手草地集積事業を推進するとともに、連坦団地の形成等高生産性の草地基盤の構築を図るため、担い手農家への土地集積状況等の把握・分析及び連坦化等の推進並びに条件整備等を推進。

(20) 耕種作物活用型飼料増産の取組

耕種作物を活用した飼料増産を推進するため、耕種農家と畜産農家の水田飼料作物利用供給契約の円滑化のための推進員の設置、稲発酵粗飼料生産利用に係る技術の確立・普及等の推進、稲発酵粗飼料に適した品種種子の増殖、展示ほ場等による技術指導、水田地帯における繁殖雌牛経営育成推進のための経営育成計画の策定、新規繁殖雌牛経営に対する研修、水田地帯で生産した飼料の広域流通のための現地実態調査の取りまとめ等を推進。

水田における飼料作物作付拡大の条件整備を図るため、稲わら等有機資源の収集・供給、堆肥との交換、水田地帯における繁殖経営育成粗飼料の広域流通に必要な施設機械等の整備及び当該施設機械のリースを推進。

(21) 多角的農作業コントラクター育成の取組

担い手の規模拡大等に伴う労働力不足を補完するため、地域の実情を考慮した耕種・畜産部門の農作業受委託方針の策定、農作業受委託の推進、ニーズに即した受託作業を展開するための実態調査、農作業請負計画作成、農業機械オペレーターの技能講習会の開催、農家及び組織の経営合理化のための経営支援、中古・遊休保有農業機械の処分斡旋、農作業受委託の有効性の普及・啓発、農業機械作業の請負に必要な農業機械・施設の整備及び当該施設の機械のリースの実施等により、耕種部門と畜産部門の多角的な農作業を行う総合的なコントラクター（農作業請負組織）の育成を推進。

2 取組の実施基準等

(1) 推進事業・整備事業共通事項

ア 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。

イ 事業実施主体が農業者等の組織する団体である場合において、次のいずれかの要件を満たす場合にあっては、要綱別表のⅠの採択要件の欄の1の（1）及び2の（1）の規定にかかわらず、3戸未満であっても事業実施主体として認めることができる。この場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画に別記様式1号の事業実施主体要件適合確約書（特定農業法人用又は農業生産法人用）を添付するものとする。

（ア）事業の実施計画策定時に、特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）であって、次の要件をすべて満たすものであること。

なお、c及びdの目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

- a 本事業終了後5年間引き続き特定農業法人であるか、基盤強化法第23条第4項の農用地の利用の集積を行うこと。
 - b 特定農用地利用規程（基盤強化法第23条第4項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。）の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
 - c 特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
 - d 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- (イ) 事業の実施計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が構成員となっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農業生産法人（「農地法」（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）であって、次の要件をすべて満たすものであること。
- なお、b及びcの目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。
- a 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。
 - b 当該法人の受益区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
 - c 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- ウ 農事組合法人（「農業協同組合法」（昭和22年法律第132号）第72条の三に規定する農事組合法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体（要綱別表のⅠの事業実施主体の欄の1の（9）の「生産局長等が別に定める」団体とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。以下同じ。）が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。
- エ 事業の実施にあつては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。
- オ 要綱別表のⅠの事業実施主体の欄の1の（22）及び2の（15）の特認団体は、次のとおりとする。
- (ア) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であつて、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

(イ) その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体。

カ 要綱別表のⅠの事業実施主体の欄の１の(11)及び２の(11)の「生産局長等が別に定める消費者団体」とは、「消費者の権利・利益の擁護・維持を目的又は活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された団体及びこれに準ずる団体で、消費者のための活動を恒常的に行っている民間団体（企業・業界団体は除く。）」とし、かつ次の要件をすべて満たす団体とする。

(ア) 名称、事務所、会員、役員の構成、事業運営、会計年度等について規定された規約等により適正な運営が行われていること。

(イ) 営利を目的としないものであること。

(ウ) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするものでないこと。

(エ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。

(オ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第３条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にあるものを又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

(カ) 構成人数が原則として２０人以上の団体であること。

キ 要綱別表のⅠの事業実施主体の欄の１の(10)の「生産局長等が別に定める市場関係者」とは、次に掲げるものとする。

(ア) 中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって、地方公共団体又は第３セクターによって構成されているもの。

(イ) 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、農業者団体で構成する団体又は協議会（会則等の定めがあるものに限る。）であって、営利を目的としないもの。

ク 飼料増産及び耕種作物活用型飼料増産の取組を実施する場合には、事業実施地域において、飼料増産に係る推進計画が作成されているか、又は作成されることが見込まれる市町村の区域内若しくは都道府県知事が適当と認める市町村の区域内であることとする。

(2) 推進事業

ア 共通事項等（要綱別表のⅠの採択要件の欄の（３）の生産局長等が別に定める要件及び基準等）

（ア）販売促進のために実施するＰＲ活動としての、ポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会、交流会等に係る経費は、交付の対象外とする。

（イ）事業実施主体は、要綱別表のⅠのメニューの欄の（１）のエの「実証、試験の実施」、オの「技術の普及」、カの「啓発活動」、キの「その他」にあっては、必要最小限の施設・機械等を借り上げることができるものとする。

（ウ）事業実施主体は、推進事業の実施において、都道府県知事が適当と認める事業又は専門的な知見を要する事業を、必要に応じて一部委託することができるものとする。

（エ）土地利用型作物（種子用は除く。）の取組を実施する場合には、次に掲げるすべての要件に適合すること。

ａ 原則として、土地利用型作物のうち２作物以上を事業対象作物として取り組みを行っていること。

ｂ 事業対象作物の作付地目に水田がある場合には、地域水田農業ビジョン（「水田農業構造改革対策実施要綱」（平成16年４月１日付け15生産第7999農林水産事務次官依命通知）第３の２に基づくものをいう。以下同じ。）が策定されていること。

（オ）主要農作物種子については、原原種ほ及び原種ほの設置及び管理運営、ほ場及び生産物の審査、地域条件に適した優良な品種を決定するための試験等に要する経費は交付の対象外とする。

（カ）畑作物の取組のうち、てん菜を事業対象とする場合にあっては、事業実施地区がてん菜生産振興地域（甘味資源特別措置法（昭和39年法律第41号）第４条により指定された地域をいう。）内であり、また、さとうきびを事業対象とする場合にあっては、事業実施地区がさとうきび生産振興地域（甘味資源特別措置法第４条により指定された地域をいう。）内であることとする。

（キ）畑作物・地域特産物の取組のうち繭を対象とする場合にあっては、生産局長等が別に定める通知により指定された養蚕文化継承地域を受益地を含めることとする。

（ク）畜産生産基盤育成強化の取組にあっては、都道府県酪肉近代化基本計画等に基づく経営支援対象及び内容、各支援機関の連携、支援活動の成果指標と工程表等を明記したアクションプランを都道府県等が策定し、事業を推進するものとする。

（ケ）飼料増産及び耕種作物活用型飼料増産の取組にあっては、農作物種子に係る経費を、交付対象とできるものとする。

- (コ) 家畜改良増殖の取組のうち乳用牛を対象とするものにあつては、牛群検定事業に参加するとともに、後代検定事業を実施するものとする。
- (サ) 都道府県が、食肉等流通体制整備の取組を対象として事業を実施する場合にあつては、肉畜、鶏卵等の需要に見合った計画的生産を推進するものとし、うち肉豚、ブロイラー及び馬を対象とする場合にあつては、次に掲げる個々の要件に適合するものとする。
- a 肉豚に係るもの
事業実施前年度の肉豚出荷頭数が、原則として、おおむね50,000頭以上の都道府県
 - b ブロイラーに係るもの
事業実施前年度の出荷羽数が、300,000羽以上の都道府県
 - c 馬に係るもの
 - (a) 軽種馬にあつては、事業実施前年度の12月31日現在における繁殖雌馬飼養戸数が、原則として、50戸以上の都道府県
 - (b) 農用馬にあつては、事業実施前年度の2月1日現在における馬飼養戸数が、原則として、100戸以上の都道府県
 - (c) 肥育馬にあつては、事業実施前年度の2月1日現在における肥育馬飼養戸数が、原則として、20戸以上の都道府県
 - (d) 乗用馬にあつては、乗馬施設が存在する主要都道府県又は乗馬生産農家が存在する主要都道府県
- (シ) 生乳乳製品流通の取組を対象として事業を実施する場合にあつては、事業実施主体は、都道府県、市町村、公社、農業協同組合連合会、農業協同組合、広域指定生乳生産者団体、民法第34条法人及び共同乳業者に限るものとする。
- (ス) 草地流動化促進の取組にあつては、草地畜産基盤整備事業（草地開発整備事業費補助金交付要綱（昭和45年12月10日付け45畜B第2838号農林事務次官依命通知）別表参照）を実施している地区を含めた地域及び実施される見込がある地区を含めた地域において実施することができるものとする。
- なお、事業実施主体は、都道府県及び市町村に限るものとする。
- (セ) 耕種作物活用型飼料増産の取組を対象として事業を実施する場合にあつては、事業実施主体は、都道府県、市町村、公社、農業協同組合連合会及び農業協同組合に限るものとする。

イ 協議会の開催

要綱別表のⅠのメニューの欄の（１）のアの「協議会の開催」は、産地競争力強化の確立のために必要な都道府県、市町村、農業協同組合、消費者、実需者、流通業者、地域内のリーダー的立場にある農業者等で構成された協議会及び検討会等を実施することができるものとする。

ウ 行動計画の作成

要綱別表のⅠのメニューの欄の（１）のイの「行動計画の策定」は、産地競争力強化を確立するために必要な行動計画、生産振興目標、研修プログラム等の策定を実施することができるものとする。

エ 調査の実施

要綱別表のⅠのメニューの欄の（１）のウの「調査の実施」は、産地競争力強化の確立のために必要な農畜産物の生産状況及び消費動向調査、生産・経営技術指導等に係る調査・分析及び診断、生産資材等の実態調査、土壌・水質の調査等を実施することができるものとする。

（ア）調査の実施に当たり現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

（イ）調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付の対象外とする。

（ウ）家畜改良増殖の取組のうち乳用牛を対象とする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

a 乳用牛改良体制の強化のための地域の乳用牛改良状況に関する調査にあっては、獣医師又は家畜人工授精師と連携して実施するものとする。

b 牛群検定の普及に係る問題点等の調査の実施にあっては、経産牛の飼養頭数が当該都道府県における酪農経営の平均飼養頭数を上回り、又は上回ることが確実と見込まれる酪農経営を対象とすることとする。

（エ）家畜改良増殖の取組のうち鶏を対象とする場合にあっては、要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書きの生産局長等が別に定める額は、フィールド飼養特性調査に係る経費とし、定額とする。

（オ）食肉等流通体制整備の取組のうち、肉畜、鶏卵等の需要の調査については、次に掲げる要件に適合するものとする。

a 肉豚に係る調査対象農家戸数は、都道府県内の子取り用雌豚飼養頭数を合計して、おおむね５割以上の頭数又は５,０００頭以上を確保できる子取り用雌豚飼養農家戸数及び都道府県の年間出荷頭数を合計して、おおむね５割以上の頭数又は５０,０００頭以上を常時出荷している肥育豚出荷農家戸数とする。

b 鶏卵に係る調査対象者は、採卵用成鶏雌を１０,０００羽以上飼養している者とする。

c 馬に係る調査対象者は、次の基準で選定した市町村の区域内の馬の使用者又は乗馬施設管理者とする。

（a）軽種馬にあっては、繁殖雌馬飼養頭数がおおむね１０頭以上の市町村（ただし、北海道にあっては５０頭以上、東北及び関東地域にあっては

ては20頭以上)

- (b) 農用馬・肥育馬・乗用馬・乗馬施設にあつては、飼養動向又は乗馬需要を調査する上での指標性の高いと認められる市町村

オ 実証、試験の実施

要綱別表のⅠのメニューの(1)のエの「実証、試験の実施」は、産地競争力強化の確立のために必要な新技術の実証、新品種の導入等の実証、試験を実施することができるものとする。

- (ア) 農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合、実証、試験については、環境保全、飼料増産及び家畜改良増殖の取組を対象とした取組を除き交付の対象外とするものとする。
- (イ) 実証、試験の実施に係る作業の実施経費、営農技術等の記帳手当、機械・機器の一時借上料金、資材(事業実施地区において一般に生産に摘要されている肥料等は除く。)の購入費、機器等の試作経費、ほ場借り上げ料、土壌診断、管理記録に要する費用及び別に定める費用は、経費に含むことができるものとする。
- (ウ) 実証、試験として加工品の開発及び改良を行う場合、新製品又は改良製品の包装容器及び包装デザインの開発及び改良については、交付の対象外とする。
- (エ) 実証、試験に係る廃棄物処理経費は交付の対象外とする。
- (オ) 環境保全の取組にあつては、次に掲げる要件により実施するものとする。
- a 事業実施主体は、実証事業参加農業者から環境と調和のとれた農業生産活動通知の別記様式(点検シート)について事業実施計画の協議までに提出を受けることにより、当該農業者が同通知に基づく点検を実施した旨を確認するものとする。
 - b 地域の農業者が結束して面的まとまりをもって環境と調和のとれた農業生産方式の導入実証に取り組む場合には、受益地は原則として旧市町村単位以上とし、実証ほの設置面積は、面的まとまりをもったモデル性の高い団地であつて、おおむね5ヘクタール以上とする。
 - c 緑肥作物の導入効果について実証及び検証を実施する場合には、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - (a) 対象農地が普通畑であること。
 - (b) 休閒緑肥作物等の導入によって新たな畑作輪作体系の確立及び普及の推進が見込まれること。

なお、事業実施にあたり、当該地域が不良土壌等である地区においては、緑肥作物の導入に併せてたい肥の施用ができるものとする。この場合の交付対象は、たい肥施用に必要な資材費、たい肥散布用農業

機械借料等に要する経費とする。

また、合理的な輪作体系の確立を図る観点から、休閒緑肥作物、後作緑肥作物の導入効果について実証及び検証を行う場合には、2作物以上の輪作体系の中に緑肥作物を組み入れるものとする。

(カ) 飼料増産の取組にあっては、次に掲げるものとする。

なお、本取組に係る必要最小限の機器の導入費及び一般に生産に適用されている資材費を、経費に含めることができるものとする。

a 整備事業の飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備における放牧拡大整備（集約放牧等の技術を導入するモデル経営の実証展示に必要な利用条件整備等）により、放牧モデル経営として事業を実施した場合にあっては、負担軽減に係る経費を交付対象にできるものとする。

なお、要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書きの生産局長等が別に定める場合及び額は、次に掲げるとおりとする。

(a) 飼養管理費用

飼養管理費用に係る経費	生産局長等が別に定める額
1 乳用牛経営 成雌牛（2歳以上）に係る飼養管理費用（家畜運搬費、家畜衛生費等）	1頭当たり、10,000円を限度
2 肉用牛経営 繁殖雌牛に係る飼養管理費用（家畜運搬費、家畜衛生費等）	1頭当たり、10,000円を限度

上記の支払期間は、放牧モデル経営の整備を完了した年度から3年間を限度に支払いできるものとする。

(b) 草地管理費用

当該経営が、蹄耕法等による草地造成を行った場合の草地管理（刈払い、追肥等）に要する経費として、管理面積10アール当たり10,000円を限度とし、交付できるものとする。

なお、草地管理費の支払期間は、蹄耕法等による草地造成を完了した年度の翌年から2年間を限度に支払いできるものとする。

(c) 放牧調査牛にかかる経費

当該経営の経営実証に必要な放牧調査牛を、市町村等が購入、貸付ける場合にその購入価格及び諸経費（家畜市場手数料、運賃等）として、1頭当たり175,000円を限度とし、交付できるものとする。

なお、放牧調査牛の貸付期間は、当該経営の実証展示期間とし、原則3年以内とする。

b 整備事業の飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備における未利用地

活用放牧整備（未利用を地蹄耕法により不耕起で放牧地として活用する整備等）により傾斜地等を草地に造成した者に対し、草地の管理（刈払い、追肥、追播等）に係る経費を交付できるものとする。

なお、要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書きの生産局長等が別に定める場合及び額は、草地の管理に係る経費とし、管理草地面積10アール当たり10,000円を限度として交付できるものとする。

また、支払期間は、事業実施年度から5年間を限度するが、地域の状況等によっては、事業を実施した翌年度から5年間を限度とすることができるものとする。

- c 飼料作物の生産性の高い効率的な生産技術の実証、試験を、農協等が事業実施主体となり、その他農業者の組織する団体、農業生産法人等、その他都道府県知事が適当と認めるものに対し、委託して実施する場合、その取組に係る経費を交付できるものとする。

なお、要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書きの生産局長等が別に定める場合、率及び額は、次に掲げるとおりとする。

生産技術の実証、試験の経費	生産局長等が別に定める率又は額 (下記の額を上限とし、1／2以内)
1 細断型ロールベール調製タイプの事業に必要な経費	10アール当たり15,500円を上限とする。
2 不耕起栽培タイプの事業に必要な経費	10アール当たり11,500円を上限とする。
3 稲発酵粗飼料直播タイプの事業に必要な経費	10アール当たり14,000円を上限とする。
4 省力型放牧タイプの事業に必要な経費	10アール当たり7,500円を上限とする。

- (キ) 家畜改良増殖の取組にあっては、次に掲げるものとする。

なお、本取組に係る必要最小限の機器の導入費及び家畜の導入に係る費用を経費に含めることができるものとする。

- a 肉用牛改良を行う場合にあっては、別に定める肉用牛後代検定実施方法及び基準（以下「後代検定基準」という。）の他、次に掲げるものとする。

- (a) 要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書きの生産局長等が別に定める場合及び額は、次に掲げるとおりとする。

肉用牛改良に係る経費	生産局長等が別に定める額 交付に要する経費（国庫交付金に都道府県費を加えた額）の1／2以内（下記に定める額を上限とする。）

基礎雌牛整備費	1頭当たり 23,500円
優良子牛生産推進費	1頭当たり 3,700円
特定形質雌牛整備費	1頭当たり 23,500円
特定形質子牛生産推進費	1頭当たり 50,000円
調整交配雌牛確保費	広域後代検定実施県については1頭当たり17,500円 地域後代検定実施県については1頭当たり14,000円
検定子牛検定推進費	広域後代検定実施県については1頭当たり22,500円 地域後代検定実施県については1頭当たり19,000円
全きょうだい肥育牛確保費	1頭当たり 114,500円
全きょうだい雌牛保留費	1頭当たり 13,500円
分割卵肥育牛確保費	1頭当たり 114,500円
肥育牛確保費	1頭当たり 114,500円

(b) 都道府県知事は、次に掲げる場合にあつては、決められた算式により算出された額を国庫に納付しなければならない。

- i 本事業により購入した優秀雌牛を他に譲渡又は廃用処分した場合に生じた収入のうち、次の算式により算出された額（当該金額が国の交付に係る額を超える場合は、国の交付に係る額とする。以下同じ。）

$$A = B \times C / D$$

A：国庫に納付すべき額

B：国の交付を受けて導入した優秀雌牛を譲渡又は廃用処分して得た収入額

C：譲渡又は廃用処分した優秀雌牛の導入に係る国の交付額

D：譲渡又は廃用処分した優秀雌牛を導入したときの購入価格に相当する金額

- ii 本事業により購入した検定雄牛を他に譲渡又は廃用処分した場合に生じた収入のうち、次の算式により算出された額（当該金額が国の交付に係る額を超える場合は、国の交付に係る額とする。以下同じ。）

$$A = B \times C / D$$

A：国庫に納付すべき額

B：① 国の交付を受けた検定雄牛のうち、検定後、種雄牛として選定供用しないものを検定終了後に処分した場合（後代検定終了後に後代検定に係る調査子牛を生産するため以外には供用せずに廃用処分したものを含む。）にあつては、処分時の売払価格から飼料費を控除した額

ただし、飼料費は、直接検定期間中の検定用配合飼料費及び譲渡又は廃用処分時までの給与配合飼料費から国の交付額を控除した合計額とする。

② 検定後種雄牛として選定供用したもので、農林水産大臣が別に定める耐用年数以内において他に譲渡した場合にあっては、譲渡に伴い生じた収入額

③ 検定後種雄牛として選定供用したもので、耐用年数以内において廃用処分した場合でこれに伴い収入を生じた場合にあっては、廃用処分に伴い生じた収入額

C：売払処分又は譲渡した検定雄牛の購入に関する国の交付額

D：売払処分又は譲渡した検定雄牛を購入したときの購入価格に相当する額

iii 本事業により購入した供卵牛を他に譲渡又は廃用処分した場合に生じた収入で、i に準じて算出された金額

b 豚改良を行う場合にあっては、次に掲げるものとする。

(a) 要綱別表の I の交付率の欄のただし書きの生産局長等が別に定める場合、率及び額は、次に掲げるとおりとする。

豚改良に係る経費	生産局長等が別に定める率又は額は、以下のとおりとする。 1 2 から 4 に掲げるものを除く場合は、事業費の 1 / 2 以内であって、下記に定める額以内 2 沖縄県の優良種豚の導入の場合は、3 / 4 以内であって、下記に定める額以内 3 F 1 種雌豚の導入にあっては、交付に要する経費(国庫交付金に都道府県費を加えた額)の 1 / 2 以内(沖縄県にあっては 3 / 4 以内)であって、下記に定める額又は率を上限とする。) 4 沖縄県の優良種豚の貸付にあっては、交付に要する経費(国庫交付金に都道府県費を加えた額)の 3 / 4 以内であって、下記に定める額又は率以内
種雌候補豚の購入費 (沖縄県で行う場合を除く。) 種雄候補豚の購入費 (沖縄県で行う場合を除く。) 種雌候補豚の購入費 (沖縄県で行う場合に限る。)	1 頭当たり 22,500 円 1 頭当たり 30,000 円 1 頭当たり 127,500 円

種雄候補豚の購入費 (沖縄県で行う場合に限る。)	1 頭当たり172,500円
優良種雌豚の導入に係る購入費 (沖縄県で行う場合に限る。)	1 頭当たり127,500円
優良種雄豚の導入に係る購入費 (沖縄県で行う場合に限る。)	1 頭当たり172,500円
F 1 種雌豚の購入費 (沖縄県で行う場合を除く。)	1 頭当たり22,500円又は12.95%
F 1 種雌豚の購入費 (沖縄県で行う場合に限る。)	1 頭当たり127,500円又は12.95%
優良種雌豚の貸付けに係る購入費 (沖縄県で行う場合に限る。)	1 頭当たり127,500円又は12.95%
優良種雄豚の貸付けに係る購入費 (沖縄県で行う場合に限る。)	1 頭当たり172,500円又は12.95%

(b) 都道府県知事は、次に掲げる場合にあっては、決められた算式により算出された額を国庫に納付しなければならない。

i 本事業により購入した種畜候補豚（遺伝的能力評価のための血縁構築の用に供するため購入したものを除く。）及びF1種雌豚を他に譲渡又は廃用処分した場合に生じた収入については、aの（b）のiiに準じて算出された額。

ただし、算式のBについては、廃用処分等により生じた収入から当該豚のけい養に要した飼料費を控除して得た額とする。

ii 本事業により遺伝的能力評価のための血縁構築の用に供するため購入した種畜候補豚を他に譲渡又は廃用処分した場合に生じた収入については、aの（b）のiに準じて算出された額。

iii 本事業により購入した優良種豚を他に譲渡若しくは廃用処分又は賠償した場合に生じた収入については、aの（b）のiiの算式中Bを次により読み替え算出された金額。

B：(i) 貸付期間満了後譲渡した場合にあっては、当該貸付豚の肉価格評価額

(ii) 廃用処分、賠償等の場合にあっては、これにより生じた収入額

(c) 事業実施主体は、改良組合等の組合員の名簿、交付対象となる豚の管理台帳等を備え、導入された豚について整理するとともに、毎年度純粋種豚等の異動状況を取りまとめて報告するものとする。

c 乳用牛を対象とする場合にあっては、次に掲げるものとする。

(a) 牛群検定の実施にあっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

i 農業協同組合、農業協同組合連合会、公社、その他農業者の組

織する団体及び特認団体（以下、この項において「農協等」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす酪農経営を検定経営として選定するとともに、選定された検定経営をもって構成する乳用牛群検定組合を組織化するものとする。

（i）原則として、飼養する全乳用牛を対象として検定を実施すること。

（ii）後代検定事業の実施に必要な候補種雄牛の娘牛の生産、育成、能力検定等の実施が確実であると見込まれること。

ii 農協等は、次に掲げる畜産関係職員等であって、この事業に係る知識及び経験を有する者を検定員に任命又は委嘱し、検定が別に定める乳用牛改良増殖推進事業検定実施方法及び基準（以下「乳用牛検定基準」という。）に従い的確に実施されるための検定員及び検定経営に対する検定日における検定の正確な実務、乳成分の正確な測定及び検定結果の正確な記録及び確認、特に、自家検定経営における検定員による検定記録の確認等について指導を行うものとする。

（i）普及指導員を含む都道府県の技術職員

（ii）乳用牛改良関係団体職員

（iii）農業協同組合、農業協同組合連合会等の技術職員

（iv）その他都道府県知事が適当と認める者

iii 要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書きの生産局長等が別に定める場合及び率は、農協等が牛群検定を実施するために要する経費とし、交付に要する経費（国庫交付金に都道府県費を加えた額をいう。）の $1/2$ 以内であって、事業の実施に要する経費の 21.1 パーセントを上限とする。

（b）自動搾乳システムによる能力検定の検討のための調査にあっては、自動搾乳システムの泌乳測定に係る自動サンプリング装置をモデル農家（自動搾乳システムを導入又は導入が見込まれる畜産経営）に設置し、別に定める全国牛群検定推進会議において定める能力検定基準に従い実施するものとする。

（c）後代検定の実施にあっては、農協等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

i ホルスタイン登録協会の定めるホルスタイン種牛登録規程による登録牛又はこの登録規程に基づく登録が確実と見込まれる種雌牛であって、検定材料娘牛の生産に必要な種雌牛としての飼養が確実と認められるものを確保するものとする。

ii 別に定める全国後代検定推進会議で策定された後代検定推進計画及び乳用牛検定基準に基づき、検定経営に対し、検定材料娘牛の生産に必要な交配及び検定材料娘牛の牛群検定への早期加入等

の実務指導を行うものとする。

iii 乳用牛検定基準に基づき、後代検定の実施状況についての調査等を実施するものとする。

(d) 後代検定の推進に係る交配技術料の交付にあっては、次に掲げる要件をすべて満たす交配について行うことができるものとする。

i 農協等が初産妊娠のために実施した交配

ii 当該年度に受胎を確認した検定材料娘牛であって、牛群検定に参加しておりホルスタイン登録協会の定めるホルスタイン種牛登録規程による登録牛若しくは登録申し込み中の雌牛に対する交配

iii 検定済種雄牛若しくは、候補種雄牛又はこれらに準ずるものの精液を使用した交配

d 馬の改良増殖のうち農用馬の改良を行う場合にあっては、次に掲げるものとする。

要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書きの生産局長等が別に定める場合、率及び額にあっては、優良種雌馬の貸付に係る導入に要する経費とし、次に掲げるとおりとする。

優良種雌馬の貸付に係る導入経費	生産局長等が別に定める率又は額 交付に要する経費（国庫交付金に都道府県費を加えた額）の1／2以内（下記に定める額又は率を上限とする。）
1 種雌馬購入費 外国から購入する場合に限る。 改良組合内から導入する場合に限る。	1 頭当たり170千円又は22.35% 1 頭当たり150千円又は22.35%
2 種雌馬輸送費 外国から購入する場合に限る	1 頭当たり250千円

e 家畜導入を行う場合にあっては、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、公社及び特認団体（以下（b）において「市町村等」という。）が、家畜導入のための基金を造成し、実施するものとする。

なお、本事業は、別に定める家畜導入実施基準（以下「家畜導入実施基準」という。）の他、次に掲げる要件を満たすものとする。

(a) 特別導入の実施者及び実施地域等

家畜を導入する高齢者等は、農業に従事する満60才以上の者又は、農業経営において基幹的役割を果たす者が一定期間出稼ぎ等により農作業に従事できない農業経営の世帯に属し、成年に達している者とする。実施地域は、山村振興法（昭和40年法律64号）第7条第1項に基づき、振興山村に指定された地域、過疎地域自立促進特別措

置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき、公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）の適用区域及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の適用区域とする。なお、一定期間とは1か月以上の期間をいい、出稼ぎ等には農閑期における継続的な日雇等の季節的就労を含むものとする。

(b) 基金の造成、管理等

i 基金の造成

(i) 市町村等は、家畜導入の実施計画等を基礎とする事業実施計画書に基づく交付金（当該年度及び当該年度の翌年度の第2四半期までの事業実施予定計画量に要する経費に充てる資金）の交付を受け、当該交付金（自己負担分がある場合にあっては、当該自己負担金を含む。）を基金に造成するものとする。

(ii) 基金の造成額は、(i)の家畜導入の実施予定計画頭数から当該年度当初における基金の残高を1頭当たりの取り崩し額で除して得た導入可能頭数(小数点以下は切り捨て、整数とする。)を差し引いて得た追加造成必要頭数に1頭当たりの取り崩し額を乗じて得た額以内とする。

ii 基金の管理及び運営

市町村は、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第209条第2項又は第241条第1項の規定に基づく特別会計又は基金の設置に関する条例を定め、又は改正し、当該条例の規定に従い、市町村等（市町村を除く。）は、基金の設置に関する規程等を定め、又は改正し、当該規程等の規定及び家畜導入実施基準に従い、それぞれの基金を適正に管理及び運営するものとする。

iii 特別導入に係る基金の調整

都道府県知事は、特別導入に係る基金について、事業実施計画において余剰金が生じている市町村がある場合は、家畜導入実施基準に従い、当該余剰金のうち基金造成に係る国及び都道府県の助成額に相当する額を当該市町村に納付させ、当該納付に係る額の全部又は一部を、特別導入に係る事業実施計画を有する他の市町村に対し交付することができるものとする。

(c) 交付対象経費

基金を取り崩すことができる交付対象経費は、家畜の購入費（当該家畜の購入価格（生産子牛を供給する事業を行う農業協同組合等がその生産又は育成した家畜をこの事業の用に供する場合は、導入家畜の引渡し時点の評価額とする。）と購入等に要した諸経費（家

畜市場手数料、家畜評価手数料、委託購入手数料、購入旅費及び家畜輸送経費（鉄道、航路、自動車等の運賃、積込料、貨車諸設備費、輸送中の飼料費、上乗人夫賃及び輸送保険料）の合計額）及び公共育成牧場等において育成等に要する経費（放牧導入に限る。）とする。

（d）国の交付

要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書きの生産局長等が別に定める場合、率及び額にあっては、次に掲げるとおりとする。

なお、導入家畜1頭当たりの率と定額により算出された額のいずれか低い額を交付することができるものとする。

家畜導入に係る経費	生産局長等が別に定める率又は額 交付に要する経費（国庫交付金に都道府県費を加えた額）の1／2以内（下記の額又は率を上限とし、沖縄県にあっては3／4以内とする。）
1 高品質導入 乳用育成雌牛及び乳用成雌牛の購入費 2 特定地導入 乳用成雌牛の購入費（県外購入の場合、家畜輸送経費を除く。） 家畜輸送経費（県外購入の場合に限る。） 3 一般導入 肉用育成雌牛の購入費 肉用成雌牛の購入費 肉用育成雌牛の購入費（県外購入の場合、家畜輸送経費を除く。沖縄県に限る。） 肉用成雌牛の購入費（県外購入の場合、家畜輸送経費を除く。沖縄県に限る。） 家畜輸送経費（県外購入の場合に限る。沖縄県に限る。） 4 水田導入 肉用育成雌牛の購入費 肉用成雌牛の購入費 5 放牧導入 肉用育成雌牛の購入費 公共育成牧場等における経費の金利、種付け料及び登録料	導入家畜1頭当たり21,500円 導入家畜1頭当たり67,600円又は19.43% 導入家畜1頭当たり75% 導入家畜1頭当たり46,000円又は12.6% 導入家畜1頭当たり46,000円又は7.65% 導入家畜1頭当たり82,700円又は18.9% 導入家畜1頭当たり82,700円又は11.48% 導入家畜1頭当たり75% 導入家畜1頭当たり55,000円又は12.6% 導入家畜1頭当たり55,000円又は7.65% 導入家畜1頭当たり46,000円又は12.6% 導入家畜1頭当たり6,000円

肉用育成雌牛の購入費（県外購入の場合、家畜輸送経費を除く。沖縄県に限る。）	導入家畜1頭当たり82,700円又は18.9%
公共育成牧場等における経費の金利、種付け料及び登録料（沖縄県に限る。）	導入家畜1頭当たり9,000円
家畜輸送経費（県外購入の場合に限る。沖縄県に限る。）	導入家畜1頭当たり75%
6 特別導入	
肉用育成雌牛及び肉用成雌牛の購入費	導入家畜1頭当たり150,500円
肉用育成雌牛及び肉用成雌牛の購入費（都道府県知事が特に必要と認めた場合に限る。）	導入家畜1頭当たり180,500円
肉用育成雌牛及び肉用成雌牛の購入費（県外購入の場合、家畜輸送経費を除く。沖縄県に限る。）	導入家畜1頭当たり270,750円
家畜輸送経費（県外購入の場合に限る。沖縄県に限る。）	導入家畜1頭当たり75%

f 沖縄肉用種雄牛導入を行う場合にあっては、別に定める沖縄肉用種雄牛導入基準の他、次に掲げるものとする。

なお、要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書きの生産局長等が別に定める場合及び率は、次に掲げるとおりとする。

（a）交付対象経費

本事業の交付対象経費は、家畜の購入費（当該家畜の購入価格と購入等に要した諸経費（家畜市場手数料、家畜評価手数料、委託購入手数料及び購入旅費）の合計額）及び家畜輸送経費（鉄道、航路、自動車等の運賃、積込料、貨車諸設備費、輸送中の飼料費、上乗人夫賃及び輸送保険料）とする。

（b）交付率

（a）の経費の3／4以内とする。

（c）国庫納付

沖縄県知事は、種雄牛の供用を始めた日から起算して4年を経過した場合、又は種雄牛の廃用処分、損害賠償等をした場合に生じた収入のうち、aの（b）のiに準じて算出された金額を国庫に納付しなければならない。

（ク）畜産新技術の取組にあっては、次に掲げるものとする。

なお、本取組に係る必要最小限の機器の導入費を経費に含めることができるものとする。

a DNA解析技術を活用した育種手法の開発・検証を実施する場合にあっては、社団法人畜産技術協会（以下「技術協会」という。）及び他

の都道府県等との相互連携に努めるとともに、事業成果及びその活用状況等について技術協会へ報告を行うこと。

b フィールドでの採卵を実施する場合にあっては、事業実施地域において必要な受精卵数を確保・供給する計画を有していること。

(ケ) 生乳乳製品流通の取組にあっては、次に掲げるものとする。

なお、本取組に係る必要最小限の機器の導入費を経費に含めることができるものとする。

a 導入する機器については以下のとおりとする。

なお、要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書きの生産局長等が別に定める場合及び率は、(a) 及び (b) の機器の導入費の $1/3$ 以内とする。

(a) 乳温管理機器

乳質管理に必要な基本的機能（温度計測表示、異常診断警報、計測・記録したデータの保存及び集乳者側での収集・保存・検索、防水・防湿の各機能）を有する機器

(b) 乳質検査機器

i 生乳中の乳成分、白血球等の体細胞数、細菌数の迅速な測定に必要な検査機器並びに検査の迅速性及び効率性の向上に必要な機器

ii 生乳の乳質検査データの処理及び分析に必要な機器

iii 生乳中の残留抗生物質の迅速な測定に必要な検査機器

b 機器導入については、事業実施地域が広域指定生乳生産者団体の担当する区域内であること。

c 乳質検査機器を導入する場合にあっては、広域指定生乳生産者団体が事業を実施するものとし、また、この事業を広域指定生乳生産者団体の担当する区域内の一都道府県の全域の生乳検査を行う生乳検査機関に委託して行うことができるものとする。

d aの(b)のi又はiiの乳質検査機器を導入する場合にあっては、広域的な生乳検査体制を推進するため、事業実施地域が一都府県の全域を超える地域であること（広域指定生乳生産者団体の担当する区域内に複数の都府県が存在する場合に限る。）。

e 乳質検査機器を導入する場合にあっては、事業実施により、広域指定生乳生産者団体の担当する区域内の統一検査手法の実施が見込まれること。

また、事業実施前の複数の生乳検査地域を統合した生乳検査体制により検査能率向上が図られること。

カ 技術の普及

要綱別表のⅠのメニューの(1)のオの「技術の普及」は、産地競争力

強化の確立を図るため、技術指導、生産基盤の改善、生産・経営技術研修、生産・経営情報システムの整備、原種ほ等の設置、販売体制の確立に向けた人材育成、相談窓口の設置等により技術の普及を実施することができるものとする。

(ア) 農業生産資材費低減の取組のうち、共同利用機械のリース導入及び中古共同利用機械の借り上げについては、事業実施主体がリース会社等とのリース契約により、リース導入した共同利用機械について、事業実施主体と生産組織又は担い手農業者等（以下「生産組織等」という。）との間でレンタル契約を締結する事業とし、次に掲げる事項により実施することができるものとする。

a レンタルの対象となる生産組織等は、共同利用機械の効率的利用を志向する経営体である生産組織又は担い手をいう。

b 事業実施主体と地域の生産組織等との間において、レンタルの期間、利用料、利用料の納入期限及び方法等の事項について明記された共同利用機械のレンタル契約を締結する。

c リース契約の対象となる共同利用機械は、次の方法により事業実施主体に整備するものとする。

d リース会社から導入する場合、リース契約の対象となる共同利用機械は、整理合理化通知に定める機械とする。

なお、事業実施主体は、共同利用機械をリース会社等からリースにより借り入れ、レンタルにより貸し出す場合にリース共同利用機械のリース料の一部助成をするものとする。

e 地域内における農家等の遊休・中古農業機械を活用する場合、事業実施主体が、中古共同利用機械の借り入れを行いレンタル対象者へ貸し出すこととし、リース料及び事業実施主体までの運搬に係る経費の一部助成をするものとする。

この場合、遊休・中古農業機械の有効利用を図る観点から、整理合理化通知の定める以外の共同利用機械についても交付対象とする。

なお、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合には、県内地域の中古共同利用機械の利用についても交付対象とする。

ただし、リース契約の対象となる中古共同利用機械を借り入れる場合には、耐用年数が２年以上の機械であって新品と比べ同程度の能力等を有し、かつ効率的な利用を実施する上で高い効果が得られる共同利用機械を対象とするものとする。

(イ) 果樹の取組のうち、農地保有合理化法人（基盤強化法第４条第２項に規定する都道府県知事の承認を受けた法人をいう。以下同じ。）が中間保有している果樹園地を活用する場合（以下当該園地を「担い手育成リース園地」という。）については、次に掲げる事項により実施することができるものとする。

- a 担い手育成リース園地の対象とする園地は、次に掲げる（a）から（c）までのいずれかの要件を満たしているものとする。
- （a）農地保有合理化法人が農地保有合理化事業（農地売買等事業（基盤強化法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。）等により離農農家等（離農農家又は規模縮小農家をいう。以下同じ。）から買い入れた園地であって、一定期間の活用を行った後に、認定農業者（基盤強化法第12条第1項の規定に基づき市町村長の認定を受けた者をいう。以下同じ。）等に売り渡すことが確実と見込まれるものであること。
- （b）農地保有合理化法人が農地保有合理化事業等により離農農家等から借り受けた園地であって、一定期間の活用を行った後に、更に認定農業者等に一定期間貸し付けることが確実と見込まれるものであること。
- （c）市町村等が実施する利用権設定等促進事業又は農地移動適正化あっせん事業により、離農農家等から借り入れた園地であって、認定農業者等に一定期間貸し付けることが確実と見込まれるものであること。
- b 事業実施主体は、（3）の整備事業を活用し、次の（a）から（d）までに定めるところにより、担い手育成リース園地の設置と一体的に、当該園地を対象とした耕種作物小規模土地基盤整備、耕種作物共同利用施設整備及び中古農業機械整備を行うことができるものとする。この場合において、交付対象とする耕種作物共同利用施設及び中古農業機械の残存耐用年数は、原則として、施設にあっては5年以上、中古農業機械にあっては2年以上とするものとする。
- （a）整備事業の対象となる園地は、担い手育成リース園地又は担い手育成リース園地を設置することが確実である園地とし、事業の受益面積は、おおむね10アール以上とする。
- （b）耕種作物小規模土地基盤整備の対象となる工種は、作業道整備、改植・高接、暗きょ施工及び土壌土層改良とし、当該工種の費用が、その実施後において期待される当該工種に係る受益園地の平均的な土地純収益に当該工種の通常の耐用年数に相当する年数を乗じて得た額の範囲内において賄うことができる簡易なものに限るものとする。
- （c）耕種作物共同利用施設整備の対象となる施設は、農作物被害防止施設及び生産技術高度化施設のほか、園内作業の高能率化を図る上で必要な生産施設とする。
- （d）中古農業機械整備の対象となる機械は、事業実施地区内の離農農家等が所有していた農業機械とする。この場合において、整理合理化通知等の定める範囲外の機械についても交付対象とするものとする。

る。

- c 事業実施主体は、担い手育成リース園地の設置と一体的に認定農業者等に対して施設機械のリースを行う場合は、次の（a）から（e）までに定めるところにより実施するものとする。

（a）リースの対象となる認定農業者等とは、担い手育成リース園地を借り受け、当該園地における施設及び農業機械の利用が確実である者とする。

（b）認定農業者等に対するリースの対象となる農業機械とは、事業実施主体が、リース会社からリースを受けた機械又は地域における離農農家等から購入（bの（d）により導入した中古機械を除く。）若しくは借り入れた中古機械とする。

（c）認定農業者等に対する中古機械等のリースに当たっては、整理合理化通知等の定める範囲外の農業機械施設についても交付対象とするものとする。

ただし、機械にあつては、残存耐用年数が2年以上のもので効率的機械化体系を実践する上で高い効果の得られる機械を対象とする。

なお、これらの中古機械等の修繕に係る経費も事業実施主体負担分に計上できるものとする。

（d）事業実施主体が助成を受ける金額は、次式で算出された基準金額の $1/2$ 以内とし、認定農業者等に対するリース料金は、次式で算出された基準金額から、助成金額を控除した金額とし、リース対象となる認定農業者等が支払うリース料金は、原則として、年払いとする。

基準金額＝「事業実施主体負担分／当該機械・施設の残存耐用年数＋年間管理費」

（e）また、担い手育成リース園地において事業実施主体が実施する実務研修及び実証展示に必要とする（b）に規定する農業機械についても、事業実施主体は、（d）による助成を受けることができるものとする。

（ウ）畜産生産基盤育成強化の取組のうち、担い手育成ファームの事業にあつては、次に掲げる要件により実施することができるものとする。

この場合、事業実施主体は、担い手育成ファームとの間で研修計画、技術習得資金の給付等を内容とする委託契約書を締結し、研修生を派遣するものとする。

ただし、「農業経営強化対策推進事業実施要領」（平成17年4月1日付け16経営第8141号農林水産農林水産省事務次官依命通知）における新規就農等促進総合支援事業による研修を受けた者は対象としない。

なお、要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書きの生産局長等が別に定

める場合及び額は、aからcに掲げるとおりとする。

a 技術習得資金

研修生1名につき、通算して1ヶ月以上の研修を行った場合は、1ヶ月あたり5万円以内を担い手育成ファームに支給する。この場合において、給付期間は、研修生1名につき12ヶ月間を限度とする。

b 体験実習資金

農村体験実習生1名につき、通算して1ヶ月以上実習を行った場合には、1ヶ月あたり5万円以内を担い手育成ファームに支給する。この場合において、給付期間は、農村体験実習生1名につき1ヶ月間を限度とする。

c 指導謝金

担い手育成ファームの指導者1名につき、1ヶ月あたり1万円以内を当該担い手育成ファームに支給する。但し、担い手育成ファームが、法人等であって指導者が複数の場合は、講習生等の人数を限度として支給し、個人畜産経営の場合にあっては1名として支給する。

(エ) 家畜改良増殖の取組のうち乳用牛を対象とするものにあつては、次に掲げるものとする。

a 牛群検定組合の再編統合の促進にあつては、検定組合が再編・統合することを要件に、次に掲げる機械器具の整備等を行うことができるものとする。

(a) 検定に必要かつ汎用性の低い機械器具（ミルクメーター、サンプル瓶等）

(b) 検定に必要なシステム（ソフトウェアに限る。）のメンテナンス

b 乳用牛改良体制の強化のための家畜人工授精技術者との連携にあつては、研修会は地域の獣医師、家畜人工授精師等を対象とし、交配指導は地域の獣医師、家畜人工授精師と連携して実施するものとする。

c 牛群検定の推進に係る研修会の開催は、検定経営及び検定員等を対象として行うものとする。

d 牛群検定情報の分析及び指導にあつては、都道府県は、次に掲げる畜産関係職員等であつて、牛群検定情報を分析する能力を有し、この事業に係る知識及び経験を有する者を分析指導員に任命又は委嘱し、牛群検定情報の分析並びにこれを用いた乳用牛群検定組合及び検定経営を対象とした指導を行うとともに、新規検定員等を対象とした牛群検定実務及び検定経営指導のための研修会並びに乳成分検査の検査精度の向上のための指導を行うものとする。

なお、事業を委託する場合にあつては、受託した乳用牛改良団体の長が任命又は委嘱した次に掲げる職員であつて、この事業に係る知識及び経験を有する者を分析指導員として承認することができるものとする。

- (a) 普及指導員を含む都道府県の技術職員
- (b) 乳用牛改良関係団体職員
- (c) 農業協同組合、農業協同組合連合会等の技術職員
- (d) その他都道府県知事（なお書きにあっては、受託した乳用牛改良関係団体の長）が適当と認める者
- e 牛群検定の普及にあっては、経産牛の飼養頭数が当該都道府県における酪農経営の平均飼養頭数を上回り、又は上回ることが確実と見込まれる酪農経営であって、新規に牛群検定に参加し、又は参加することが確実と見込まれるものに対する技術指導を行うことができるものとする。

キ 啓発活動

要綱別表のⅠのメニューの（１）のカの「啓発活動」は、産地競争力強化の確立を図るため、普及啓発、情報提供活動及び情報提供システムの整備等により啓発活動を実施できるものとする。

ク その他

要綱別表のⅠのメニューの欄の（１）のキの「生産局長等が別に定める取組」は、次に掲げるものとする。

- (ア) 果樹の取組のうち、うんしゅうみかん及び中晩かん園地の再編対策に係る転換園地の適正管理の指導等を行う場合にあっては、「みかん等果樹園転換特別対策実施要領」（平成７年４月１日付け７農蚕第1973号農林水産事務次官依命通知）及び「みかん等果樹園転換特別対策の運用について」（平成７年４月１日付け７農蚕第1974号農林水産省農蚕園芸局長通知）の規定に基づき、市町村長が行う転換園地の確認及び適正管理に関する指導に関し、産地競争力の強化に向けたイからキまでの事業と一体的に実施する場合に限り、本対策の交付対象とすることができるものとする。
- (イ) 畜産生産基盤強化の取組にあっては、次に掲げる要件により利子軽減等を実施することができるものとする。

なお、畜産生産基盤育成強化の取組のうち離農跡地・後継者不在農家施設の経営継承推進に係る経営安定資金の利子軽減、施設等買入れ経費の利子軽減、施設等賃借料の負担軽減、施設等の減価償却費の補助、新規就農者等確保までの保全管理を対象とする。

a 経営安定資金の利子軽減

(a) 対象及び期間

家畜の購入費、飼料費、衛生費等（農林漁業金融公庫等の制度資金を充当している場合はその額を除く。）とする。規模拡大者にあつては、当該規模拡大に係る資金に限る。

融資機関（農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫並びに都道府県知事が指定した銀行及び信用金庫をいう。以下同じ。）又は事業実施主体自らが新規就農者等に対して経営安定資金を貸し付ける場合に、当該資金の貸付利率の引下げのために行う利子補給とし、利子軽減を講ずる期間は、新規就農者等の経営が安定するまでの期間（原則として、対象となる新規就農者等1人につき5年以内）とする。

（b）軽減額

事業実施主体及び融資機関が貸し付ける経営安定資金の貸付平均残高に、農林水産省が参考として示す農業改良資金の基準金利（以下「基準金利」という。）の2分の1を乗じて得た額以内とする。

ただし、基準金利によって利子軽減を受けた場合に基準金利の2分の1未満の利率で経営安定資金を貸し付けることができる事業実施主体及び融資機関にあっては、当該貸付ができる利率に基準金利の2分の1の率を加えて得た率を基準金利として利子軽減額を算出するものとする。

b 施設等買入れ経費の利子軽減

（a）対象及び期間

事業実施主体が新規就農者等に一定期間貸し付けた後に売り渡すことを目的に、離農、経営の中止又は規模縮小した畜産経営（以下「離農者等」という。）から畜舎、サイロ、飼養管理施設、施設用地（農地保有合理化事業の補助対象とならないものに限る。）及び農業機械（b及びcにおいて「施設等」という。）を買い入れし、買い入れた施設等の対価に要する資金を借入金により調達した場合の当該借入利息とする。この場合において、交付対象とする施設等の借入利息の期間は、5年以内とする。

（b）軽減額

借入利息の支払いに要する経費の1／2以内とする。

c 施設等賃借料の負担軽減

（a）対象及び期間

事業実施主体が新規就農者等に転貸することを目的に、離農者等から施設等を賃借し、その賃借料を一括前払いする場合の賃借料とする。この場合において、交付対象とする施設等の賃借期間は5年以内とする。

（b）軽減額

軽減額は、次の算式により算出される額以内とする。

$$A = (B \times C \times (D + 1) \times 1/2) \times 1/2$$

A：助成額 B：一括借り入れた賃借料の額 C：基準金利 D
：賃貸借期間

(c) 事業実施主体は、離農者等との間及び新規就農者等との間に賃貸借契約を締結するものとする。

d 施設等の減価償却費の補助

(a) 対象施設等及び期間

事業実施主体が転貸、売渡しを目的として買い入れた施設機械とし、交付対象期間は、事業実施主体が転貸又は売り渡しをするまでの期間（原則２年以内）とする。

(b) 交付額

施設等の減価償却費の１／２以内とする。

e 新規就農者等確保までの保全管理

(a) 対象及び期間

事業実施主体が、要領別記Ⅱの第１の２の（３）のオの（キ）の「離農跡地・後継者不在経営施設」により取得又は借り入れた農用地、施設等について、当面受け手が確保されなくなった場合に適切な保全管理を行うものとする。この場合、原則として、近傍の地域で一般的に行われている家畜の飼養管理方法によるものとし、農用地及び施設機械を基本的に変更しないものとする。

また、保全管理期間は、事業実施主体が新規就農者等へ農用地又は施設機械を売渡し、若しくは貸し付けるまでの期間とし、原則として、５年以内とする。

(b) 交付額

要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書きの生産局長等が別に定める場合、率及び額は、事業費の１／２以内で、かつ、次に掲げる対象畜種の管理経費の額を限度とする。

i	肉用牛	肉専用種	繁殖牛	15,000円／頭
ii	肉用牛	肉専用種	肥育牛	27,000円／頭
iii	肉用牛	乳用種	肥育牛	14,000円／頭
iv	乳用牛		経産牛	20,000円／頭
v	豚		繁殖豚	5,000円／頭
	豚		肥育豚	1,000円／頭

(ウ) 飼料増産の取組については、次に掲げるものを実施することができるものとする。

a 土壌改良費用

(a) 高生産性飼料生産体制推進のための飼料生産定着促進、飼料生産組織の定着化等のプランを作成したものに対し、作成年度から３年を限度として、当該プランの策定以前に飼料作物が作付けされていなかった耕地への飼料作物作付けを行う際に必要となる土壌改良に要する資材費に対し、交付できるものとする。

(b) 交付対象経費

要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書きの生産局長等が別に定める場合及び額は、飼料作物作付延面積の増加分の範囲とし、10アール当たり2,500円を上限とする。

b 現状復帰費用

(a) 高生産性飼料生産体制推進のための飼料生産組織の定着化のプランを作成したものに対し、作成年度から3年を限度として、新たに飼料作物の作付けを行った耕地を耕種作物への作付けへ戻す場合に必要となる飼料作物収穫後の現状復帰に要する費用に対し、交付できるものとする。

(b) 交付対象経費

要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書きの生産局長等が別に定める場合及び額は、飼料作物作付延面積の増加分の範囲とし、10アール当たり1,500円を上限とする。

c 耕作放棄地等の集積促進

(a) 高生産性飼料生産体制推進に係るプラン及び日本型放牧推進に係るプラン並びにTMRセンター確立推進の活用方針に基づき、耕作放棄地や林地等の畜産的利用の促進を図るための賃借権等の設定（契約期間が3カ年以上）により畜産経営が土地集積を行った場合の費用に対し、交付できるものとする。

(b) 交付対象経費

要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書きの生産局長等が別に定める場合及び額は、集積した土地に対する市町村又は農業委員会の定めた標準小作料（プラン又は活用方針等を作成した年度から起算して3年間の経費）に相当する額とする。

(3) 整備事業

ア 共通事項

(ア) 別表1の成果目標については、達成すべき成果目標のいずれか一つを満たす目標を設定すること。満たさない場合は、事業実施地区の認定農業者数が、計画時に比べ50%以上増加又は当該市町村の過去5年間の認定農業者の増加率以上となる目標を設定すること。

(イ) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

(ウ) 整備事業を実施した事業実施主体は、Iの第5にかかわらず、以下の施設等については、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する農業者から、点検シートの提出を受け、点検の実施の有無を確認するものとする。

- a 要綱別表のIのメニューの欄の(2)の整備事業のア
- b 要綱別表のIのメニューの欄の(2)の整備事業のイのうち飼料増産又は耕種作物活用型飼料増産に係るもの
- c 要綱別表のIのメニューの欄の(2)の整備事業のエ
- d 要綱別表のIのメニューの欄の(2)の整備事業のオのうち畜産生産基盤育成強化及び飼料増産並びに耕種作物活用型飼料増産に係るもの
- e 要綱別表のIのメニューの欄の(2)の整備事業のカのうち耕種作物及び飼料増産並びに耕種作物活用型飼料増産に係るもの

(エ) 事業参加者が、事業開始後にやむを得ず3戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸以上となるように努めるものとする。

(オ) 都道府県知事は、要綱第7の2による点検及び第8の2による点検評価を実施した結果、整備事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（a又はbに掲げる場合等）にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別記様式2号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

- a 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが計画に対し70%未満の状況が3年間継続している場合
- b 処理加工施設において収支率が計画に対し80%未満の状況が3年間継続している場合

(カ) 共同利用機械・施設整備の一般基準

- a 交付対象とする共同利用機械・施設の扱いについては、整理合理化通知、「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」（昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知）及び「補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について」（昭和60年4月5日付け60農蚕第1947号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知）に定めるところによるものとする。

- b 整備事業で実施する共同利用機械・施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古材については、新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成13年10月26日）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- c 共同利用機械・施設の整備に対する交付は、既存共同利用機械・施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新。）及び共同利用施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。
- d 共同利用機械・施設の整備のための計画策定における能力及び規模は、アンケート調査等により、農業者の共同利用機械・施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の機械・施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。

また、コスト低減を積極的に推進し、複数の作物に利用可能な共同利用機械については、清掃の励行等により、利用が可能な複数の作物への活用を推進するものとする。

e 共同利用機械・施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

(a) 担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

(b) 必要に応じ、共同利用機械・施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

f 共同利用施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、要綱及び本要領に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。

g 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として共同利用機械・施設を整備する場合については、次によるものとする。

(a) 貸付の方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

(b) 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業協同組合連合会、農業協同組合、公社及び土地改良区に限るものとする。

(c) 当該機械及び施設の受益戸数は、原則として、3戸以上とする。

(d) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該機械又は施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

(e) 貸借契約は、文書によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、リース契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることの無いよう留意するものとする。

(f) 耕種作物活用型飼料増産及び多角的農作業コントラクターの取組に係る共同利用機械・施設の貸付けの対象となる者は、認定農業者等及び新規就農者に限るものとする。

(g) 多角的農作業コントラクターの取組に係る共同利用機械・施設の貸付けにあつては、農作業請負組織が効率的な機械化体系を実現する上で必要となる場合に、初期投資の負担軽減を図るため、新品に

比べ同程度の能力等を有し、かつ単価が低い中古農業機械も補助の対象とすることができるものとし、事業実施主体は、中古農業機械の買入価格について、当該機械を新たに購入することとした場合の再調達価格を基に、経過年数、修繕の必要性、老朽、損傷の度合い等を考慮して算出した額を基礎とし、近傍類似の中古農業機械の通常取引価格等を勘案して定めるものとする。

また、当該中古農業機械は、当該地域内の農業機械の有効利用及び農作業請負組織の初期投資の負担軽減を図る観点から、整理合理化通知等の定める範囲外の農業機械についても交付対象にできるものとし、残存耐用年数は、原則として2年以上（修繕に係る機械にあっては、修繕後の耐用年数が2年以上。）とするものとする。

h 整備事業の上限事業費

要綱別表のメニューの欄のうち次に掲げる共同利用機械・施設にあっては、その額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあってはこの限りではない。

整備事業の内容		上限事業費
共同育苗施設	水稻（種子用を除く）共同育苗施設に限る。	育苗対象面積1ヘクタールにつき900千円、ただし、100ha未満の場合は1,600千円
乾燥調製施設	乾燥能力の設定を米（種子用を除く）で行うものに限る。	乾燥粃（麦及び大豆を含む）の計画処理量1トンにつき450千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	乾燥能力の設定を米（種子用を除く）で行うものに限る。	計画処理量1トンにつき245千円、ただし、計画処理量2千トン未満の場合は315千円
農産物処理加工施設	茶に限る	原料の計画処理量1トンにつき1,600千円
集出荷貯蔵施設（りんご）	----- 選果機（選果機のみを整備する場合を含む） -----	計画処理量1トンにつき380千円
	建物	----- 115千円／㎡ -----
		計画処理量1トンにつき270千円
集出荷貯蔵施設（なし）		計画処理量1トンにつき170千円
集出荷貯蔵施設（かんきつ）	----- 選果機（選果機のみを整備する場合を含む） -----	計画処理量1トンにつき90千円
		ただし、計画処理量5千トン未満の場合は135千円

	建物	70千円/㎡
集出荷貯蔵施設 (野菜)	きゅうりに限る	計画処理量 1 トンにつき270千円
家畜飼養管理施設	肉用牛舎(ストール等附帯部分を除く。)	24千円/㎡
	乳用牛舎(ストール等附帯部分を除く。)	成牛用36千円/㎡ 哺育育成牛用23千円/㎡
	一般豚舎(ストール等附帯部分を除く。)	45千円/㎡
	分娩豚舎(ストール等附帯部分を除く。)	59千円/㎡
	ウインドレス鶏舎 (ストール等附帯部分を除く。)	48千円/㎡
	家畜改良施設	225千円/㎡
	畜産新技術に係る施設	225千円/㎡
畜産物処理加工施設	産地食肉センター	6,000千円× 1 日当たりの処理能力(豚換算頭数)
	B S E 対応施設	8,200千円×牛 1 日当たりの処理能力
	食鳥処理施設	200千円× 1 日当たりの処理能力
	鶏卵処理施設	100千円× 1 年当たりの処理能力
家畜市場		5,000千円×子牛市場の開催日 1 日当たりの取引頭数
家畜排せつ物処理利用施設機械	堆肥舎	35 (40) ※千円/㎡
	屋根掛け	21 (24) ※千円/㎡
	尿貯留施設	30 (30) ※千円/㎡
	スラリータンク	20 (20) ※千円/㎡
	家畜排せつ物運搬車	5,000千円/台
	堆肥散布機 (けん引式)	2,500千円/台
	堆肥散布機 (自走式)	11,000千円/台
	切り返し機	8,000千円/台
飼料作物関連施設機械	バンカーサイロ	7千円/㎡ ³
	乾草舎	45千円/㎡
	播種機	4,680千円/台
	モアコンディショナー	5,700千円/台
	フォーレージハーベスター	3,650千円/台
	テッターレーキ	1,500千円/台
	ヘイレーキ	1,800千円/台
	ロールベラー (細断型ロールベラー、稲発酵粗飼料用ロールベラーを除く。)	5,400千円/台
	細断型ロールベラー	3,450千円/台

稲発酵粗飼料用ロールペーラー	8,500千円／台
ブロードキャスター（ライムソワー）	740千円／台
プラウ	1,700千円／台
ディスクハロー	1,100千円／台
飼料調製施設	27千円／m ²
優良種子増殖施設	63千円／m ²
種子貯蔵庫	36千円／m ²
飼料分析指導室	225千円／m ²
種子精選機	18,400千円／台
脱粒剥皮機	2,900千円／台
種子乾燥機	20,100千円／台
栄養分析器	11,000千円／台
ミネラル分析器	1,300千円／台
土壌分析器	700千円／台

（注） 1 共同利用施設については施設本体の建設及び設置に必要な経費のみ対象とする。

2 選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。

3 （ ）※は、特別地域（豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定により指定された地域及び沖縄県）における額

（キ）中山間地域等は、次に掲げる地域とする。

- a 山村振興法（昭和40年法律64号）第7条第1項に基づき、振興山村に指定された地域
- b 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき、公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- c 離島振興法（昭和28年法律第72号。以下同じ。）第2条第1項に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域
- d 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に基づき、半島振興対策実施地域に指定された地域
- e 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。）第2条第1項に規定する特定農山村地域として公示された地域
- f 「農林統計に用いる地域区分の改定について」において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

（ク）要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書きの生産局長等が別に定める率は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の10分の6以内とするものとする。

- a 対象作物がさとうきび及びパイナップルの場合

- b 沖縄県において畜産生産基盤育成強化の取組に係る畜産物処理加工施設、家畜飼養管理施設、新規就農者研修施設及び離農跡地・後継者不在経営施設を整備する場合

(ケ) 要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書きの生産局長等が別に定める率は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の10分の4以内とするものとする。

- a 稲（種子用を除く。）を対象とした共同育苗施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合
- b 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合

(コ) 要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書きの生産局長等が別に定める率は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の3分の1以内とするものとする。

- a 乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合
- b 米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合
- c 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合
- d 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合
- e 畜産物処理加工施設として、産地食肉センター及び食鳥処理施設の衛生管理施設、環境保全施設、BSE対応施設、たい肥化施設（汚物等の高度処理により肥料化を図るためのものに限る。）及び副産物等処理施設（副産物等の高度処理により飼料等に加工するためのものに限る。）、鶏卵処理施設の殺菌装置及び洗浄装置、家畜市場の環境及び衛生に係る施設並びに機能高度化施設以外について整備する場合
- f 大豆を対象とする処理加工施設のうち食品事業者が処理加工機器を整備する場合
- g 共同利用機械（水稻直播機、細断型ロールベアラー、稲発酵粗飼料用ロールベアラー及び家畜ふん尿の処理利用に係る機械を除く。）

(サ) 水田における麦及び大豆の生産及び流通の合理化等のための機械及び施設整備並びに小規模土地基盤整備については、水田農業構造改革対策

実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999農林水産事務次官依命通知。）に基づき、原則として、地域水田農業ビジョンの実現に積極的に取り組む市町村において、重点的に実施するものとする。

（シ）中晩かん（いよかん、なつみかん、はっさく及びネーブルオレンジ）の需給不均衡の早急な解消については、総合的園地再編整備計画策定地区において都道府県が定める計画に即し、中晩かんを他の果樹へ転換する小規模土地基盤整備及び農作物被害防止施設整備を実施できるものとし、その受益面積については、おおむね50アールとする。

（ス）要綱別表のⅠの採択要件の欄の2の（3）の生産局長等が別に定める事業対象作物の作付面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

a 土地利用型作物

（a）稲・・・50ヘクタール

（b）麦・・・北海道：60ヘクタール、都府県：30ヘクタール

（c）大豆・・・20ヘクタール

ただし、原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。

（d）主要農作物種子

i 稲・・・指定種子生産ほ場（種子法第3条第1項の規定により指定された指定種子生産ほ場をいう。以下同じ。）の面積が25ヘクタール

ii 麦・・・指定種子生産ほ場の面積が15ヘクタール

iii 大豆・・・指定種子生産ほ場の面積が5ヘクタール

b 畑作物

（a）いも類・・・北海道：50ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は500ヘクタール）、都府県：25ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は250ヘクタール）

ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあっては、以下のとおりとする。

i ばれいしょ・・・北海道：25ヘクタール、都府県：10ヘクタール

ii かんしょ・・・50ヘクタール

（b）雑豆・落花生・・・北海道：25ヘクタール、都府県：10ヘクタール

(c) 茶・・・10ヘクタール（ただし、事業を効果的に実施できる程度には場が集団化されていること又は集団化されることが確実と見込まれること。）

(d) てん菜・・・50ヘクタール（ただし、事業実施地区がてん菜生産振興地域（甘味資源特別措置法第4条により指定された地域をいう。）内にあること。）

(e) さとうきび・・・10ヘクタール（ただし、事業実施地区がさとうきび生産振興地域（甘味資源特別措置法第4条により指定された地域をいう。）内にあること。）

c 果樹・・・10ヘクタール

ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあっては、かんきつ類で100ヘクタール、落葉果樹で50ヘクタールとする。

d 野菜

(a) 露地野菜・・・10ヘクタール（沖縄県にあっては5ヘクタール）

(b) 施設野菜・・・5ヘクタール

e 花き

(a) 露地花き・・・5ヘクタール

(b) 施設花き・・・3ヘクタール

f 地域特産物

(a) こんにゃく・・・10ヘクタール（種苗用については30ヘクタール）

(b) そば・・・5ヘクタール

(c) ハトムギ・・・10ヘクタール（1ヘクタール以上の団地の合計面積が地区内作付面積のおおむね50パーセント以上であること又はそのための計画が策定されていること。）

(d) たばこ、なたね、ホップ・・・10ヘクタール

(e) 染料作物・・・5ヘクタール

(f) その他地域特産物・・・2ヘクタール

ただし、(a) から (f) までについては、地域特産物の栽培は場が事業を効率的に実施できる程度に集団化していること又は集団化することが確実と見込まれること。

(g) 蚕・・・養蚕文化継承地域内であり、集団化かつ使用している桑園が2ヘクタール以上、かつ、当該桑園に近接する使用桑園を含めて10ヘクタール以上のまとまりがあること。なお、クヌギ等桑以外の飼料樹園地にあっては、1ヘクタール以上であることとする。

g 中山間地域等において事業を実施する場合にあっては、aからfまでにかかわらず、事業対象作物の作付（栽培）面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

(a) 土地利用型作物

- i 稲・・・10ヘクタール（原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。）
- ii 大豆・・・10ヘクタール（ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること。）
- iii 主要農作物種子（稲）・・・指定種子生産ほ場の面積が10ヘクタール

(b) 畑作物

- i ばれいしょ、雑豆・落花生・・・北海道：25ヘクタール、都府県：10ヘクタール
- ii かんしょ・・・10ヘクタール
- iii 茶・・・5ヘクタール
- iv てん菜・・・20ヘクタール
- v 付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる畑作物の栽培面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。
 - (i) 豆類・・・2ヘクタール（大豆を除く。）
 - (ii) ばれいしょ・・・北海道：10ヘクタール、都府県：5ヘクタール
 - (iii) かんしょ・・・5ヘクタール

(c) 果樹

- i 果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹・・・10ヘクタール
- ii i以外の果樹・・・3ヘクタール

(d) 野菜

- i 露地野菜・・・5ヘクタール
- ii 施設野菜・・・3ヘクタール

(e) 花き

- i 露地花き・・・3ヘクタール
- ii 施設花き・・・2ヘクタール

(f) 地域特産物

- i なたね、こんにゃく、ホップ・・・5ヘクタール
- ii 染料作物・・・3ヘクタール

- h 都市近郊地域（「農林統計に用いる地域区分の改訂について」の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村）において野菜を対象に事業を実施する場合にあっては、d及びgの(d)にかかわらず、作付（栽培）面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

(a) 露地野菜・・・2ヘクタール

(b) 施設野菜・・・5,000平方メートル

ただし、野菜の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。

(セ) 土地利用型作物（種子用を除く。）については、受益地区内に水田がある場合は次に掲げるa又はbの要件を満たす地区であること。

なお、受益地区が複数の地域水田農業ビジョンを策定する地区を含む場合は、5割以上の地区においてa又はbを満たしていること。

a 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。

b 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。

(ソ) 果樹にあっては、当該都道府県において、対象品目に係る果樹収穫共済の引き受けが行われている場合にあっては、受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入率が当該都道府県平均以上であること又は当該都道府県平均以上となることが確実と見込まれること。

また、野菜については、生産技術高度化施設を整備する場合にあっては園芸施設共済への加入が確実と見込まれること。

(タ) 環境保全の取組を対象に共同利用機械・施設を導入する場合にあっては、導入が見込まれる農地面積がおおむね5ヘクタール以上であることとする。

(チ) 農産物販路拡大の取組で整備事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等を行い、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれること。

イ 耕種作物小規模土地基盤整備

要綱別表のIのメニューの欄の(2)のアの耕種作物小規模土地基盤整備（以下「小規模土地基盤整備」という。）については、次のとおりとする。

(ア) 一般基準

a 小規模土地基盤整備を実施する場合は、市町村又は事業実施地区全

体の土地基盤整備の計画に留意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うものとする。

また、小規模土地基盤整備の受益面積は、原則として1ヘクタール以上、5ヘクタール未満とする。

ただし、果樹の取組における担い手育成リース園地の設置と一体的に整備を行う場合においては、おおむね10アール以上とするものとする。

- b 小規模土地基盤整備の施工については、地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認める場合には、直営施工を推進するものとする。
- c 小規模土地基盤整備に係る用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」（昭和38年3月23日付け農地第251号（設）農林省農地局長通知）を準用するものとする。
- d 水田農業構造改革対策実施要綱に基づく水田農業構造改革対策の円滑な推進を図るため、極力、通年施行方式（水田農業構造改革対策実施要綱別紙1の第5の1の（3）の土地改良通年施行をいう。）により行うものとする。
- e 果樹の取組のうち、土地改良事業（元気な地域づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16第2364号農林水産省事務次官依命通知）別紙の2の基盤整備促進。以下同じ。）において、助成対象とならない優良品種系統等への改植・高接及びこれと一体的に行う園地改良にあっては、aに定める事業規模以上についても実施できるものとする。
- f 環境保全の取組を対象として、ほ場整備、農道整備、暗きょ施工、土壌土層改良を対象として事業を実施する場合にあっては、土壌機能の増進に係る次の要件を満たす地域であることとする。

なお、土壌土層改良のうち、土地改良事業において、助成対象とならない石れき除去、地域水田農業ビジョンに基づき施策を実施する場合以外の浅層排水及び心土肥培にあっては、aに定める事業規模以上についても実施できるものとする。

- （a）地力増進法第4条に基づく地力増進地域内又は地力増進地域に準ずる地域にあること
- （b）地力増進法第3条に基づく地力増進基本指針のⅡの第1の1、同第2の1及び第3の1において定められている「土壌の性質の基本的な改善目標」又は都道府県が地域の実情に応じて定めている土壌の性質の改善目標を満たしていない農地面積がおおむね次の規模以上であること。

ただし、離島（離島振興法第2条の規定により指定された離島振興対策実施地域及びこれに準ずる地域、奄美群島振興開発特別措置

法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島並びに小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄県）及び山間へき地（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7に基づき指定された振興山村及びこれに準ずる地域）内にあり、かつ、地形等の自然条件によってまとまった農用地が確保できない地域にあっては、おおむね1ヘクタール以上とする。

- i 都府県の場合 10ヘクタール
- ii 北海道の場合 20ヘクタール

（イ）園地改良

茶を対象とする場合、作業の機械化による省力化及び低コスト化を前提とし、既存園の整理に伴う処理、うね向き変更等をいうものとする。

（ウ）農道整備

全幅員が、支線道路にあっては、おおむね3メートル以上、耕作道にあっては、おおむね2メートル以上のものとする。

なお、かんきつ産地を対象としたの農道整備の場合にあっては、「かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について」（平成元年7月7日付け元農蚕第4392号農林水産省農蚕園芸局長通知）に準ずるものとする。

（エ）優良品種系統等への改植・高接

a 茶及び桑の場合にあっては、園地改良等と一体的に実施する場合（総合的園地再編整備計画に即した事業による基盤整備園へ植栽する場合を含む。）、病虫害の伝染源となるおそれがあると認められる場合、品種構成の適正化を推進する場合及びその他の特に必要が認められるものに限るものとする。

b 果樹を対象とする場合、優良品種系統等への改植又は高接の農業経営上の得失を踏まえ、当該地域の品種構成、対象となる園地の樹齢及び樹勢等を勘案し、長期的にみてどちらの手法がより効果的であるかを十分検討の上、次に掲げる（a）から（e）までに定めるところにより実施できるものとする。

（a）優良品種系統等への改植・高接の実施に当たっては、傾斜地に立地することが多い果樹産地の実情にかんがみ、労働生産性の向上による中長期的な産地の維持及び発展を図る観点から、園地改良又は農道整備との一体的な実施（総合的園地再編整備計画に即した事業による基盤整備園へ植栽する場合を含む。）について、特に留意するものとする。

（b）交付対象とする「優良品種系統等」は、「果樹農業振興基本方針

（平成17年3月30日公表）」及びその関連通知並びに都道府県が定める計画に即したものとする。

なお、当該地域の自然的条件並びに極早生みかん対策に係る計画の策定及びその取組状況等から、高品質果実生産が確実に行われると認められる場合を除き、「優良品種系統等」には極早生みかん系統を含まないものとする。

（c）園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とするものとする。

（d）交付対象とする事業は、防除、選果、出荷等の作業又は販売が、受益農業者によって共同で行われるものに限るものとする。

（e）事業実施主体は、優良品種系統等への改植・高接の対象となった園地の管理状況の把握に努め、受益農業者又はその後継者等により、継続的な営農及び適正な管理が行われるよう、継続的に指導を実施するものとする。

（オ）土壌土層改良

浅層排水、心土破碎、石れき除去、客土、心土肥培等を実施できるものとする。

なお、水稻のカドミウムの吸収抑制のための土壌改良資材の散布については事業対象としない。

ウ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備

要綱別表のⅠのメニューの欄の（2）のイの飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備については、次のとおりとする。

なお、要綱別表のⅠの事業実施主体の欄の2の（1）のただし書きの生産局長等が別に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備とは、（イ）のhの施設とする。

（ア）飼料作物作付条件整備については、次のものが実施できるものとする。

- a 耕作道整備
- b 雑用水施設整備
- c 飼料生産ほ場整備
- d 牧草地及び飼料畑等造成整備（ただし、牧草地の整備については、当該牧草地が造成は種後5年以上経過しているものを対象とする。）
- e 排水施設等整備
- f 隔障物整備

（イ）放牧利用条件整備については、次のものが実施できるものとする。

- a 耕作・放牧道整備
- b 雑用水施設整備

- c 隔障物整備
- d 放牧地・放牧林地の整備
- e 放牧拡大整備（集約放牧等の技術を導入するモデル経営の実証展示等に必要な利用条件整備等）
- f 野草地整備（野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備）
- g 未利用地活用放牧拡大整備（未利用地を蹄耕法等による不耕起で放牧地等として活用する整備等）

なお、要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書きの生産局長等が別に定める場合及び額は次のとおりとする。

- (a) 傾斜地等活用整備（傾斜地等を蹄耕法等により草地に造成する。）
ただし、当該整備にあつては、造成・整備面積１０アール当たり、
７０，０００円を上限として交付できる。
- (b) 野草放牧地整備費（未利用野草地等を活用した野草放牧地の整備を行う。）
ただし、当該整備にあつては、造成・整備面積１０アール当たり、
１０，０００円を上限として交付できる。
- (c) 耕作放棄地活用整備（耕作放棄地等を刈払機等により放牧地に整備する。）
ただし、当該整備にあつては、造成・整備面積１０アール当たり、
５０，０００円を上限として交付できる。
- h 公共牧場運営基盤整備（公共牧場の効率的及び広域的利用、公共牧場間の業務分担等による再編成整備を推進するためのもの）
 - (a) 耕作・放牧道整備
 - (b) 雑用水施設整備
 - (c) 隔障物整備
 - (d) 放牧地・放牧林地の整備
 - (e) 放牧拡大整備（集約放牧の技術を導入するモデル経営の実証展示に必要な利用条件整備等）
 - (f) 野草地整備（野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備）
 - (g) 公共牧場の効率的利用及び再編整備に必要な施設

(ウ) 水田飼料作物作付条件整備については、次のものが実施できるものとする。

- a 排水対策
- b 土壌改良・診断
- c ほ場区画拡大
- d 高収量草種・品種の導入

e 障害物除去

エ 耕種作物共同利用施設

要綱別表のⅠのメニューの欄の（２）のエの耕種作物共同利用施設整備については、次のとおりとする。

（ア）一般基準

a 共同利用施設の整備に係る事業のうち、温室については、「施設園芸の省エネルギー対策の推進について」（昭和54年6月15日付け54食流第3240号農林水産省経済局長、構造改善局長、農蚕園芸局長、食品流通局長通知）によるものとする。

b 野菜を対象として消費者団体及び市場関係者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

（a）事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。

（b）事業の実施に向けて、事業実施主体の体制・規模が整備されていること。

c 次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。

（a）フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）

（b）パレット

（c）コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受け調整用のものに限る。）

（d）可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。）

（e）作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）

（f）育芽箱

（g）運搬台車

（h）可搬式計量器（電子天秤を除く。）

（i）ざ桑機

（j）自動毛羽巢取機

（イ）共同育苗施設

a 共同育苗施設については、育苗等に必要な以下の施設とする。

（a）床土及び種もみ処理施設

（b）播種プラント

（c）出芽施設

（d）接ぎ木装置

（e）幼苗活着促進装置

- (f) 緑化及び硬化温室
- (g) 稚蚕共同飼育施設
- (h) 特定蚕品種供給施設
- (i) (a) から (h) までの附帯施設
- b aの(g)の「稚蚕共同飼育施設」については、以下のとおりとする。
 - (a) 飼育能力は、おおむね400箱以上とする。
 - (b) 清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕共同飼育施設に限るものとする。

(ウ) 乾燥調製施設

- a 乾燥調製施設とは、土地利用型作物（米、麦、豆類及び主要農作物種子）、地域特産物等に係る以下の施設とする。
 - (a) 荷受施設
 - (b) 乾燥施設
 - (c) 調製施設
 - (d) 出荷施設
 - (e) 集排じん設備
 - (f) 処理加工施設（精米施設、もみがら処理加工施設を含む。）
 - (g) (a) から (f) までの附帯施設なお、整備には、既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを増設すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。
- b 豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等大豆交付金制度の対象外で販売される大豆及び雑豆・落花生は、この限りでない。

(エ) 穀類乾燥調製貯蔵施設

- a 穀類乾燥調製貯蔵施設とは、土地利用型作物（米、麦、豆類及び主要農作物種子）に係る以下の施設とする。
 - なお、その整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。
 - (a) 荷受施設
 - (b) 一時貯留施設
 - (c) 乾燥施設
 - (d) 調製施設
 - (e) 貯蔵施設
 - (f) 均質化施設

- (g) 出荷施設
- (h) 集排じん設備
- (i) 処理加工施設（もみがら処理加工施設を含む。）
- (j) (a) から (i) までの附帯施設

なお、整備には、既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を増設すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。

- b 豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等大豆交付金制度の対象外で販売される大豆及び雑豆・落花生は、この限りではない。

(オ) 農産物処理加工施設

- a 農産物処理加工施設については、農作物の処理加工に必要な以下の施設とする。

なお、建物を新設する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。

- (a) 加工施設
- (b) 荷受及び貯蔵施設
- (c) 乾燥及び選別・調製施設
- (d) 精選及び貯留施設
- (e) 搬送施設
- (f) 計量施設
- (g) 出荷及び包装施設
- (h) 残さ等処理施設
- (i) (a) から (h) までの附帯施設

なお、(b) から (h) までの施設については、(a) と一体的に整備するものとする。

- b 農産物処理加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内の当該作物を処理加工するものとする。

なお、施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。

また、原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続きを図るものとするが、施設の効率的な利用等を図るため、品質及び規格の統一並びに計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区の周辺地域において生産された生産物を事業対象に含めることができるも

のとする。

c aの(a)の「加工施設」とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機、仕上茶加工機、搾汁機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機（地域特産物）、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいうものとする。

d aの(i)の「附帯施設」については、処理加工品の現地における試験的販売を目的としている場合に限り直売施設を整備できることとし、農産物自動販売機も整備できるものとする。

なお、麦、大豆、野菜及びこれらの加工品については、これらを利用した料理の紹介及び料理法の普及等に必要な設備も整備できるものとする。

e 食品事業者が整備する場合については、契約栽培を行う受益地区において、大豆の取組に係る推進事業が実施されていること、又は食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、産地ブランドを確立するために、当該受益地区内の契約栽培大豆の処理加工に必要な規模の処理加工用機器の新設又は増設のみとする。

なお、処理加工を行う大豆については、産地と契約栽培（大豆交付金暫定措置法（昭和36年法律第201号）に基づく交付金を交付されていない大豆による契約）した大豆に限るものとし、当該契約栽培は、整備する機器の耐用年数期間内は契約数量が減少することのないよう、長期的な契約を締結するものとする。

（カ）集出荷貯蔵施設

a 集出荷貯蔵施設については、農作物の集出荷及び貯蔵に必要な以下の施設とする。

なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。

（a）集出荷施設

（b）予冷施設

（c）貯蔵施設

（d）選別、調製及び包装施設

（e）品質向上物流合理化施設

（f）穀類広域流通拠点施設

（g）農産物取引斡旋施設

(h) 青果物流通拠点施設

(i) 残さ等処理施設

(j) (a) から (h) までの附帯施設

なお、(b) から (d) 及び (i) の施設については、(a) と一体的に整備するものとし、対象作物には、米及び麦は含まないものとする。

b 集出荷貯蔵施設のうち、市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する２次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項により指定された地域とする。以下同じ。）以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっては、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。

c 集出荷貯蔵施設の整備に当たっては、花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。

なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。

d 集出荷貯蔵施設については、消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。

e 豆類についての処理能力は、年間１００トン以上とする。ただし、黒大豆等大豆交付金制度の対象外で販売される大豆及び雑豆・落花生は、この限りでない。

f aの(a)の「集出荷施設」の整備に当たり、糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあっては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。

g aの(c)の「貯蔵施設」は、品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができるものとする。

また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。

h aの(d)の「選別、調製及び包装施設」については、消費者及び実需者に生産情報を提供するためにＩＤコードや２次元コード等を品物に添付する施設を整備することができるものとする。

i aの(e)の「品質向上物流合理化施設」とは、米又は麦の荷受調

製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とする。なお、整備に当たっては、受益地区内の共同乾燥調製施設（新設のもの及び増設又は増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、最も効率的なばら出荷方式を採用するものとする。

j aの（f）の「穀類広域流通拠点施設」とは、複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる以下の施設とする。

（a）品質向上物流合理化施設

（b）集出荷施設及び貯蔵施設（大豆を対象作物とする場合に限る。）

（c）精米施設

なお、広域的な出荷体制を構築するため、aの（e）の「品質向上物流合理化施設」と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、aの（h）の青果物流通拠点施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。

k aの（f）の「穀類広域流通拠点施設」の整備は、産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。

l aの（f）の「穀類広域流通拠点施設」として、精米施設を整備する場合には、農業協同組合連合会等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定めるすべての要件を満たすものとする。

なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複数の農業協同組合が100%出資する法人であって、米穀の卸売業者でない者に限るものとする。

（a）当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。

（b）加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係行政機関等との調整が図られていること。

（c）事業実施主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。

（d）当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。

m aの（g）の「農産物取引斡旋施設」とは、茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵のための施設とし、以下のとおりとする。

（a）この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵され

るものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。

- (b) 原則として、次の栽培面積の3分の1以上の面積に係る生産量に相当する特産農産物等が、当該流通施設を経由して流通することが確実と見込まれる場合に限るものとする。

i 茶……………1,000ヘクタール

ii こんにゃく……………600ヘクタール

- n aの(h)の「青果物流通拠点施設」とは、青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。

また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。

(キ) 産地管理施設

- a 産地管理施設については、産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な以下の施設とする。

(a) 分析診断施設

(b) (a) の附帯施設

- b aの(a)の「分析診断施設」では、土壌診断、水質分析、作物生育診断、病虫害診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。

なお、この場合にあっては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるものとする。

また、米の品質を分析する機器として色彩選別機等を穀類乾燥調製貯蔵施設等に整備する場合には、設置する機器から得られた情報を基に産地全体の防除技術の向上を図る等、産地の栽培管理体制が整備されることが確実な場合に限るものとする。

(ク) 用土等供給施設

- a 用土等供給施設については、共同育苗施設、耕種農家等に良質な用

土の供給を行うのに必要な以下の施設とする。

- (a) 用土供給施設
- (b) 土壌機能増進資材製造施設
- (c) (a) 及び (b) の附帯施設

b aの(a)の「用土供給施設」については、共同育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。

c aの(b)の「土壌機能増進資材製造施設」とは、土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。

(ケ) 農作物被害防止施設

a 農作物被害防止施設については、農業生産における被害を軽減するために必要な以下の施設とする。

- (a) 防霜施設
- (b) 防風施設
- (c) 病虫害防除施設
- (d) 鳥獣害防止施設
- (e) 土壌浸食防止施設
- (f) (a) から (e) までの附帯施設

b aの(a)から(e)までの施設整備については、事業を実施することによる効果が高く、かつ、共同利用効率の優れた地区について認めることとし、1団地の受益面積は、おおむね2ヘクタール以上とする。ただし、中山間地域等を事業実施地区とする場合並びに野菜、果樹及び花きを事業対象とする場合にあっては、おおむね1ヘクタール以上とする。

なお、果樹において、担い手育成リース園地の設置と一体的に整備する場合の受益面積は、おおむね10アール以上とする。

c aの(a)の「防霜施設」、(b)の「防風施設」及び(d)の「鳥獣害防止施設」については、受電施設は含まないものとする。

d aの(a)の「防霜施設」については、試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。

e aの(c)の「病虫害防除施設」については、害虫誘引施設（防蛾灯等）、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。

f aの(d)の「鳥獣害防止施設」については、市町村域を超えた広域的な整備計画等との整合について配慮するものとする。

なお、「鳥獣害防止施設」には、有害鳥獣の捕獲に要する施設を含むものとする。

(コ) 農業廃棄物処理施設

- a 農業廃棄物処理施設については、農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための以下の施設とする。
 - (a) 農業廃棄物処理施設
 - (b) 農薬廃液処理施設
 - (c) (a) 及び (b) の附帯施設
- b aの(b)の「農薬廃液処理施設」は、養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。

(サ) 生産技術高度化施設

- a 生産技術高度化施設については、農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な以下の施設とする。
 - (a) 技術実証施設
 - (b) 省エネルギーモデル温室
 - (c) 低コスト耐候性ハウス
 - (d) 高度環境制御栽培施設
 - (e) 高度技術導入施設
 - (f) 栽培管理支援施設
 - (g) 株分施設
 - (h) (a) から (g) までの附帯施設
- b aの(a)の「技術実証施設」とは、先進的な新技術の実証に必要な共同栽培施設、モデル壮蚕用蚕室（自動給桑装置を装備した壮蚕用共同飼育装置を設置した蚕室）等とする。

また、果樹においては、担い手育成リース園地の設置と一体的に整備を行う場合にあっては、先進的な新技術又は新品種導入のための実証及び研修、基盤整備実施中の農家の経営安定、新品種等の種苗供給等のうち、複数の機能を有するものとし、施設本体、温風暖房機、換気扇及び灌水施設並びにこれらの附帯施設を整備することができるものとする。

- c aの(b)の「省エネルギーモデル温室」の設置については、「施設園芸の省エネルギー対策の推進について」（昭和54年6月15日付け54食流第3240号農林水産省経済局長、構造改善局長、農蚕園芸局長、食品流通局長通知）に基づいて行うものとし、その規模は、1棟おおむね500平方メートル以上とし、全設置面積は、おおむね5,000平方メートル以上とする。

また、地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土

壤消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。

なお、設置に当たっては、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。

- d aの(c)の「低コスト耐候性ハウス」については、50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる。）に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であり、その規模は、設置実面積が500平方メートル以上とする。

なお、必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設等を整備することができるものとする。

当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。

また、事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。

- e aの(d)の「高度環境制御栽培施設」とは、作物の生育環境を最適に保つため、光環境までを含み高度に環境制御が可能なシステム本体及びシステムを収容する施設をいうものとし、次のとおりとするものとする。

なお、当該施設を導入する場合は、(3)のアの(ス)に定める面積にかかわらず、以下に定める面積を満たす地区とする。

- (a) 当該施設の規模は、作付実面積がおおむね500平方メートル以上、おおむね10,000平方メートル以下とする。
- (b) 完全人工光方式の施設を整備できるものとし、複合環境制御装置、照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、空調施設、自動かん水施肥装置及び自動炭酸ガス発生装置を整備するものとする。

空調施設とは、冷房装置等により1年を通じて夏場でも気温を一定に制御可能な設備とする。

なお、複合環境制御装置、照明装置、養液栽培装置及び空調装置は、必ず装備するものとする。

(c) 次に掲げるいずれかの新技术を用いた施設とする。

- i 設置コスト又は施設の運営コストのいずれかが既存施設のおおむね70%以下とする施設
- ii レタス、リーフレタス、サラダ菜等の葉茎菜類以外の新たな品目を栽培する施設
- iii 閉鎖循環型養液栽培装置等の環境負荷軽減に資する装置が装備された施設
- iv 発電装置等運営経費削減のための装置が装備された施設
- v 特殊波長の照明装置や高効率な空調装置等の新技术を用いた装置を装備した施設
- vi その他新技术を用いた施設

(d) 当該施設の整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売価格、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得るものであるかを確認するものとする。

特に、販売については、安定した販売先との契約等による販売が行われると見込まれ、これに基づく販売計画が策定されていることを確認することとする。

f aの(e)の「高度技術導入施設」は、施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設(種子コーティング施設)、水稻自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等とする。

(a)「施設園芸栽培技術高度化施設」は、鉄骨(アルミ骨を含む)ハウス内に設置するものとし、複合環境制御装置、自動カーテン装置、養液栽培装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除機、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。

なお、「施設園芸栽培技術高度化施設」の規模は、設置実面積がおおむね5,000平方メートル以上とする。

(b)「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象果樹の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。

(c)「菌類栽培施設」は、マッシュルームを対象とし、その規模は、栽培床がおおむね2,000平方メートル以上とする。

g aの(f)の「栽培管理支援施設」は、作業の軽労化や品質向上を

図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯桑施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、かん水施設及び土壌環境制御施設とする。

(a)「園地管理軌道施設」の整備について、茶については、茶園複合管理機械と一体的に導入し、かつ、茶園複合管理機械が効率的に稼働できるように団地化しているものとするとともに、その施設面積は、1団地当たり、おおむね2ヘクタール以上とする。

(b)「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量（自家自給分を除く。）を供給できる水準のものとする。

(c)「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きょ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、交付の対象外とするものとする。

(d)「パインアップル品質向上生産施設」の整備に当たっては、次の事項に留意するものとする。

i 事業実施主体が農業協同組合である場合には、当該施設を農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体に利用させることができるものとする。この場合において、事業実施主体は、共同利用規程を作成し、その適切な管理及び運営を図るものとする。

ii 事業実施主体又はiにより施設を利用する営農集団は、施設の共同利用計画を作成し、その適正な管理及び運営を図るものとする。また、当該計画に合わせて施設の効率的利用を図るために必要な場合に限り、当該施設を移動させることができるものとする。

h 上記のaの(a)及び(c)の施設を設置する場合に当たっては、共同利用を確保するために以下の内容を全て実施することとする。

なお、(a)から(c)までを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、(a)については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、(b)については購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、(c)については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。

(a) 栽培管理作業の共同化

育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。

(b) 資材の共同購入

肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。

(c) 共同出荷

出荷に際しては、共同で行うこととする。

(d) 所有の明確化

当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。

(e) 管理運営

当該温室が共同で管理運営(利用料金の徴収及び一体的維持管理)されていること。

なお、低コスト耐候性ハウスの設置に当たっては、地域の立地条件等を考慮して、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができる。

(シ) 種子種苗生産関連施設

a 種子種苗生産関連施設については、優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な以下の施設とする。

(a) 種子種苗生産供給施設

(b) 種子種苗処理調製施設

(c) 種子備蓄施設

(d) 種子生産高度化施設

(e) (a) から (c) までの附帯施設

b aの(a)の「種子種苗生産供給施設」は、優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室、ほ場及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。

なお、野菜については、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行い、農業者団体、採種農家等に供給するための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産し農業者に供給するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。

c aの(b)の「種子種苗処理調製施設」は、地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。

d aの(c)の「種子備蓄施設」は、気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。

- e aの(d)の「種子生産高度化施設」は、都道府県における主要農作物種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。

(ス) 有機物処理・利用供給施設

- a 有機物処理・利用施設については、たい肥等の製造に必要な次の(a)から(d)までに掲げる施設とする。

(a) たい肥等生産施設

(b) たい肥流通施設

(c) たい肥発酵熟等利用施設

(d) (a) から (c) までの附帯施設

- b 最適な発酵条件の設定が短期間では困難であること等の理由により、1年間では発酵施設等を適正に配置することが困難である場合には、2年間実施できるものとする。

- c aの(a)の「たい肥等生産施設」は、ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源をたい肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。

また、耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産されたたい肥の需要のほか、既存のたい肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。

なお、たい肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、たい肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。

また、農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (a) 製造されたたい肥は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。

- (b) 製造されたたい肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1Kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。

- d aの(b)の「たい肥流通施設」は、たい肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵等の設備を備えた施設とし、既存のたい肥舎等の有効活

用若しくはたい肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存のたい肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、たい肥の需要等を十分に考慮するものとする。

e たい肥の原料収集・運搬の効率等を考慮して、事業実施地区内に同時にaの（a）の「たい肥等生産施設」とaの（b）の「たい肥流通施設」を設置しても差し支えないものとする。

f aの（c）の「たい肥発酵熱等利用施設」は、有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整備できるものとする。

オ 畜産物共同利用施設整備

要綱別表のⅠのメニューの欄の（２）のオの畜産物共同利用施設整備については、次のとおりとする。

（ア）畜産物処理加工施設

a 畜産物処理加工施設については、次のものが行えるものとする。

- （a）畜産物自主加工販売施設
- （b）産地食肉センター
- （c）食鳥処理施設
- （d）鶏卵処理施設

b 畜産物自主加工販売施設

- （a）畜産物自主加工販売施設は、生産者自らが行うことを目的とした加工販売のための施設・設備とする。
- （b）当該施設で扱う製品は、生産者自ら生産した生乳若しくは食肉をもとに消費者ニーズに対応するよう加工した牛乳乳製品若しくは食肉加工品とする。
- （c）貸付けについては、農業協同組合、農業協同組合連合会若しくはこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体から、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者が組織する団体に貸し付ける場合に限るものとする。

c 産地食肉センター

（a）産地食肉センターの対象施設は、以下の施設とする。

- i けい留施設（生体検査場所を含む）
- ii と畜解体・内臓処理施設
- iii 懸肉施設
- iv 冷蔵冷凍施設（保管を目的としない食肉等急冷設備は除く。）
- v 部分肉加工施設
- vi 輸送施設

- vii 給排水施設
- viii 安心安全モデル施設(自主衛生管理施設及び情報管理提供施設)
- ix その他の施設・機械
- x 副生物等処理施設
- xi 衛生管理施設
- xii 環境保全施設
- xiii B S E 対応施設

(b) (a) の ii の「と畜解体・内臓処理施設」においては、と畜場法（昭和28年法律第114号）第3条第1項の規定により都道府県知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。

(c) (a) の iv の「冷蔵冷凍施設」においては、全部又は一部に枝肉の急速冷却能力（牛及び馬の枝肉にあっては24時間以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあっては12時間以内に枝肉の中心温度を5℃以下に冷却する能力とする。）を持つ冷却施設を有する冷蔵庫であって、枝肉又は部分肉の冷蔵保存能力がおおむね1日当たりのと畜解体処理能力の5日分以上で枝肉懸吊装置等を備えていること。

(d) (a) の xi の「衛生管理施設」においては、次の基準のうち、i 又は ii のいずれか及び iii に適合すること。

i と畜場法施行令（昭和28年8月25日付け政令第216号）、と畜場法施行規則（昭和28年9月28日付け厚生省令第44号）、厚生省生活衛生局長通達（平成9年3月31日付け衛乳第104号）又は厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知（平成6年6月23日付け衛乳第97号）、を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した機械施設であること。

ii 外国政府の食肉衛生担当機関が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した機械施設であること。

iii 食肉等の衛生的処理及び品質向上を促進し、かつ、設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できる機械施設であること。

(e) (a) の xii の「環境保全施設」において污水处理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。

(f) 産地食肉センターを整備する場合には、次に定めるすべての要件に適合するものであること。

i 当該施設は、原則として都道府県が策定した食肉の流通合理化計画に基づくものであること。

ii 当該施設の整備について、食肉及び家畜の流通合理化対策要綱（平成6年6月23日付け6畜A第1463号農林水産事務次官依命通

知。以下「流通合理化要綱」という。)第4の1の食肉センターの施設整備計画の承認を受けていること。

- iii 当該施設を新設する場合にあっては、その1日当たりの処理能力がおおむね1,400頭(肥育豚換算:牛又は馬1頭につき豚4頭に換算。以下同じ。)以上の規模であること。増設の場合にあっては、増設の結果1日当たりの処理能力がおおむね1,400頭(肥育豚換算)以上の規模となること。
- iv 当該施設から発生する特定部位(と畜場法施行規則別表第1に掲げるものをいう。)の適切な処理及び畜産副生物の区分管理等牛海綿状脳症に対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれること。
- v 食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であること。

d 食鳥処理施設

(a) 食鳥処理施設の対象施設は、以下の施設とする。

- i 生体受入施設
- ii 放血脱羽、中抜き及び冷却施設
- iii 冷蔵冷凍施設
- iv 食鳥肉加工施設
- v 輸送施設
- vi 給排水施設
- vii その他の施設・機械
- viii 副生物等処理施設
- ix 衛生管理施設
- x 環境保全施設

(b) (a)のiiの「放血脱羽、中抜き及び冷却施設」においては、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第3条の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。

(c) (a)のiiiの「冷蔵冷凍施設」においては、冷蔵保存の場合にあっては5℃以下、冷凍保存の場合にあってはマイナス20℃以下で保存ができる能力を有すること。

(d) (a)のixの「衛生管理施設」においては、次の基準のうち、i又はiiのいずれか及びiiiに適合すること。

- i 厚生省生活衛生局長通達(平成9年3月31日付け衛乳第104号)又は厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知(平成6年6月23日付け衛乳第97号)、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令(平成3

年3月25日付け政令第52号)、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年6月29日付け厚生省令第40号)を順守するために、都道府県知事(保健所を設置する市にあっては市長)が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した機械施設であること。

ii 外国政府の食肉衛生担当機関が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した機械施設であること。

iii 食肉等の衛生的処理及び品質向上を促進し、かつ、設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できる機械施設であること。

(e)(a)のxの「環境保全施設」において污水处理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。

(f) 食鳥処理施設を整備する場合、新設する場合にあっては、その1日当たりの処理能力がブロイラーの場合はおおむね24,000羽以上、成鶏の場合はおおむね8,000羽以上の規模であること。増設の場合にあっては、増設の結果1日当たりの処理能力がブロイラーの場合はおおむね24,000羽以上、成鶏の場合はおおむね8,000羽以上の規模となること。

e 鶏卵処理施設

(a) 鶏卵処理施設の対象施設は、以下の施設とする。

- i 洗卵選別包装室
- ii 冷蔵庫室
- iii 冷凍庫室
- iv 殺菌装置
- v 洗浄装置
- vi 貯蔵タンク
- vii 洗卵選別機
- viii 検卵装置
- ix その他の機械器具

(b) 鶏卵処理施設を整備する場合には、当該施設の1日当たりの取扱量がおおむね13トン以上であること。

(イ) 家畜市場

a 家畜市場の対象施設は、以下の施設とする。

- (a) 基本施設
- (b) 環境対策施設
- (c) 衛生対策施設

(d) 機能高度化施設

- b 家畜市場については、次に定める要件に適合するものであること。
- (a) 家畜市場の再編整備を実施する場合の家畜市場の設置場所は、家畜取引法（昭和31年法律第123号）第20条の地域家畜市場再編整備計画、広域営農団地整備計画又は広域営農団地関連施設計画（広域営農団地育成対策要綱（昭和46年6月10日付け46農政第2741号農林事務次官依命通知）第3の1又は第4の1に基づき作成されるものをいう。）を定めている地域であること。また、家畜市場の再配置のための移転又は家畜市場の環境対策、衛生対策若しくは機能強化対策のための施設整備を行う場合は、流通合理化要綱第4の1の家畜市場の施設整備計画の承認を受けていること。
- (b) 当該家畜市場の1年間における家畜取引頭数がおおむね10,000頭（牛換算：馬1頭につき1頭、豚、めん羊又は山羊1頭につき0.2頭に換算。以下同じ。）以上あること、又は整備後においておおむね10,000頭（牛換算）以上確保されることが見込まれること。
- c aの(b)の「環境対策施設」において污水处理施設を対象とする場合、当該施設から発生する汚水を水質汚濁法（昭和45年法律第138号第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理できる能力を有すること。

(ウ) 家畜飼養管理施設

- a 家畜飼養管理施設については、次のものが行えるものとする。
- (a) 共同利用畜舎（肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成並びにヘルパー組合等（酪農、肉用牛及び飼料生産に係る業務の一部を受託する団体若しくは法人をいう。以下同じ。）の統合を行うためのもの。以下同じ。）
- (b) 共同利用フリーストール牛舎
- (c) 共同利用ミルクングパーラー
- (d) 共同利用ウインドレス鶏舎
- (e) 放牧利用施設
- (f) 共同利用畜舎と一体的に整備する設備
- (g) 共同利用畜舎と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設
- (h) 飼料作物作付及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等
- b aの(a)から(d)の施設整備については、建設基準法施行令等関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、1棟がおおむね500㎡以下の施設について、少なくとも建造物の構造部分（柱、梁）について木材を利用することを原則とし、1棟が500

m²を超える畜舎についても、コスト等の観点から木材利用が可能な場合は積極的に利用するものとする

c aの(a)から(d)、(f)及び(g)に係る整備については、事業実施地域は次の(a)及び(b)の要件に適合するものであることとする。

(a) 事業実施地域は、酪肉振興法第2条の4第1項の規定に基づく計画（以下「市町村計画」という。）を作成した市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内であること。

(b) 事業実施地域は、アクションプラン（市町村計画の実現に向けた具体的な行動計画であり、特に、当該産地のリーダーとなる農業者・地域の選定、支援・指導を受ける対象への具体的経営改善の方法、支援・指導を行う関係機関の位置付け・役割分担を定めたもののことをいう。以下同じ。）を策定しているか、又は策定することが見込まれる市町村の区域内あるいは都道府県内とする。

d aの(a)から(d)の施設については、施設の管理について次の条件を満たすものとする。

(a) 当該施設は、次の条件を満たしている場合には、1施設用地（地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。）を2棟以上に分けて整備することができるものとする。

i 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模（建物面積、収容頭数等）は、原則として同一であること。

ii 共同利用者の家畜が同一であること。

iii 事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。

(b) 当該施設のうち畜舎等に附帯する放飼場及び飼料調製等施設は、畜舎等に近接して整備することが望ましいが、土地の権利調整、自然条件等からこれが困難な場合は、日常の飼養管理に支障を来さない範囲内で、一定の距離をおいて整備することは差し支えないものとする。

(c) 畜舎の共同利用及び家畜の管理のための事務所、管理人室等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、その整備を次の基準により行うものとし、経営面から見て過大な施設とならないよう、特に留意するものとする。

i 場所

原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。ただし、地形等自然条件からみて敷地内又は隣接地に整備することが困難な場合にあっては、家畜管理上支障を来さない範囲内でその他の土地に整備することができるものとする。

ii 規模

- (i) 管理舎1棟当たりの規模は、次の方法により算出した面積の範囲内とする。

$$\text{面積} = 40 \text{ m}^2 (\text{共用部分}) + 10 \text{ m}^2 (\text{管理人1人当たり専用部分}) \times \text{管理人等人数}$$

- (ii) (i) の共用部分は、事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等人数は、家畜の飼養計画頭数及び飼養形態からみて必要最小限とする。

e aの(a)の「共同利用畜舎」においては、次のとおりとする。

- (a) 当該施設は、肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立、協業法人（複数の世帯が共同で出資し、収支決算まで共同で行っている法人のことをいう。以下同じ。）経営開始に伴う生産体制効率化等への対応、新生産システム（事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産体系全体として改善（生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮を活用することによる生産性の向上等）がなされるものをいう。以下同じ。）の実践・普及及び牛のほ育育成経営部門の外部化並びにヘルパー組織等の統合のうちのいずれかのためのものであること。

- (b) 当該施設を、肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。

i 対象畜種は、肉用牛もしくは豚とする。

- ii 計画上の肉用牛飼養頭数が、肉専用種にあってはおおむね300頭以上（繁殖牛にあってはおおむね100頭以上）、乳用種にあってはおおむね500頭以上、また肥育豚にあってはおおむね2,000頭以上、繁殖豚にあってはおおむね150頭以上であること。

ただし、中山間地域等にあっては、計画飼養頭数はそれぞれの2分の1以上であるものとする。

- (c) 当該施設を、肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等に用いる場合は、次の条件を満たすこととする。

i 事業実施主体は協業法人に限る。

ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつiiの条件を満たすその他農業者の組織する団体を含む。

- ii 事業実施主体となる協業法人の構成員は3戸以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。

- (d) 当該施設を、肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における新

生産システムの実践・普及のために用いる場合には、次の条件を満たすこととする。

- i 新生産システムの実践・普及にあっては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。
- ii その他農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。
 - (i) 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。
 - (ii) 事業実施主体は、新生産システムをモデル的に実践させること（以下「モデル実践活動」という。）を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。
 - (iii) 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。
- (e) 当該施設を牛のほ育育成経営部門の外部化のために用いる場合は、すでに牛のほ育育成を目的として管理運営されている公共牧場内に当該施設を整備することはできないものとする。
- (f) 当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化若しくは効率化が行われるものとする。
- f aの(b)の「共同利用フリーストール牛舎」及び(c)の「共同利用ミルクングパーラー」においては、以下のとおりとする。
 - (a) 当該施設は、協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。
 - (b) 当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、eの(c)に準じるものとする。
 - (c) 当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、eの(d)に準じるものとする。
 - (d) 当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、eの(f)に準じるものとする。
- g aの(d)の「共同利用ウインドレス鶏舎」においては、以下のとおりとする。
 - (a) 対象となる施設は、閉鎖型で無窓構造の、高病原性鳥インフルエ

ンザ等に対する防疫のためのものに限る。

(b) 事業実施主体は3戸以上の農業者で構成され、農業協同組合連合会、農業協同組合若しくはこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体以外の者との間に経営上の上下関係がないこと。

(c) その他、eの(d)のi及びiiに準じるものとする。ただし、eの(d)のiiの(ii)に規定する活動を行う畜産経営は3戸以上で構成されるものとする。

h aの(f)の「共同利用畜舎と一体的に整備する設備」については、以下のとおりとする。

(a) aの(a)から(d)の施設と合わせて措置するものとする。

(b) 対象となる設備は、生産行程に直接に関わりかつ共同利用畜舎等に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか若しくは共同利用畜舎等で行われる生産行程のあり方の本質に関わるものとする。

(c) (b)の規定にかかわらず、生産物を一時的に保管する設備については対象としないものとする。

i aの(g)の「共同利用畜舎と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設」については、以下のとおりとする。

(a) aの(a)から(d)の施設と合わせて措置するものとする。

(b) この施設に係る事業の実施に当たっては、家畜排せつ物及び施設排水(aの(c)に係るものを含む。)について適切な処理が行われるよう特に留意する。

j aの(h)の「飼料作物作付及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等」に係る事業の実施に当たっての、施設の管理等については、dに準じて行うものとする。

k 要綱別表のIの事業実施主体の欄の2の(1)のただし書きの生産局長等が別に定める飼料作物関連施設は、aの(h)の「飼料作物作付及び放牧条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等」とし、(3)のウの(イ)のhの公共牧場運営基盤整備と一体的に実施できるものとする。

なお、家畜放牧利用条件整備と一体的に整備する牛舎等については、新築に伴う不要施設の撤去、構造変更に伴う改修及び飼料規模の拡大に対応した増築を含むことができるものとする。

(エ) 畜産新規就農者研修施設

a 畜産新規就農研修施設については、次のものが行えるものとする。

(a) 畜舎

- (b) 研修のためのほ場の整備
- (c) 研修生滞在施設
- (d) その他研修に必要な施設・設備
- b 整備する施設との連携が図られることが確実な場合にあっては、研修施設の一部について既存施設を活用することができるものとする。

(オ) 飼料作物関連施設

- a 飼料作物関連施設については、次のものが行えるものとする。
 - (a) 混合飼料調製・供給施設（施設用地の造成整備を含む。以下（b）から（i）に同じ。）
 - (b) 混合飼料貯蔵・保管庫
 - (c) 飼料作物収穫調製貯蔵施設
 - (d) 単味飼料貯蔵施設
 - (e) 地域未利用資源調製貯蔵施設
 - (f) 家畜排せつ物処理施設
 - (g) 飼料生産・調製施設
 - (h) 農機具格納庫
 - (i) 管理棟
 - (j) 飼料給与設計用電算施設（自給飼料を基本とした合理的な飼料給与システムを確立する場合に限る。）
- b aの（a）の「混合飼料調製・供給施設」及び（b）の「混合飼料貯蔵・保管庫」においては、混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。
- c この施設に係る事業の実施にあたっての、施設の管理等については、（ウ）のdに準じて行うものとする。
- d aの施設を、ヘルパー組織等の統合に用いる場合は、（ウ）のdに準じるものとする。

(カ) 家畜改良増殖関連施設

- a 家畜改良増殖関連施設については、次のものが行えるものとする。
 - (a) きゅう舎
 - (b) 畜舎
 - (c) 鶏舎
 - (d) 飼料給与施設
 - (e) 解体処理施設
 - (f) 冷蔵冷凍施設
 - (g) 受精卵処理、採卵及び移植室
 - (h) 肉質等分析施設
 - (i) 人工授精処理施設

- (j) 衛生検査施設
- (k) 能力調査施設
- (l) 隔離検疫豚舎
- (m) 隔離検疫鶏舎
- (n) 畜産新技術実用化施設
- (o) その他家畜改良増殖又は畜産新技術の取組のための必要な機械器具
- (p) 附帯施設

b aに掲げる施設のうち、特用家畜のために整備を実施する場合にあつては、事業実施主体は、原則として特用家畜に係る推進事業を実施するものとする。

(キ) 離農跡地・後継者不在経営施設

a 離農跡地・後継者不在経営施設については、新規就農及び規模拡大に必要な次のものが行えるものとする。

- (a) 畜舎
- (b) 畜舎と一体的に整備する設備
- (c) 家畜排せつ物処理施設
- (d) 農業機械
- (e) 簡易ほ場整備
- (f) 家畜整備
- (g) 附帯施設

b 離農跡地・後継者不在経営施設を実施する場合は、以下の要件を満たすものとする。

- (a) 事業実施主体が、農地保有合理化事業、信託（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第3項に定める事業をいう。以下同じ。）又は農業経営事業（農業協同組合法第11条の15条の2第1項に定める事業をいう。以下同じ。）により、離農者等から買い入れた農用地又は施設機械であつて、新規就農者等に一定期間（原則5年以内。）貸し付けた後に売り渡すことを予定しているものであること。
- (b) 事業実施主体が、農地保有合理化事業又は農業経営事業により離農者等から借り入れた農用地であつて、新規就農者等に一定期間貸し付けることを予定しているもの並びに当該農用地に存する施設機械であつて、当該離農者等から借り入れて新規就農者等に貸し付けることを予定しているものであること。
- (c) 事業実施主体が、離農者等から買い入れた農業用施設用地又は施設機械であつて、新規就農者等に貸し付けること若しくは一定期間貸し付けた後に売り渡すことを予定しているものであること。
- (d) 事業実施主体が、離農者等から借り入れた施設機械であつて、新

規就農者等に貸し付けることを予定しているものであること。

- (e) 事業実施地域は、市町村計画を作成した市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内とし、アクションプランを策定しているか、又は策定することが見込まれる市町村の区域内あるいは都道府県内とする。

c 事業の対象者

- (a) 新規就農者にあつては、以下の要件を全て満たすこと。新規に畜産経営を開始する法人にあつては、以下のiiiの要件を満たすこと並びに i、ii 及びivを満たす常時従事者である構成員が1人以上いること。

- i 家畜飼養に1年以上従事した経験を有すること。
- ii 原則として、40歳未満又は40歳以上であつて後継者の確保が見込まれること。
- iii 当該地域における平均経営規模以上の経営を営むことが見込まれること。
- iv 「青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法」(平成7年法律第2号)第4条第1項に規定する就農計画の認定を受けるか、又は認定を受けることが見込まれること。

- (b) 規模拡大者にあつては、以下の要件をすべて満たすこと。

- i 家畜飼養に1年以上従事した経験を有すること。
- ii 原則として、50歳未満又は50歳以上であつて後継者の確保が見込まれること。
- iii 当該地域における農用地面積又は家畜飼養頭数が、おおむね当該地域における平均経営規模以上であつて、かつ、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条の規定により、市町村が定めた農業振興地域整備計画に示されている効率的、かつ、安定的な農業経営の目標規模以上の経営を営むことが見込まれること。

d 交付対象

- (a) aの(a)の畜舎、(b)の畜舎と一体的に整備する施設、(c)の家畜排せつ物処理施設及び(g)の附帯施設で、老朽又は損傷箇所の補修、構造変更に伴う改修、飼養規模の拡大に対応した増築、飼養管理方法の改善又は変更に対応した新築及びそれらに伴う不要施設の撤去(後継者不在経営施設の新築及びそれらに伴う不要施設の撤去については、家畜排せつ物処理施設に限る。)

- (b) aの(d)の農業機械については、中古農業機械の購入及び修繕とする。

e 事業の実施

- (a) 交付対象となる機械・施設等の残存耐用年数は、原則として、畜

舎等の施設にあっては5年以上（補修及び改修に係る施設については、補修及び改修後の耐用年数が5年以上）、機械にあっては2年以上（修繕に係る機械については、修繕後の耐用年数が2年以上）とする。

（b）中古農業機械の買入れ価格については、当該機械を新たに購入することとした場合の再調達価格を下に経過年数、修繕の必要性、老朽、損傷の度合い等を考慮して算出した額を基礎とし、近傍類似の中古農業機械の通常取引価格等を勘案して定めるものとする。

（c）家畜整備については、次のとおりとする。

事業実施主体が買入れ、新規就農者等に貸し付ける場合に認めるものとし、その対象は次に掲げるものとする。

i 乳牛

4歳未満の登録牛又はその娘牛であること。

ii 肉用牛（繁殖牛）

おおむね8ヶ月以上4歳未満の繁殖雌牛であること。

iii 豚（繁殖豚）

生後3カ月以上12カ月以内のものであること。

iv その他の家畜

都道府県知事が適当と認めたものであること。

（d）家畜の貸付期間

家畜の貸付期間は、原則として、5年以内とする。

（e）助成対象限度額等

要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書きの生産局長等が別に定める場合、率及び額は、事業費の2分の1以内で、かつ、1頭当たり350,000円を交付対象の限度額とする。

なお、家畜の購入時の価格及び購入に要する諸経費（家畜市場手数料、購入旅費、鉄道、航路、自動車等の運賃、積込料、貸車諸設備経費、輸送中の飼料費、上乗人夫賃、輸送保険料等）を含むものとする。

（f）家畜の貸付契約

事業実施主体は、家畜の貸付けに当たっては、貸付規程を整備し、かつ、新規就農者等との間に家畜の管理及び保全を内容とする契約を締結するものとする。

カ 共同利用機械整備

要綱別表のⅠのメニューの欄の（2）のカの共同利用機械整備については、次のとおりとする。

（ア）一般基準

a 共同利用機械の格納庫の整備については、「農業機械施設の補助対

象範囲の基準について」(昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官通知)の記の1のなお書きによるものとする。

- b 共同利用機械整備に当たっては、必要に応じてオペレーターの養成、生産の組織化、作業受委託の促進等の対策を講ずること等により、効率的な利用となるよう配慮するものとする。
- c 事業の実施に当たっては、今後の農作物生産の機械化を推進する観点から、農林水産省に設置された「栽培様式標準化推進会議」で決定された「機械化のための標準的栽培様式」の活用に努めるものとする。
- d 無人ヘリコプターについては、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」(平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農林水産省農蚕園芸局長通知)によるものとし、事業実施主体は、同通知第9の(1)に定める者を1人以上擁するものとする。

なお、事業実施主体等は、本対策の各事業の事業目的に沿って、同通知第11の(1)の研修等によって操作要員の技術向上を図ることができるものとする。

- e 要綱別表のIの事業実施主体の欄の2の(1)のただし書きの生産局長等が別に定める共同利用機械整備は、飼料作物生産利用調整機械とし、(3)のウの(イ)のhの公共牧場運営基盤整備と一体的に実施する場合又は自給飼料生産利用に係る新技術の確立・普及の促進に取り組む場合に実施することができるものとする。

(イ) 共同利用機械整備に当たっては、農地保有合理化法人が交付対象となる機械について整備し、当該機械を利用する者(以下「利用者」という。)にリースすることができるものとする。ただし、経営構造改革緊急加速リース支援事業実施要領(平成16年4月1日付け15経営第7174号農林水産事務次官依命通知)に定める農業機械特別リース事業と一体的に実施する場合に限るものであって、次の要件を満たすものであるものとする。

- a 交付対象となる共同利用機械は、交付率が3分の1以内のものに限る。

また、農地の利用集積による経営面積の規模拡大等に直接関連する共同利用機械とすること。

- b 利用者は、新規就農者、認定農業者及び認定志向農業者であること。
- c リース料は、事業実施主体負担額(事業費－交付金)／リース期間＋年間管理費以下であること。
- d 受益戸数は、3戸以上であること。
- e 目標年次における受益地の面積が事業開始時の受益地の面積よりおおむね1割以上増加すること。

第2 輸入急増農産物における産地構造改革の推進

1 取組の概要

要綱別表のⅠのメニューの欄の2の取組の概要については、次に掲げるものとする。

(1) 輸入急増野菜の取組

輸入野菜にシェアを奪われている加工・業務用需要を中心に、国産野菜のシェア奪回を図るため、生産者と実需者の連携強化に向けた協議会の開催、実需者に対する定時・定量供給に向けたサポート体制の構築等を推進するほか、用途別需要に対応した一次加工施設、パッケージング施設、低コストかつ安定的な生産・流通体制の構築に向けた低コスト耐候性ハウス、通い容器及び集出荷貯蔵施設等の整備を推進。

また、野菜の消費を拡大するため、野菜摂取不足が深刻な若年層を主なターゲットに、学校給食における地場産野菜の活用の推進、地域内における野菜セミナーの開催、地場野菜の栽培体験、収穫体験等の実施による野菜摂取の習慣化を図る取組等を推進。

(2) いぐさ・畳表の取組

国産シェアの拡大を望む実需者の要求に応じていくために、これまでの輸入品との差別化を進めることに加えて、作業の共同化等による効率的畳表生産体制を確立し、多様な品種の開発・普及等を通じた国産畳表の高位平準化と供給の安定化を実現することにより、国産シェアの拡大を図る改革を推進。

2 取組の実施基準等

(1) 推進事業・整備事業共通事項

第1の2の(1)に準ずるものとする。

(2) 推進事業

ア 第1の2の(2)に準ずるものとする。ただし、以下に掲げる事項についてはこの限りではない。

(ア) 第1の2の(2)のアの(ア)の販売促進に係る経費の取扱。

(イ) 第1の2の(2)のエの(イ)の海外における現地調査の取扱。

(ウ) 第1の2の(2)のオの(ア)、(ウ)及び(エ)の事業実施主体等の取扱等。

イ 輸入急増産地改革にあっては、消費拡大に係る取組を実施できるものとする。なお、輸入急増野菜の消費拡大に係る取組にあっては、輸入急増野菜を中心とし、野菜全体を対象とするものとする。

(3) 整備事業

第1の2の(3)に準じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、次に掲げるとおりとする。

ア 第1の2の(3)のアの(カ)のhの整備事業の上限事業費にあっては、適用しないものとする。

イ 第1の2の(3)のアの(ケ)の交付率10分の4以内の場合は、適用しないものとする。

ウ 第1の2の(3)のアの(コ)の交付率3分の1以内の場合は、適用しないものとする。

エ 第1の2の(3)のアの(ス)の事業対象作物の作付面積にあっては、適用しないものとする。

オ 第1の2の(3)のエの(ア)のcの(c)のコンテナ(プラスチック製通い容器又は荷受け調整用のものに限る。)のうちプラスチック製通い容器については、交付対象とするものとする。

カ 第1の2の(3)のエの(オ)のaの「農産物処理加工施設」のうち(b)から(h)については、それぞれに整備できるものとする。

キ 第1の2の(3)のエの(カ)のaの「集出荷貯蔵施設」のうち(b)から(d)及び(i)については、それぞれに整備できるものとする。

ク 第1の2の(3)のエの(カ)のaの「集出荷貯蔵施設」の整備に当たっては、輸入急増野菜の集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。

なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。

ケ 第1の2の(3)のエの(カ)のaの「集出荷貯蔵施設」の整備に当たっては、流通経費の低減等に資する通い容器の洗浄・保管等に必要な通い容器関連施設を整備することができるものとする。

コ ケの「通い容器関連施設」又は第1の2の(3)のエの(カ)のaの(a)の「集出荷施設」と一体的に整備し、かつ、通い容器の適正な保管を含めた運営体制、台帳等により一元的な管理が確保される場合に限って、通い容器を補助対象とすることができるものとする。

サ 第1の2の(3)のエの(カ)のaの「集出荷貯蔵施設」の整備に当たっては、直売施設を整備することができるものとする。

シ サの「直売施設」は、消費者の動向等に対応して運営上効率的な拠点に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっては、当該施設で販売されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものが対象となるようにする。

なお、施設の効率的な運営を図る観点から、他の区域分及び他の品目等を含めて対象として整備することができるものとし、「直売施設」の附帯施設として、農産物自動販売機等必要な設備を一体的に整備できるものとする。

ス 第1の2の(3)のエの(ケ)のaの「農作物被害防止施設」のうち(a)から(e)の施設であって、輸入急増野菜を事業対象とする場合にあっては、1団地の受益面積をおおむね1ヘクタール以上とする。

第3 飼料基盤活用の促進

1 取組の概要

担い手への土地集積を加速させ、大型機械化体系に対応した高位生産性草地等の飼料基盤の整備を促進するとともに、地域に点在する不作付地、耕作放棄地、野草地等の畜産利用のための基盤整備を推進しつつ、自給飼料生産の拡大及び生産性の向上を促進する。また、基盤整備と一体的に家畜排せつ物の管理の適正な処理及び利用を進めることにより地域の環境問題を解決するとともに、農村地域における有機性資源の利活用を促進し、循環型社会の構築を推進。

2 取組の実施基準等

(1) 推進事業・整備事業共通事項

第1の2の(1)に準ずるものとする。

(2) 整備事業

第1の2の(3)に準ずるものとする。ただし、次に掲げる場合にあっては、次に掲げるとおりとする。

ア 要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書きの生産局長等が別に定める率は、沖縄県及び奄美群島において実施する場合とし、交付率を事業費の10分の6以内とするものとする。

イ 要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書きの生産局長等が別に定める率は、飼料基盤活用の取組に係る飼料基盤条件整備について、離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定に基づき指定のあった地域をいう。）において実施する場合とし、交付率を事業費の20分の11以内とするものとする。

ウ 要綱別表のⅠのメニューの欄の(2)のウの「飼料基盤条件整備」については、次のとおりとする。

(ア) 基本施設整備

a 草地造成改良

草地の造成（飼料畑含む。）又は改良（土壌改良資材、牧草種子の購入及び散布を含む。）のほか、道路、雑用水施設、用排水施設、防災施設等造成改良に係る草地の利用又は保全に必要な施設の新設又は改良

b 草地整備改良

草地（輪作体系等の中で飼料基盤として利用される土地を含む。）の整備改良のほか、道路、雑用水施設用排水施設、防災施設等整備改良に係る草地の利用又は保全に必要な施設の新設又は改良

c 野草地整備改良

野草地改良（牧草導入のための障害物除去、起土及び整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）のほか、野草地の利用に必要な道路及び雑用水施設の新設又は改良

d 放牧用林地整備

放牧用林地（木竹の成育に供され、併せて家畜の放牧の目的に供される土地をいう。以下同じ。）の造成又は整備（造林・徐間伐並びに牧草導入のための障害物除去、起土及び整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）のほか、放牧用林地の利用に必要な道路及び雑用水施設の新設又は改良

e aからdと一体的に行う施設の整備

（a）隔障物整備

家畜の放牧に必要な隔障物の新設又は改良

（b）電気導入施設整備

利用施設等に必要な電気を導入する施設の新設又は改良

（c）家畜保護施設整備

家畜の馴致、保護及び避難に必要な家畜避難舎並びに当該家畜の看視及び保護に必要な看視舎の新設又は改良

（d）家畜排せつ物処理施設

家畜排せつ物を処理するために必要な施設等の新設又は改良

（e）飼料調製貯蔵施設整備

飼料調製貯蔵施設の新設又は改良

（f）牧場用機械施設整備

草地に係る牧場の管理利用に必要な機械施設の整備

（g）衛生管理施設整備

公共牧場の利用に必要な家畜の疾病防止又は衛生対策に必要な衛生舎、薬浴及び牛衝等の施設の新設又は改良

（h）牧野樹林施設整備

草地の利用又は保全に必要な牧野樹林の造成

f 土地利用円滑化事業

基本施設整備と一体的に行う土地権利の調整と土地利用計画の策定

エ 要綱別表のⅠの採択要件の欄の2の（3）の生産局長等が別に定める面積要件等は、次に掲げるとおりとする。

（ア）飼料基盤条件整備の実施要件は、基本施設整備に係る受益面積の合計がおおむね5ヘクタール以上であることとする。なお、「受益面積」は、本事業で整備される基本施設整備と一体的に利用される草地（飼料畑を含む。）、野草地及び放牧用林地とする。

（イ）遊休農地等の利用を図るため、事業実施主体は畜産的利用に必要な基本施設整備事業等を行い、土地資源の有効利用に積極的に努めるものとする。

（ウ）飼料基盤条件整備の事業参加者は、要綱別表のⅠの採択要件の欄の2の（1）の規定にかかわらず、3戸未満の農業生産法人で実施できるものとする。

Ⅲ 経営力の強化を目的とする取組

第1 認定農業者等担い手育成の推進

1 推進事業

(1) 担い手総合支援

担い手総合支援については、地域の合意形成を踏まえ、地域の課題に応じた総合メニューの選択等を通じ、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化促進法」という。）第12条第1項の規定に基づき市町村の認定を受けた者をいう。以下同じ。）、特定農業法人（同法第23条第4項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）、特定農業団体（同法第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。）及びこれらを目指すもの（以下「認定農業者等」という。）に対し、都道府県担い手育成総合支援協議会（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知。以下「担い手協議会設置要領」という。）第1の2の（2）のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けたものをいう。以下「都道府県協議会」という。）及び地域担い手育成総合支援協議会（担い手協議会設置要領第1の3の（2）のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けたものをいう。以下「地域協議会」という。）（以下「担い手協議会」と総称する。）が密接な連携の下に重点的かつ総合的に支援を実施するものとする。

ア 担い手育成支援の実施方針

（ア）要綱別表の政策目的の欄のⅡのメニューの欄の「アクションプログラムの作成」については、担い手協議会が認定農業者等の担い手の育成・確保に向けた5年後の目標（平成21年度末）と各年度ごとの活動方針を明確にするため、以下に掲げる事項を含め作成するものとする。

また、担い手協議会は、「アクションプログラム」を作成した場合には、幅広く関係者に配布し、その普及推進を図るものとする。

a 担い手育成の基本方向

(a) 地域の実情に即した担い手の育成・確保に向けた基本的な考え方

(b) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保方針

i 認定農業者の育成に関する基本方針

ii 認定農業者の現状と育成目標

iii 農業経営の法人化の推進に関する基本方針

iv 農業法人の現状と育成目標

v 集落営農の組織化・法人化の推進に関する基本方針

vi 集落営農の現状と組織化・法人化の目標

(c) 地域の担い手を目指す農業サービス事業体の育成・確保方針

i 農業サービス事業体の育成に関する基本方針

ii 農業サービス事業体の現状と育成目標

b アクション・プログラムの実現のために必要な活動等に関する事項

c 年度活動計画

(a) 活動実績

i 前年度までの活動実績

ii 活動上の課題

(b) 活動目標

i 当該年度における目標

(i) 認定農業者の育成目標

- (ii) 農業法人の育成目標
- (iii) 集落営農の組織化・法人化の目標
- (iv) 農業サービス事業体の育成目標

d 当該年度における対策・課題ごとの取組

- (イ) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「専任マネージャーの設置」は、担い手協議会が行う担い手総合支援の取組の企画立案及び当該取組の実施並びに都道府県協議会が行う地域協議会間の連絡調整等を円滑に行うため、企画立案等に長けた者を専任マネージャーとして設置するものとする。

この場合、各担い手協議会は、活動日誌を備え、専任マネージャーの活動内容（日時、場所及び内容等）を記録・保存するものとする。

- (ウ) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「経営改善・能力向上支援活動」は、以下の取組を実施できるものとする。

a 認定志向者支援活動

認定志向者支援活動は、認定志向農業者（基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく市町村の認定を受けようとする者。以下同じ。）の農業経営改善計画（基盤強化促進法第12条の2第2項に規定する農業経営改善計画をいう。以下同じ。）の作成支援及び経営管理能力の向上を図るための研修会を開催するものとする。

なお、農業経営改善計画の作成を指導する場合においては、農業経営の改善を促進するために必要な検討事項について説明すること等により、その者の経営の現状及び地域の実態に即した農業経営改善計画の作成等に関する指導を行うものとする。

b 認定農業者のフォローアップ活動

農業経営改善計画フォローアップ活動は、農業経営改善計画の認定を受けた日の属する年度から3年目及び再認定時において、当該計画の達成状況及び達成に向けた経営改善に必要な情報の収集、提供並びに、eに規定する経営診断等を行うものとする。

このうち、認定農業者の経営改善に必要な情報の収集及び提供については、農業関係の情報（栽培、飼養管理情報及び病虫害情報等）に加え、認定農業者が個別には入手することの困難な情報（消費者ニーズの情報、市場情報、労働力確保に関する情報、先進地情報、各種行事及びイベント等催事情報等）を、農業経営強化対策推進事業実施要領（平成14年3月29日付け13経営6627号農林水産事務次官依命通知。以下「経営強化推進事業実施要領」という。）のメニューの欄の「担い手育成支援事業」の活動を通じて得られた情報と併せて一元的に管理し、認定農業者からの情報提供の要請に対し、迅速かつ的確に情報提供を行うものとする。

なお、担い手協議会は、農業経営指導担当者が認定農業者等の相談等に対して迅速かつ的確に対応できるよう、当該者に対して、経営強化推進事業実施要領要綱別表のメニューの欄に定める「農業経営指導者養成講習会」を受講させるものとする。

c 経営改善・能力支援活動

- (a) 担い手協議会は、自己経営の分析及び税務等の基礎的知識の研さんを図り、認定農業者等の経営管理能力の向上させるための講習会を開催することができるものとする。

- (b) 担い手協議会は、集落営農の組織化・法人化を推進するため、集落の

まとめ役となる地域リーダーの育成・確保に向けた研修会を開催することができるものとする。

- (c) また、担い手協議会は、認定農業者等の経営改善等に的確に対応するため、経営指導担当者を対象とした研修会を開催することができるものとする。

- d コンサルタント活動

コンサルタント活動は、中小企業診断士、社会保険労務士、税理士、食品産業、市場関係者等（以下「スペシャリスト」という。）と都道府県協議会との間において、経営相談及び経営診断に関する契約を結んで実施するものとする。この場合、都道府県担い手協議会は、活動日誌を備え、スペシャリストの活動内容（相談・指導の日時、場所及び内容等）を記録・保存するものとする。

- e 担い手経営診断・指導活動

担い手経営診断・指導活動とは、スペシャリスト及び担い手協議会の担当者で構成される「専門家チーム」を設置し、経営課題を抱えた認定農業者等との直接面談による経営相談会及び経営診断会を開催するものとする。

また、担い手協議会は、認定農業者等からの経営相談等に適切に対応するため、経営相談窓口（ワンストップ相談）を明確にしておくものとする。

- (エ) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「農業経営の法人化のための推進の活動」は、以下の取組を実施できるものとする。

- a 農業経営の法人化説明会の開催

担い手協議会は、農業経営の法人化を志向する者に対して説明会等の開催し、法人化の意義、関係法律・制度の概要等について、広く啓発普及を図るものとする。

また、農業経営の法人化を志向する者から個別具体的に、農業法人（農業生産法人その他の農業を営む法人をいう。以下同じ。）の設立手続き、会計処理等について相談があった場合には、適宜説明を行うものとし、必要に応じて、スペシャリストの協力を得ながら指導・助言を行うものとする。

- b 農業経営の法人化のための相談・指導を行う者への研修会の開催

担い手協議会は、農業経営の法人化を志向する者からの相談に対し的確に対応するため、法人指導担当者を対象とした研修会を開催するものとする。

- (オ) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「集落営農の組織化・法人化のための活動」は、以下の取組を実施できるものとする。

- a 集落営農組織化推進会議の開催

担い手協議会は、集落営農の組織化を推進するための取組方針の決定や推進体制の確立を図るため、集落営農組織化推進会議を開催するものとする。

- b 地区座談会の開催

担い手協議会は、地区における集落営農の組織化を図るため、担い手協議会や地区関係者等で構成する座談会を開催し、集落の現状や課題、将来像等について話し合うものとする。

なお、地区座談会の開催に当たって。必要に応じて、スペシャリストや集落営農の組織化・法人化の指導に長けた者等の専門家を加えるものとする。

る。

(カ) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「経営の多角化・高度化のための活動」は、以下の取組を実施できるものとする。

a 経営多角化・高度化推進検討会の開催

担い手協議会は、消費者等の多様なニーズに対応した商品の開発に向けた意見交換、検討等を行うため、試験研究機関、マーケティング・プランナー、食品製造業者、商工団体及び消費者団体等の広範な関係機関・団体等をもって構成する経営多角化・高度化推進検討会を開催するものとする。

b 市場調査情報収集活動

担い手協議会は、経営多角化・高度化推進検討会において分析及び検討に資するため、マーケット・リサーチやアンケート調査等により、消費者及び食品製造業者等のニーズを的確に把握するものとする。

c 特産品等商品開発情報収集活動

担い手協議会は、経営多角化・高度化推進検討会での意見交換に資するため、現場段階における商品開発に向けた取組状況等に関する情報収集し、その情報を検討会における検討結果等と合わせて、認定農業者等に対して提供するものとする。

d 商談会開催

担い手協議会は、aからcの活動を通じて、認定農業者等が開発した地域特産品等の商品の食品産業及び外食産業等関係者との結び付けを行うため、定期的に商談会を開催するものとする。

e 全国段階で実施される経営多角化・高度化シンポジウムへの参加

担い手協議会は、経営強化推進事業実施要領別表のメニューの欄に定める「経営多角化・高度化シンポジウム」へ担当者を参加させることができるものとする。

(キ) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「担い手交流のための活動」は、以下の取組を実施できるものとする。

a 担い手交流活会の開催

都道府県協議会は、認定農業者等の連帯感の醸成や、集落営農の組織化・法人化、農業経営の法人化への気運の醸成を図るとともに、農業技術や経営情報の交換等により農業経営の改善・向上を図るため担い手交流会を開催するものとする。

b 全国段階で実施される全国担い手交流会への参加

担い手協議会は、経営強化推進事業実施要領別表のメニューの欄に定める「担い手交流会」へ担当者を参加させることができるものとする。

c 担い手優良活動事例の調査及び報告書の作成

担い手協議会は、担い手の育成・確保に資するため、地域農業の振興や活性化に寄与した個別経営体、法人経営体及び集落営農の組織化・法人化等の優良事例の調査を実施し、その報告書を作成するものとする。

d 全国優良活動発表会への参加

担い手協議会は、経営強化推進事業実施要領別表のメニューの欄に定める「優良活動発表会」へ担当者を参加させることができるものとする。

(ク) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「担い手情報発信のための活動」は、以下の取組を実施できるものとする。

a 担い手情報システム開発検討会の開催

担い手協議会は、担い手と消費者等との相互間を結ぶ情報の受発信を目的としたホームページの作成、担い手の経営状況等のデータベースの構築に必要なシステム開発及び経営状況分析調査を実施するための検討会を開催するものとする。

b 担い手情報システム開発

担い手協議会は、aの検討を踏まえたシステム開発を実施できるものとする。この場合、経営強化推進事業実施要領別表のメニューの欄の「担い手情報システム開発」と連携して行うものとする。

c 担い手経営情報調査・分析活動

担い手協議会は、認定農業者等の経営情報調査及び分析を行うとともに、その結果をa及びbにより開発された「担い手情報システム」により管理するものとする。なお、この場合において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の趣旨、内容等を踏まえ、知り得た認定農業者等の経営情報及び個人情報その他の情報を適正に取り扱うものとする。

(ケ) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「ヘルパー組織の支援のための活動」は、以下の取組を実施できるものとする。

a ヘルパー組織支援活動推進会議の開催

担い手協議会は、求人等情報収集、あっせん等を行うため、ヘルパー組織支援活動推進会議を開催し、支援方針及び活動内容を取りまとめるものとする。

b 求人等情報収集提供活動の実施

求人等情報収集提供活動は、求人等に関する情報の収集・提供、求人希望農業者と就労希望者の紹介・あっせん、地域間の調整、就労希望者に対する技術取得のための支援活動を行うものとする。

(コ) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「担い手経営展開支援リース事業の審査会の開催」は、以下の取組を行うものとする。

a 審査会の開催

(a) 担い手協議会は、地方公共団体からの要請に応じ、経営強化推進事業実施要領別表のメニューの欄の「担い手経営展開支援リース事業」（以下「リース事業」という。）の助成対象者への助成の適否について、審査会を開催し、以下の要件を満たすことを確認するものとする。

i 借り受ける機械及び施設が農業経営改善計画等の実現のために必要な機械・施設であると認められること。

ii 現在使用中の機械及び施設等を更新するために借り受ける場合にあっては、当該機械及び施設等の性能又は規模を上回るものであること。

iii リース料の支払いが確実と見込まれること。

(b) 担い手協議会は、(a)に基づき審査会を開催した場合には、その審査結果を、当該地方公共団体へ書面で通知するものとする。

b 事業効果の把握

担い手協議会は、助成対象者の当該機械及び施設等導入後の経営改善、規模拡大等の状況を適時把握し、以後の審査に反映させるとともに、それらのリース事業の効果を地域内に普及し、当該事業の効果的な活用を図るものとする。

イ 地域貢献担い手確保・育成支援

要綱別表のⅡのメニューの欄の「地域貢献担い手確保・育成支援」については、以下に掲げることに留意の上、実施するものとする。

(ア) アンケート調査の実施

地域農業の実態（農業経営の現状、農地の賦存・利用状況等）、流通・販売実態（地域農産物の販売ルート等）及び農業経営の将来方向（土地利用型農業、施設利用型農業、農業以外の分野等、個々の構成員が志向する経営形態、集落営農の組織化・法人化に向けた意向等）等を把握するため、地区内全農家を対象にアンケート調査を実施するものとする。

(イ) 座談会の開催

(ア) のアンケート調査結果を踏まえ、認定農業者等担い手の明確化、農業経営の規模拡大、農地の集団化、農作業の効率化のための農地利用区分の明確化（施設利用型農業志向農家等の農地を土地利用型農業志向農家に集積等）、集落営農の組織化と育成方策の樹立（構成員の役割分担を通じた農作業の効率化の手法、経営基盤の強化を図るための法人化等の手法）等について、地区関係者による座談会を開催するものとする。

なお、必要に応じてスペシャリストや集落営農の組織化・法人化の指導に長けた者等の専門家等を加えるものとする。

(ウ) 地域農業経営改革計画（案）説明会の開催

(イ) の座談会における話し合いの結果を踏まえ、以下に掲げる事項等を内容とする地域農業経営改革計画（案）を策定するとともに、地区関係者に対する説明会を開催し、合意形成を図るものとする。

- a 都道府県名、市町村名、地区名、集落名
- b 集落タイプ（個別経営集約タイプ又は集落農場タイプ）
- c 農用地利用改善団体名
- d 農業地域類型区分、地区（地域農業、立地条件等）の概要
- e 本取組を実施することとなった背景・経緯
- f 地域農業経営改革計画策定のプロセス（アンケート調査、座談会等活動内容を時系列で整理）
- g 地域農業経営改革計画策定に当たっての推進体制、役割分担
- h 農用地の利用計画等（現状及び目標（おおむね5年以内）で整理）
 - (a) 農用地面積（作物別面積）
 - (b) 農家戸数等（専業農家、第Ⅰ種・第Ⅱ種兼業、非農家別戸数）
 - (c) 農用地利用の考え方
 - (d) 認定農業者等担い手への農用地の利用集積
 - (e) 認定農業者等担い手の主たる従事者（主たる従事者がいない場合は、その候補者）の年間農業所得額
- i 集落営農参加者の役割分担
- j その他の取組計画（団地化、機械の共同利用、加工販売、産直等）
- k 添付資料
 - (a) 地区の範囲及び位置を記載した図面
 - (b) 各種統計データが記載されている資料
 - (c) アンケート調査結果、座談会議事録等一式

(エ) 地域農業経営改革計画の策定

担い手協議会は、地域農業経営改革計画を策定した場合は、その写しを地区の関係者及び関係機関に通知等することにより、その周知を図るものとする。

る。

ウ 農業サービス事業体支援

要綱別表のⅡのメニューの欄の「農業サービス事業体支援」については、以下に掲げることに留意の上、実施するものとする。

(ア) 事業実施計画の策定

農業サービス事業体支援を受けようとする者は、次に掲げる事項を定めた事業実施計画を策定するものとする。

- a 対象となる農業サービス事業体名
- b 作業委託者名
- c 受託作業の内容
- d 作業受託面積（基幹的農作業延べ面積の合計を受託作業数で除した面積）
- e 農業機械・施設の購入等資金の内容
- f 所要額

(イ) 具体的な支援の手順

a 助成金の申込

農業サービス事業体が、農業サービス事業体支援を受けようとする場合には、（ア）の規定に基づき作成した事業実施計画書に、農作業委託者及び農作業を受託する農地が所在する市町村との間で締結された農作業受委託契約書の写し、農作業の受託に必要な資金を借り入れる金融機関（以下「金融機関」という。）への借入申込書の写し及び当該事業体が農業生産法人となることに関する計画書（農業生産法人となる予定年月日、農業生産法人となるまでの具体的な活動内容、等が定められていること。）を添付して、担い手協議会に申請するものとする。

b 助成金の適否の決定

担い手協議会は、農業サービス事業体から農作業の受託に必要な資金に対する利子助成の申込があった場合には、事業実施計画等の内容の審査を行い、その適否を決定するものとする。

c 助成金に係る契約

担い手協議会は、農業サービス事業体からの利子助成に申込について、その助成を適当と認めた場合には、当該協議会、助成金を受けようとする農業サービス事業体及び金融機関との間において、次に掲げる内容を含む「助成金の支払いに係る契約」を締結するものとする。

ア. 担い手協議会は、（ウ）により算出される利子助成金を金融機関に交付するものであること。

イ. 担い手協議会は、サービス事業体から借入金融機関への返済に応じ、その返済額相当の利子助成金を金融機関に交付するものであること。

ウ. 担い手協議会は、利子助成金の交付のほかは、契約上の一切の責任を負わないものとし、その他の問題が生じた場合には、サービス事業体と金融機関の間で解決すること。

d 助成金の支払い

金融機関は、助成金の支払いに係る契約に基づき、担い手協議会に対して助成金の支払請求を行うものとする。担い手協議会は、金融機関からの支払請求書に基づき速やかに当該金融機関に対して、利子助成金を支払うものとする。

(ウ) 生産局長等が別に定める基準金利

基準金利は、農業近代化資金の基準金利を上限とする。

なお、借入金融機関の貸付金利が、農業近代化資金の基準金利より低い場合は、借入金融機関の貸付金利を上限とする。

(エ) 助成金の算出方法

助成金は次により算出される額とする。

助成金＝残元金×年利率×1/12×期間×1/2

この場合、残元金は、要綱別表のⅡのメニューの欄の1の(1)のウのただし書きの額を上限として、当該助成日以前に返済された元金を差し引いた額とする。また、借入期間は、借入開始日、若しくは前回の助成金の支払日の翌日から当該助成金の支払日までの期間とする。

(オ) 実施状況の確認

a 農業サービス事業体は、農作業受委託契約に基づく契約期間が満了する年度まで、毎年度、当該契約に定められた受託農作業の実施状況を担い手協議会に対して報告するものとする。

b 担い手協議会は、農業サービス事業体からの報告に基づき、農作業の実施状況を確認するものとする。

(カ) 利子助成金の交付後の措置

農業サービス事業体は、担い手協議会が(オ)に基づく実施状況の確認し、次のいずれかに該当すると認めた場合には、当該協議会が金融機関に支払って利子助成金に相当する額を返還するものとする。

a 虚偽の申出その他不正な手段により利子助成金を受けた場合

b 農作業受委託契約に記載された農作業受託面積を変更して実施した場合（災害等やむ得ない場合を除く）

c 正当な理由なく助成金の支払いに係る契約に違反した場合

エ 担い手への経営資源の円滑な承継に対する支援

要綱別表のⅡのメニューの欄の「担い手への経営資源の円滑な承継に対する支援」については、以下に掲げることに留意の上、実施するものとする。

(ア) 農業再生委員会の構成

都道府県協議会会長は農業再生委員会の構成員として、都道府県、都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会、都道府県経済農業協同組合連合会、農業協同組合、都道府県信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、農林漁業金融公庫、都道府県農業信用基金協会、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士、その他農業再生委員会を的確に運営する観点から、必要な構成員を、都道府県の実情を踏まえ選定することとする。

(イ) 農業再生委員会による支援対象者

農業再生委員会による再生又は整理承継に向けた取組に対する支援の対象となる者は、既往借入金の償還に必要な財源が確保できないなど、経営が困難となった農業者であって、次のいずれかに該当するもの（以下「経営困難農業者」という。）とする（農業再生委員会は、市町村に対して、支援対象となる次のいずれかに該当する者か書面で確認することとする）。

ただし、再生可能な農業者への支援は、民事再生法による再生が可能な者又は私的整理に関するガイドラインに準じた再建計画の作成・実行が可能な者に限る。

a 認定農業者

b 基盤強化促進法第6条第1項に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「市町村基本構想」という。）のうち、同条第2項の2に掲げられた効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（（a）を除く）

c 今後育成すべき農業者

なお、アの（ウ）のeの担い手経営診断・指導活動を活用することができるものとする。

（ウ）農業再生委員会が行う取組

農業再生委員会は、経営困難農業者からの申出により、以下に掲げる取組を行うものとする。

a 経営困難農業者からの相談に対する助言

b 経営困難農業者の債務処理に係る関係者一同の協議

c 経営困難農業者について、関係者による再生可能か否かの合意形成

d 経営継続が見込めない農業者から、その有する経営資源を承継する農業者（以下「受皿農業者」という。）をあっせん

e 経営継続が見込めない農業者について、農業法人等への就農をあっせん

f 再生可能な農業者について、再生計画作成の指導、再生計画実行の支援及び事後指導の実施

g 受皿農業者及び再生可能な農業者に対する政策金融及び農業法人投資育成株式会社による出資をあっせん

（エ）その他

a 農業再生委員会の各構成員（機関・団体の役職員を含む）及び関係者は、個人情報保護法、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）その他個人情報の保護に関する規定に基づき、本取組を通じて知り得た個人情報について、適正に取り扱うものとする。

b 農業再生委員会における合意方式は全会一致とする

オ 業務委託について

担い手協議会長は、各支援に係る業務の一部について自ら実施することが困難である場合等にあっては当該協議会規約に定めるところにより、当該協議会の会員その他の者に委託することができるものとする。

カ 交付対象経費

交付対象経費は、当該取組を実施する上で必要となる諸謝金、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等とする。

（2）経営構造対策推進

ア 取組の内容

効率的かつ安定的な農業経営が地域農業の相当部分を担う望ましい農業構造の確立を目的として実施する要綱別表のⅡのメニューの欄の「経営構造対策」、「アグリチャレンジャー支援」及び「水田農業経営構造確立緊急対策」並びに「農業経営総合対策事業の実施について」（平成14年3月29日付け13経営第7052号農林水産省経営局長通知。以下「経営対策事業実施通知」という。）に基づき平成16年度までに実施した経営構造対策事業（その関連事業を含む。）（以下「経営構造対策等」という。）の円滑かつ適正な実施及び確実な効果の発現を確保するため、都道府県及び地域のそれぞれの段階で次に掲げる諸活動を実施できるものとする。

(ア) 都道府県段階の活動

a 指導助言体制の整備

- (a) 事業実施主体は、都道府県段階の活動を効果的に実施するため、事業を推進する上で中心的な役割を担う者として、農業経営、農業技術、流通、加工、販売及び経営構造対策等の制度等に精通した経営構造コンダクター（以下同じ。）を設置することができるものとする。
- (b) 経営構造コンダクターの設置に当たっては、担い手育成緊急地域（2の（1）のイの（イ）に定める「担い手育成緊急地域」をいう。以下同じ。）における地域農業の担い手の育成及び確保を緊急かつ積極的に支援するため、当該地域に対する支援活動を専任とする経営構造コンダクターを設置することができるものとする。
- (c) 都道府県以外の者が事業実施主体の場合、経営構造コンダクターの設置に当たっては、あらかじめ都道府県知事の承認を受けるものとする。

b 指導推進会議の開催

指導助言体制による活動計画、活動結果の取りまとめ及び問題点の分析等を行うための会議の開催等を行うものとする。

c 評価活動等の支援

地域段階の取組に関する支援活動として、経営構造コンダクターの派遣、研修会及び研究会の開催等を行うものとする。

d 情報の収集及び提供

新規就農の支援、新たな営農技術や新規作物の導入、農産物の販路拡大等経営構造対策等の推進等に必要な各種情報の収集及び提供等を行うものとする。

e 経営確立指導調査

育成すべき農業経営、整備した施設の経営及び運営状況等に関する調査分析、指導及び助言等行うものとする。

f 経営構造対策等の点検評価

経営構造対策等の実施状況及び成果目標の達成状況についての点検及び評価、改善措置に関する指導・助言及び成果目標の達成阻害要因の分析等を行うとともに、経営構造対策等の適正な実施を図るために必要な支援等を行うものとする。

g 評価手法研修会の開催

経営構造対策等による成果目標の確実な達成に向けた評価手法に関する研修会の開催等を行うものとする。

h 調査及び研究等

優良事例の収集、事業コスト低減の取組事例の分析・検討、消費者ニーズの把握等、経営構造対策等の計画主体及び事業実施主体の活動を支援するために必要な調査及び研究等を行うものとする。

(イ) 地域段階の活動

a 事前評価活動

経営構造対策等の実施による確実な効果の発現を図るために、事前評価活動として行う費用対効果分析のための基礎調査、事業効果フロー図の作成及び成果目標達成のための手法等に関する検討会の開催等を行うものとする。

b 成果目標の達成阻害要因の分析活動等

経営構造対策等の実施地区において設定した成果目標の達成阻害要因の分析活動及び改善を図るための検討会の開催等を行うものとする。

イ 実施体制等

(ア) 都道府県段階の活動において、都道府県以外の者が事業実施主体となる場合にあっては、都道府県担当部局との連携を十分に図るものとする。

(イ) 地域段階の活動を実施する事業実施主体は、その活動を効果的に実施するため、当該市町村の営農形態や農業経営の実態に精通し、関係者の合意形成等の取りまとめを中心的に担う地域マネージャーを配置するものとする。

(ウ) 地域段階の活動を行う事業実施主体は、経営構造コンダクターとの連携により、効果的な活動の実施に努めるものとする。

(エ) 地域段階の活動は、事業実施主体を中心に、地域の農業者をはじめ、地域農業にかかわる幅広い関係者の合意形成を基本として、地域農業の実態に即して実施するものとし、市町村以外の者が事業実施主体となる場合にあっては、市町村担当部局との連携を十分に図るものとする。

ウ 業務委託等について

事業実施主体は、活動の一部について自ら実施することが困難である場合においては、外部の民間業者等に業務委託を行うことができるものとする。

また、この場合、あらかじめ、公募又は関係者への情報提供等により、競争条件の導入を図るものとする。

なお、経営構造対策推進の交付対象費目は、「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱について」（平成17年4月1日付け16生産第8263号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）の別表第2の2に準じるものとする。

(3) 新技術普及促進支援

ア 革新的技術の導入等に対する総合支援

(ア) 実施目的

革新的技術の導入等により経営改善に取り組む担い手及び消費者の視点を重視した地域農業の再生等に取り組む地域を支援することを目的とする。

(イ) 取組内容

a 要綱別表のⅡのメニューの欄の「普及指導活動の実施」は、革新的技術の導入等により経営改善に取り組む担い手等に対し、今日的な農政課題に対応した高度かつ多様な技術及び知識を、地域の特性に応じて的確に普及させるため、以下の取組を行うものとする。

(a) 検討会等の開催

(b) 調査の実施

農業者等に対する各種調査（意向、実態、生産状況、消費動向等）、先進地事例調査等の実施

(c) 現地指導活動

技術・経営指導、農場展示の実施、講習会の開催、普及啓発、情報提供活動、指導用機材（農業者研修教育施設に係るものを含む。）及び巡回指導用車両の整備

(d) 普及指導活動に関する協議会等への出席

- b 要綱別表のⅡのメニューの欄の「現地実証活動の実施」は、試験研究機関等で開発された革新的技術等の普及及び農業現場の技術的課題等の検討のため、各種調査、現地実証、適応試験、実験・研究等の取組を行うものとする。
- c 要綱別表のⅡのメニューの欄の「調査研究活動の実施」は、多様な現場課題の的確な解決に向けたより高度で重点的な普及指導活動の展開に必要な普及指導員の指導力向上を図るため、試験場の設置・運営、情報交換等の取組を行うものとする。

(ウ) 留意事項

- a 都道府県が事業実施主体となる場合にあっては、農業改良助長法（昭和23年法律第165号。以下同じ。）第7条第5項の規定により都道府県が定める協同農業普及事業の実施に関する方針に基づいて、都道府県が策定する普及指導計画に沿って実施するものとする。
- b 要綱別表のⅡの事業実施主体の欄の都道府県以外が事業実施主体となる場合の取組内容は、（イ）のaの「普及指導活動の実施」における地産地消システムの確立（検討会等の開催、調査の実施、現地指導活動のうち農場展示の実施、普及啓発及び情報提供活動）及び制度資金の活用指導（検討会等の開催、調査の実施、現地指導活動のうち技術・経営指導、普及啓発及び情報提供活動）に係る取組とする。

なお、当該取組の実施に当たっては、都道府県が実施する取組との役割分担を明確化した上で、一体的な取組の実施が図られるよう留意するものとする。

イ 普及指導員等の資質向上のための取組

(ア) 実施目的

担い手育成のための高度で重点的な支援活動を行う普及組織の機能強化を図ることを目的とする。

(イ) 取組内容

普及指導員等に対し、要綱別表のⅡのメニューの欄の「研修の実施、受講、派遣等」の取組を行うものとする。

(ウ) 留意事項

- a 担い手育成のための高度で重点的な支援活動を推進する上で、直接又は間接的に必要となる資質及び能力について実施するものとする。
- b 資質向上の対象は、普及組織による担い手育成のための高度で重点的な支援活動の推進及び効率化に、直接又は間接的に資する者とする。
- c 資質向上の方法は、都道府県段階における研修の実施、国又はその他の機関が実施する研修又は講座等の受講、国内外の大学、試験研究機関、先進地等への留学・派遣、研究会等への参加、活動上有効な資格取得支援等、合理的に資質向上が図られる方法により実施するものとする。
- d 交付対象経費は、当該取組を実施する上で必要となる諸謝金、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等とする。
- e 当該取組に要する経費の額と普及組織による担い手育成のための支援活動に寄与する効果について、費用対効果の観点から十分に検討した上で実施するものとする。
- f 当該取組の実施による効果を測定するため、取組毎に期待される効果

についての指標及び目標を定めるとともに、その達成状況について評価を行い、その結果を整備しておくものとする。

ウ 民間能力活用促進のための支援

(ア) 実施目的

農業法人へ就農した者等を質の高い担い手として早期に育成・確保すること等を目的とする。

(イ) 取組内容

- a 要綱別表のⅡのメニューの欄の「研修計画の作成等支援」は、質の高い担い手の確保を図るため、普及指導センターによる農業法人への就農者等に対する効率的かつ効果的な研修計画作成支援、現地における普及指導活動等の取組を行うものとする。
- b 要綱別表のⅡのメニューの欄の「資質向上研修会の開催」は、農業協同組合の営農指導員、市町村の営農担当職員等に対し、農業者に対する一般的な営農指導能力の向上を図るための研修を行うものとする。
- c 要綱別表のⅡのメニューの欄の「分析機器等の整備」は、技術指導拠点としての市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合又は特認団体の機能強化を図るため、以下の取組を行うものとする。
 - (a) 土壌診断等分析機器の整備
土壌診断、生育診断等を実施するために必要な機器の整備
 - (b) 情報関連機器等の整備
土壌診断等の分析結果の効率的な活用を図るために必要な機器等の整備

(ウ) 留意事項

- a 当該取組の実施に当たっては、都道府県、市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合及び特認団体が連携し、それぞれの役割分担のもとに一体的な取組の実施が図られるよう留意するものとする。
- b (イ)のbの「資質向上研修会の開催」の実施に当たっては、民間専門家等を講師として参画させるなど、効果的に資質向上が図られるよう留意するものとする。
- c (イ)のcの(b)の情報関連機器等の整備が実施できる場合は、(イ)のcの(a)の土壌診断等分析機器の整備と併せて整備するとき、又は土壌診断等分析機器が既に整備されているときとする。

エ 普及指導センターにおける情報受発信機能の強化

(ア) 実施目的

I Tを活用した農業経営の発展及び担い手の育成に資することを目的とする。

(イ) 取組内容

- a 要綱別表のⅡのメニューの欄の「普及指導センターの電子化推進」は、普及指導センターが保有する生産・経営支援に有用と考えられる情報等についてデジタル化・データベース化を行うものとする。
- b 要綱別表のⅡのメニューの欄の「バーチャル普及指導センターの構築」は、インターネットを活用して、担い手等が生産技術情報等の生産・経営に不可欠な情報を容易に入手でき、また、普及指導センターが担い手等からの相談等に対して迅速に対応し得るバーチャル普及指導センターの構築を行うものとする。

- c 要綱別表のⅡのメニューの欄の「普及指導用機材の整備」は、上記 a、b を実施するために必要な機材及び普及指導に必要な機材の整備を行うものとする。

2 整備事業

(1) 経営構造対策

ア 経営構造対策の実施の方針

(ア) 経営構造対策は、効率的かつ安定的な農業経営が地域農業の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するため、地域の農業者を中心とする幅広い関係者の協力体制が整い、地域の農業の実情に即した合意形成が確立されている地域を対象に、地域の農業の担い手となるべき農業経営の育成及び確保並びに担い手への農地の利用集積等の地域農業の構造改革の加速化に結びつく施設等の整備を図ることを内容とするものとする。

また、担い手育成緊急地域における地域農業の担い手の育成及び確保を緊急かつ積極的に支援するものとする。

なお、経営構造対策においては、複数の施設等の組み合わせにより地域農業の構造改革を図ることを基本とする。

ただし、地域の実情等により 1 つの施設等のみの整備が必要となる場合又は既存施設等の組み合わせにより十分な効果が発現されると認められる場合には、この限りではない。

(イ) 沖縄県における経営構造対策の実施については、「沖縄振興特別措置法」(平成14年法律第14号)第4条に基づく沖縄振興計画との密接な連携のもとに、本土農業との格差是正と生産性の高い亜熱帯農業の確立に努めるものとする。

イ 対象地域の範囲等

(ア) 経営構造対策の対象地域は、生産条件等の類似性や地域農業の構造改革のための成果目標を設定すること等にかんがみ、集落単位から大字の区域までの範囲内とすることを基本とする。

ただし、地域の実情等を勘案して、この範囲を越えて実施することが適当と認められ、かつ、その地域の農業者等の合意が得られている場合は、この区域を越えた区域において実施することができるものとする。

(イ) 担い手育成緊急地域とは、次の項目のいずれかに該当する地域をいう。

a 次のいずれかの項目に該当する地域であって、地域農業の担い手の育成及び確保を緊急かつ積極的に支援する必要があると特に都道府県知事が認める地域。

(a) 対象地域において、農家 1 戸当たりの平均農地面積がおおむね 0.5 ha (北海道においては、2 ha) 未満であり、かつ、農地面積が 0.5 ha (北海道においては 2 ha) 未満の農家がおおむね 5 割以上を占める地域。

(b) 地形的条件等から (a) の地域に準ずる地域。

b 地域農業の担い手として集落営農の組織化を緊急かつ積極的に推進する必要があると特に都道府県知事が認める地域であり、かつ、対象地域の販売農家(経営耕地面積 30 a 以上又は農産物販売金額 50 万円以上の農家をいう。以下同じ。)に対する副業的農家(農外所得が主(農家所得の 50 % 未満が農業所得)で、65 歳未満の自営農業従事 60 日以

上の世帯員がいない農家をいう。以下同じ。)の割合が7割(北海道においては3割)以上の地域であって、主業農家(農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の自営農業従事60日以上
の世帯員がいる農家をいう。以下同じ。)の割合が1割(北海道においては6割)以下の地域。

(ウ) 沖縄県における経営構造対策の実施にあつては、経営対策事業実施通知別記1の2の沖縄経営構造対策事業の認定を受けている地区を含め、平成21年度までに60地区において実施するものとする。

ウ 成果目標に関する留意事項

別表1の「成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準」に関する留意事項は次に掲げるとおりとする。

(ア) 内容の欄の1の(1)及び(2)のアは、必須設定成果目標とし、
(2)のイ及び2は、任意設定成果目標とする。

(イ) 担い手育成緊急地域においては、内容の欄の1の(3)及び(4)のアを必須設定成果目標とし、(4)のイ及び2は、任意設定成果目標とする。

(ウ) (イ)の必須設定目標のうち、内容の欄の1の(3)については、アからウの中から1項目以上を選択し、設定するものとする。ただし、イの(イ)のbの地域にあつては、必ずウを設定するものとする。

(エ) 内容の欄の1の(1)の「認定農業者の育成」については、認定農業者数に次に掲げる者を加えることができるものとする。

a 農業生産法人が農業経営改善計画の認定を受けている又は受ける予定である場合にあつては、当該農業生産法人の構成員のうち常時従事者数
ただし、当該農業生産法人数は算定に加えないものとする。

b 特定農業団体が設立されている又は設立される予定である場合にあつては、当該特定農業団体の構成員のうち主たる従事者数

(オ) 内容の欄の「担い手への農地の利用集積」とは、農地に係る所有権の移転又は利用権(基盤強化促進法第4条第3項第1号の利用権をいう。以下同じ。)等の設定又は移転をいい、農作業の受委託を含むものとする。

(カ) 内容の欄の「担い手への農地の利用集積」について、計画時点において担い手農地利用集積率が達成すべき成果目標の基準の欄のb及びgに定める率以上の地区において、担い手農地利用集積率の更なる増加が図られ、かつ、認定農業者の育成及び地区選択目標等を勘案して、都道府県知事が地域農業の構造改革に資すると認める場合にあつては、達成すべき成果目標の基準の欄に定める基準を満たしているものとみなすことができるものとする。

(キ) 内容の欄の「担い手への農地の利用集積」における、利用集積の対象となる担い手は、認定農業者、特定農業団体、基本構想水準到達農業者(市町村基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している農業者(認定農業者を除く。)をいう。以下同じ。)、その他対象地域の農業の担い手として育成すべきであると市町村長が認める者(以下「今後育成すべき農業者」という。)とする。

なお、今後育成すべき農業者を利用集積の対象となる担い手に含める場合にあつては、当該市町村においてその基準が定められている場合に限るものとする。

(ク) 内容の欄の「担い手への農地の利用集積」について、「農作業受託」を

利用集積面積に計上する場合は、作物別の基幹作業ごとの受託面積の合計面積を当該作物の基幹作業数で除した面積とするものとする。（例えば、稲作においては、耕起・代かき、田植え、収穫の作業受託面積の合計面積を3で除して算出する。）

(ケ) 内容の欄の「連担地」とは、利用集積の対象となる担い手経営体の個々の経営農地のうち、1区画又は複数区画の集合によって、その農地面積が達成すべき成果目標の基準の欄のc又はfに定める面積以上となる農地をいう。

なお、複数区画の集合とは、次のいずれかの場合をいう。

- a 二つ以上の農地が畦畔で接続している場合
- b 二つ以上の農地が小幅員の道路又は水路で接続している場合
- c 二つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障のない場合
- d 段状をなしている二つ以上の農地の高低の差が作業の継続に差し支えない場合
- e 二つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続している場合

(コ) 達成すべき成果目標の基準の欄の「中山間地域等」とは、次に掲げる地域をいうものとする（以下同じ。）。

- a 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- b 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域
- c 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- d 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- e 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- f 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄
- g 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- h 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島
- i 「農林統計に用いる地域区分の改訂について」において中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

エ 計画主体

経営構造対策の事業実施計画を作成する者（以下「計画主体」という。）は、市町村を基本とし、関係機関との十分な連携に留意するものとする。

ただし、地域の実情等を勘案し、市町村に代わり農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、農業委員会又は農業者等が組織する団体等を計画主体とすることができるものとする。

なお、市町村以外の者が計画主体となる場合にあっては、市町村担当部局

及び関係機関との連携を十分に図り市町村基本構想その他当該市町村における各種農業振興方針等との整合に留意するものとする。

オ 年度別実施計画

(ア) 都道府県知事は、毎年度、経営構造対策の実施地区（「経営対策事業実施通知」別記１に基づき平成１６年度までに経営構造対策事業計画の認定を受けた地区を含む。）ごとの事業進捗を勘案の上、都道府県全体の年度別実施計画を作成し、要綱第４の２の都道府県事業実施計画の提出と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

(イ) 年度別実施計画の作成は、別紙様式１号の別添３の経営構造対策年度別実施計画書（以下「年度別実施計画書」という。）により行うものとする。

カ 事業実施計画の変更

要綱第４の５のただし書に規定する以外の事業実施主体の変更、施設等の新設又は廃止及び事業内容の変更に当たっては、事業の実施状況、社会及び経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。

また、都道府県知事は、これらを掌握して適切に助言及び指導を行うよう努めるとともに、その異同を年度別実施計画書に添付の上、地方農政局長等に提出するものとする。

キ 推進体制について

(ア) 計画主体は、要綱別表のⅡの事業実施主体の欄の「都道府県段階の事業実施主体」（以下「都道府県推進主体」という。）と連携を密にし、経営構造対策の円滑な実施に努めるものとする。

(イ) 都道府県推進主体は、事業実施主体及び計画主体に対し、技術指導、経営指導等必要な措置を講ずるものとする。

ク 事業内容等

(ア) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「経営構造施設等整備」の交付の対象となる施設等の内容は、次表に掲げるとおりとする。

(表１)

施設等名	交付の対象となる整備内容	実施要件等
１ 区画整理	農用地の区画の拡大、整形、換地及び面的工事と一体的に行うかんがい排水、暗きょ排水、農道等の整備	受益面積は、１事業地区についておおむね団体営級（土地改良法施行令（昭和２４年政令第２９５号）第５０条第１項から第８項までに定める要件に満たない事業をいう。）以下とする。
２ 畦畔整備	畦畔の除去及び改善	
３ 用排水整備	用水路、排水路の新設、改修及びこれらの附帯施設	
４ 農道	農業上の利用に供する道路及び農地と農業用関連施設を結ぶ道路の新設、改良	
５ 連絡道	農業用施設等と集落との連絡のための道路の新設、改良	
６ 農地保全整備	客土、土壌改良、ため池改修、冠水防止のための排水ポンプ、地滑り対策のためのブロック積み・杭打ち、抜根等遊休地改良、ほ場進入路整備等及びこれらの附帯施設	
７ 建物用地整備	新規就農者のための滞在施設用地の造成、農業用施設用地の造成、改良、経営多角化のための交流施設用地の造成及びこれらの附帯施設	
８ 交換分合	農用地の交換・分割、合併等による農用地の集団化	

	のための土地評定、測量、許可申請	
9 体験農園整備	学童・都市住民等の体験農業のための区画整理、農地の造成及びこれと一体的に行う用排水路、農道等の整備とこれらの附帯施設	
10 新規就農者研修施設	栽培技術・経営管理能力・生活習慣等の習得のための実験及び研修用農場の整備、研修用生産施設（温室及び機械施設）、座学等を行う研修施設及び宿泊滞在施設等とこれらの附帯施設	
11 高生産性農業用機械施設	整理合理化通知の記に基づき交付の対象となる農業用機械施設及びこれらの附帯施設（沖縄県においては、その他の農業用機械施設及びその附帯施設を含む。）	<交付金交付率> 農業用機械及びその附帯施設にあっては、1／3以内（沖縄県及び水稲直播機、細断型ロールペーラー、稲発酵粗飼料用ロールペーラー、家畜ふん尿の処理利用に係る機械を除く。）
12 乾燥調製貯蔵施設	乾燥機、粳摺り機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設	<交付金交付率> カントリーエレベーターにあっては、施設の計画処理量1トンにつき交付金122.5千円（沖縄県にあっては、163.3千円）、計画処理量が2トン未満の場合は交付金157.5千円（沖縄県にあっては、210千円）を上限とする。
13 米麦流通合理化施設	フレコンラック貯蔵方式、ばら玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設等とこれらの附帯施設	<交付金交付率> 集排じん設備、乾燥調製後の生産物の処理加工施設、副産物処理加工施設及び建設並びにこれら附帯施設及び基礎工事にあっては、1／3以内（沖縄県を除く。）
14 育苗施設	水稲、野菜等の共同育苗施設及び附帯施設	
15 農畜産物集出荷貯蔵施設	野菜、果樹等の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物等及びこれらの附帯施設	
16 農畜産物処理加工施設	処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設及びこれらの附帯施設	
17 高品質堆肥製造施設	堆肥製造用機械施設、堆肥保管用施設等及びこれらの附帯施設	
18 農業用水施	水源施設、貯水施設、配管、ポンプ等及びこれらの	

設	附帯施設	
19 新技術活用 種 苗 等 供 給 施設	育苗・増殖用施設、培養検定用施設及びこれらの附 帯施設	
20 経営継承円 滑化支援施 設	① 市町村、農協、第3セクター等が離農者等農業 を中止した者の経営資産を新規就農者や認定農 業者などの担い手へ円滑に継承するため、ほ場 の簡易な整備、中古農業用機械の購入及び修 繕、中古農業用施設の購入、補修、改修及び増 築 ② 特定農業法人又は特定農業団体による地区内農 家からの中古農業用機械の購入及び修繕、中古 農業用施設の購入、補修、改修及び増築	対象となる機械及び施 設は、残存耐用年数が施 設にあっては5年以上、 機械にあっては2年以上 のものとし、整理合理化 通知に示された基準を適 用しないものとする。
21 農業資材保 管施設	製材機、ビニール裁断機などの加工用施設及び農業 用資材の保管施設	当該施設の整備は、沖 縄県に限るものとする。
22 農業機械高 度利用施設	農業機械の効率的な維持管理を行うとともに、共同 利用体系の確立、オペレーターの研修等、有効的な 機械利用に供する施設	当該施設の整備は、沖 縄県に限るものとする。
23 農林漁業体 験施設	そば打ち、ジュース加工、わら細工等農林漁業の体 験、技術の伝承、宿泊体験等のための施設及びこれ らの附帯施設	<交付金交付率> 4 / 10 以内（沖縄県 を除く。）
24 産地形成促 進施設	販路拡大用、鮮度保持用、貯蔵用施設等及びこれら の附帯施設	
25 地域食材供 給施設	地域内の農畜産物を活用した食材の供給のために必 要な加工室、貯蔵室、処理加工機械施設等及びこれ らの附帯施設	
26 総合交流拠 点施設	地域特産物の展示、伝統文化の伝承、特産物の手作 り体験、地域内の総合案内、地域に賦存する諸資源 を活かした滞在等交流の推進のために必要な機能を 有する施設及びこれらの附帯施設	
27 女性アグリ サポートセ ンター	託児及び放課後児童の受け入れ機能、特産品の研究 開発機能、健康及び機能性食品の成分分析機能、女 性起業等のための各種研修機能、健康管理機能及び 送迎サービス機能の全部又は一部を複合的に有する 施設とこれらの附帯施設	
28 高齢者農業 活動支援施 設	特産品の生産・販売、高齢者の健康管理・援助等高 齢農業者の活動を支援する機能を複合的に有する施 設とこれらの附帯施設	ホームヘルパー活動等 の体制が整備されてお り、かつ、健康管理機能 に係る施設面積が、当該 施設の総面積の2分の1 以下のものとする。
29 未利用資源 活用施設	農業副産物、農業廃棄物、太陽熱等地域における未 利用資源をエネルギー化するために必要な施設、廃 棄物燃料化施設等及びこれらの附帯施設	
30 地域農業管	栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壌	一設備として整備され

理施設	分析、作物の品質検定、土地の利用調整等に必要な機器・施設等及びこれらの附帯施設	る情報端末（音声告知及び受信端末、パソコン端末等）は、市町村役場等公共機関、農業協同組合等農業関係機関所有の施設のほか、地域集会所等必要最小限の公共的役割を有する場所に設置するものに限定して交付の対象とするものとする。
31 農業気象高度利用施設	地域農業のニーズに即した気象情報を得るための気象観測ロボット、地域データ解析コンピュータ、観測データ受発信装置等農業気象高度利用施設及びこれらの附帯施設	
32 経営高度化支援施設	農業生産・経営に係る遠隔環境制御・監視等に必要な計測機器、制御装置、監視装置、情報処理装置、端末機器等及びこれらの附帯施設	

（イ）要綱別表のⅡの交付率の欄のただし書に該当する施設は、（ア）の表1の実施要件等の欄に交付金交付率が定められている施設とする。

（ウ）交付の対象となる施設等の交付金の交付限度は、次表に掲げる施設等別の上限建設費等の範囲内であって、必要最小限のものとする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、都道府県知事が特に必要であると認める場合にあっては、上限建設費等を超えて交付の対象とすることができるものとする。

なお、ただし書きの規定は、カントリーエレベーターの整備の場合を除くものとする。

また、上限建設費等が定められていない施設等についても、極力事業費の低減に努めるものとする。

（表2）

施設等名	内 容	上限建設費	その他の基準
1 区画整理	小規模な田、畑の区画の変更	10a当たり300万円	
2 用排水整備	小規模な末端用排水路の整備	m当たり15万円	
3 農道及び連絡道	小規模な農道及び連絡道の整備	m当たり20万円	
4 体験農園整備	体験農園の整備	区画整理に準ずる。	
5 新規就農者研修施設	農業機械及び施設、研修及び滞在施設等の整備	他のメニューで設定したものに準ずる。	上限規模は他のメニューで定める規模に準ずる。
6 高生産性農業用機械施設	①温室	建築面積㎡当たり3.5万円(内部設備がある場合) 建築面積㎡当たり1.7万円(内部設備が	上限規模は15,000㎡

		ない場合)	
	②畜舎	建築面積㎡当たり5万円	上限規模は2,000㎡
7 乾燥調製貯蔵施設	① ライスセーター	処理量トン当たり45万円	上限規模は2,000t
	② カントリーエレベーター	処理量トン当たり 2,000t級31.5万円 3,000t級24.5万円	上限規模は3,000t
8 米麦流通合理化施設		処理量トン当たり13.5万円	
9 育苗施設		育苗対象面積ha当たり 100ha以上90万円 100ha未満160万円	上限規模は500ha
10 農畜産物集出荷貯蔵施設	①りんご 選果機 建物	処理量トン当たり38万円 処理量トン当たり13.5万円 延べ床面積㎡当たり11.5万円	
	②なし	処理量トン当たり27万円	
	③柑橘 選果機	処理量トン当たり17万円 処理量トン当たり 5,000t以上9万円 5,000t未満13.5万円	
	建物	延べ床面積㎡当たり7万円	
	④野菜（トマト、キュウリ）	処理量トン当たり27万円	
11 農畜産物処理加工施設	茶	処理量トン当たり160万円	
12 高品質堆肥製造施設		処理量トン当たり7.6万円	上限規模は4,000t
13 農業用水施設	定置配管施設	受益面積10a当たり86万円	上限規模は50ha
14 新技術活用種苗等供給施設		延べ床面積㎡当たり24.5万円（建物） 延べ床面積㎡当たり3.5万円（温室）	上限規模は延べ床面積1,500㎡ 上限規模は延べ床面積3,000㎡
15 農林漁業体験施設		延べ床面積㎡当たり29万円	上限規模は延べ床面積1,500㎡
16 産地形成促進施設		延べ床面積㎡当たり24.5万円	上限規模は延べ床面積1,000㎡
17 地域食材供給施設		延べ床面積㎡当たり29万円	上限規模は延べ床面積1,000㎡
18 総合交流拠点施設		延べ床面積㎡当たり29万円	上限規模は延べ床面積2,000㎡
19 女性アグリサポートセンター	託児機能、特産品の研究開発機能、各種研修機能等を	複合機能を有する施設のため、他の施設の基準に準ずる。	上限規模は他の施設の基準に準ずる。

	もった施設		
20 高齢者農業活動支援施設	農林業体験、総合交流拠点等に健康管理機能を併せ持った施設	複合機能を有する施設のため、他の施設の基準に準ずる。	上限規模は他の施設の基準に準ずる。なお、健康管理機能分は施設の延べ床面積の1/2以下。
21 未利用資源活用施設	穀穀粉碎施設（プラント）	1台当たり2,250万円	
22 地域農業管理施設		延べ床面積㎡当たり24.5万円	上限規模は延べ床面積1,500㎡
23 農業気象高度利用施設		気象観測ロボット1台当たり670万円 地域センター一式5,670万円	

（エ）実施基準

- a 個々の施設等の整備については、単年度で完了することを原則とする。
ただし、地区の実情等に即し必要があると都道府県知事が認める場合は、この限りではない。
- b 施設等の整備に係る事業費は、都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地区の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致しているものとする。また、事業の低減を図ることに十分留意しつつ、施設の構造等を勘案の上、間伐材を含む木材の利用促進に配慮するものとする。
なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施行を積極的に認めることとし、その場合において、当該直営施行に係る人力施行費の全額又はそのうち資材費のみを交付の対象とすることができるものとする。
- c 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本対策に切り替えて交付の対象とすることは、認めないものとする。
- d 既存施設又は資材の有効利用等の観点からみて、地区の実情に即し必要があると認められる場合は、新品新材の利用による新築整備のほか、増築、改築、併設又は合体の整備及び古品古材の利用による整備を交付の対象とすることができるものとする。
なお、古品古材の利用については、荒廃家屋や廃校等の利用のほか、乾燥調製貯蔵施設等の機械設備の機能向上のための整備についても、既存施設の有効利用の観点から交付の対象とする。
- e 交付の対象とする施設等は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
- f 個人機械及び施設、目的外使用のおそれの多い機械及び施設又は事業効果の小さい機械及び施設は、交付の対象としないものとする。

ケ 事業実施主体

- （ア）要綱別表のⅡの事業実施主体の欄の「農業者等の組織する団体」とは、農家3戸以上が構成員に含まれている団体であって、当該農家が全体の議決権の過半を占める等当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる次に掲げる団体とする。

- a 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
 - b 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号。以下同じ。）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）
 - c 特定農業団体
 - d 農用地利用改善団体（基盤強化促進法第23条第1項に規定する団体をいう。以下同じ。）
 - e 農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を行う法人又は任意団体
- (イ) 要綱別表のⅡの事業実施主体の欄の「第3セクター等」とは、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することが認められる法人とする。
- (ウ) 要綱別表のⅡの事業実施主体の欄の「その他生産局長等が別に定める要件を満たす法人」とは、当該法人の構成員に含まれる農家が3戸未満の次に掲げる法人とする。

なお、bからdに該当する法人が事業実施主体となる場合の交付金の交付率は、一律3分の1以内とする。

また、aからcに掲げる要件のうち、「目標及びその達成のためのプログラムが制定されていること。」と規定されている要件の目標年次は、事業実施計画策定年度から5年度目（担い手育成緊急地域においては、3年度目）とする。

- a 次に掲げる要件をすべて満たす特定農業法人
 - (a) 施設等の整備後5年間引き続き特定農業法人であるか、又は施設等の整備後5年間引き続き基盤強化促進法第23条第4項の利用権の設定又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行うこと。
 - (b) 特定農用地利用規程（基盤強化促進法第23条第4項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。）の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
 - (c) 特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
 - (d) 当該法人の行う農業経営に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- b 次に掲げる要件をすべて満たす農業生産法人
 - (a) 3戸以上の農家からの利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う又は3戸以上の農家からの原料供給を受けて加工等を行う目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

なお、利用集積及び原料供給は5年以上の契約が締結されていること。
 - (b) 当該法人の行う農業経営に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
 - (c) 当該法人の経営面積（作業受託面積を含む。以下同じ。）がおおむね20ha以上（中山間地域等は、おおむね10ha以上）となる目

標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

なお、北海道にあっては、当該法人の経営面積がおおむね80ha以上（耕種経営の場合は、おおむね45ha以上）となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

c 次に掲げる要件をすべて満たす農業サービス事業体（農作業の受託を行う法人をいう。以下同じ。）

（a）3戸以上の農家又は市町村との間において5年以上の農作業受託契約が締結されており、施設等の整備後5年間引き続き農作業を行うこと。

（b）当該法人の行う農業関連業務に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（c）当該法人の経営面積がおおむね20ha以上（中山間地域等は、おおむね10ha以上）となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

なお、北海道にあっては、当該法人の経営面積がおおむね80ha以上（耕種経営の場合は、おおむね45ha以上）となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（d）5年以内に農業生産法人になることに関する計画を有していること。

d 次に掲げる要件をすべて満たす特定法人（基盤強化促進法第4条第4項に規定する特定法人又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成17年法律第53号）の施行の際現に改正前の構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）別表第17号に掲げる特定法人貸付事業の実施により農地又は採草放牧地につき使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けていた同法第27条第3項に規定する特定法人をいう。）

（a）当該法人の行う農業経営に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（b）当該法人の経営面積がおおむね20ha以上（中山間地域等は、おおむね10ha以上）となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

なお、北海道にあっては、当該法人の経営面積がおおむね80ha以上（耕種経営の場合は、おおむね45ha以上）となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

コ 採択要件

要綱別表のⅡの採択要件の欄の「その他生産局長等が別に定める要件」は、次に掲げるとおりとする。

（ア）個々の施設等の受益農家戸数は、3戸以上であること。

ただし、ケの（ウ）に定める法人が事業実施主体となる場合及びクの（ア）の表1の経営継承円滑化支援施設のうち交付の対象となる整備内容の欄の①の整備を除くものとする。

（イ）施設等の能力及び規模が、その目的、受益範囲、費用負担方法、利用管理計画等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。

（ウ）費用対効果分析通知に定めるところにより、妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となり、かつ、直接効果が効果全体の2分の1を超えていること。

- (エ) 整備を予定している施設のうち、処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設については、当該施設で取り扱う農畜産物の仕入・販売等に関する計画が明らかになっていること。
- (オ) 施設等の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
- (カ) 整備を予定している施設等について、目標年次における当該施設等の利用計画に占める担い手の利用割合（以下「担い手の受益割合」という。）が次の数値を満たすことが見込まれること。

ただし、担い手育成緊急地域及び利用者が特定の者に限られる施設については、この限りではない。

なお、担い手の受益割合の算定については、施設等の利用状況を的確に表す指標を用いること。

- a クの（ア）の表1の施設等名の欄の11から20、29及び32に掲げる施設にあっては、50%以上。
 - b クの（ア）の表1の施設等名の欄の23から26、30及び31に掲げる施設にあっては、30%以上。
- (キ) 交付の対象となる施設について、次の要件を満たす場合にあっては、事業実施主体と当該施設を利用する者（以下「利用者」という。）との間でいわゆるリース契約を締結することができるものとする。
- a 事業実施主体は、農業協同組合、第3セクター等又は農業法人であること。
 - b 利用者は、事業実施主体毎に次のとおりとする。
 - (a) 事業実施主体が農業協同組合又は第3セクター等の場合にあっては、新規就農者、認定農業者又は認定志向農業者であること。
 - (b) 事業実施主体が農業法人の場合にあっては、次のいずれかに該当する者であること。
 - i 当該農業法人が農業研修等のために受け入れた者であって新たに営農を開始しようとする新規就農者
 - ii 当該農業法人との間に農業経営に係る物資の供給又は役務の提供を内容とする取引関係を有する農業法人
 - iii 当該農業法人からの出資や資金の融通を受ける農業法人
 - c 受益戸数は、3戸以上であること。
 - d リース契約の対象となる施設は、クの（ア）の表1の高生産性農業用機械施設（農業機械、温室、畜舎に限る。）、高品質堆肥製造施設、農畜産物集出荷貯蔵施設、農畜産物処理加工施設、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設（麦及び大豆等に汎用性のある処理量1,000t未満のものに限る。）、経営高度化支援施設及び（ク）に定める複合経営促進施設であること。

なお、利用者が複合経営の確立等のため新規作目を導入する場合又は新規就農者が初期投資の負担軽減を図る場合等については、新品に比べ同程度の能力等を有する中古農業機械も交付の対象とすることができるものとし、この場合の中古農業機械は、整理合理化通知に示された基準を適用しないものとする。
 - e リース料は、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」以下であること。

- f 事業実施主体が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンスを責任をもって実施するものであること。
 - g 利用者は、施設の利用を責任をもって行い、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。
報告を受けた事業実施主体は、速やかに市町村長及び都道府県知事にその旨を報告し、指示を受けること。
 - h 事業実施主体と利用者との間において締結するリース契約には、リースの目的、期間、利用料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止その他必要な事項を明記すること。
なお、事業実施主体は、リース契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとし、リース契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議するものとする。
- (ク) 地域農業の担い手の育成及び確保を目的として都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、特認施設整備として地域農業の担い手の経営改善に必要な複合経営促進施設の整備を実施できるものとする。
なお、複合経営促進施設とは、次の要件に該当する施設をいうものとする。
- a 防除機能、土づくり機能、資材保管機能等の機能を持つ共同施設と併せてその受益地区の区域内に設置される栽培機能の他に育苗機能等を併せ持つ生産施設であること。
なお、本施設は、共同施設との連携により、本施設の多用途利用の体制が確立されるものとし、農業協同組合が事業実施主体となりリースを行う場合には、共同施設の利用について本施設の利用者の意向を踏まえるものとする。
 - b 事業実施主体又は利用者において、市町村基本構想に定められる農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標（基本構想が未策定の市町村においてはこれに準ずる指標）が達成できることが見込まれるものであること。
- (ケ) 交付の対象となる施設等の附帯施設としての温室管理施設、育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車であって低額なもの並びにフォークリフト（回転アーム及びハイマスト付きフォークリフトを除く。）は、交付の対象としないものとする。
- (コ) 整備を予定している施設において浴室が含まれる場合の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
- a 当該施設に宿泊機能を有し、かつ、その浴室が施設利用者数に応じた適正な規模であること。
 - b 原則として温泉水の活用は認めない。
ただし、施設の建設及び維持管理コストを勘案し、温泉水を活用することが妥当であると都道府県知事が認める場合にあっては、この限りではない。
- サ 留意事項
- 事業実施計画の作成及びその審査等に当たっては、次に掲げる事項等について十分に確認を行うなど、適正な事業の実施に留意するものとする。

- (ア) 目標年次までの各年度において、事業の実施状況及び成果目標の達成状況について客観的に点検及び評価することができる体制が整っているか。
- (イ) 農産物価格の変動など成果目標の達成阻害要因等を考慮した事業実施計画となっているか。
- (ウ) 整備を予定している施設等が、成果目標達成のために不可欠なものであるか。
- (エ) 整備を予定している施設等の利用計画が定められており、利用計画に基づく施設等の適正な利用が確実であるか。
また、施設等の耐用年数の期間にわたる十分な利用が見込まれるか。
- (オ) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれるか。
- (カ) 事業実施計画について、受益農業者及び関係者の合意に基づくものであるか。
- (キ) 関連事業の進捗状況等との調和が図られているか。
- (ク) 過去において、実施地区で他の補助事業等により整備している施設等の利用状況が適正であるか。

シ 事業実施状況の報告に基づく指導等

- (ア) 都道府県知事は、要綱第7の2の点検の結果、次の事項に該当する場合には、以下の措置を講じるものとする。

- a 成果目標の達成プログラムの全部又は一部の達成率が70%未満の場合

- (a) 都道府県知事は、経営構造コンダクターを活用する等により計画主体及び事業実施主体に対して重点的な指導助言（以下「重点指導」という。）を行うものとする。
- (b) 都道府県知事は、重点指導の結果、要綱第9の2の（2）の第三者機関の意見を聴いた上で当該成果目標の達成の見込みがないものと判定したときは、計画主体及び事業実施主体に対して事業実施計画を変更させる又は事業を一時停止若しくは中止させるなど、適切な措置を講じるものとする。
- (c) (a) 又は (b) において、都道府県知事が、当該達成率の低い理由が、自然災害、土地収用等事業実施主体の責に帰すべきものでないと第三者機関の意見を聴いた上で認めた場合は、これらの規定に基づく措置をとることを要しない。

なお、(b)の事業を一時停止した場合において、成果目標達成のための合意形成等が図られ、改善されるものと都道府県知事が第三者機関の意見を聴いた上で認めた場合は、計画主体及び事業実施主体は事業の再開を行うことができるものとする。

- b 施設等の利用状況等が低調な場合

- (a) 都道府県知事は、施設等の利用計画に対する利用状況等について次に掲げる状況が3カ年（iiiの（i）にあっては2カ年）継続している場合にあっては、計画主体及び事業実施主体に対してその原因を十分分析させ、具体的かつ実現可能な改善計画を作成するよう指導し、改善計画の達成が見込まれるまでの間、その状況を報告させるものとする。

また、都道府県知事は、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。

i 利用計画に対する利用状況が70%未満

ii 担い手の受益割合がコの（カ）に定める割合未満

iii 処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設にあっては、次に掲げるとおりとする。

（i）施設で取り扱う農畜産物の仕入れ・委託販売額のうち地域内農畜産物の割合が50%未満

（ii）当該施設の収支率が80%未満

（iii）収入計画に対する収入実績の割合が70%未満

（b）都道府県知事は、（a）により改善計画の達成状況を把握した結果、（a）の i 及び iii について改善計画に沿った利用を行うことが期待しがたいと判断される場合には、計画主体及び事業実施主体に対して施設等の利用計画の変更等を検討させるものとする。

なお、この場合において、改善の目途が立たないと判断される場合には、「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱について」（平成17年4月1日付け16生産第8263号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）第6の4に基づき、適切な措置を講じるものとする。

（イ）地方農政局長等は、要綱第7の3及びbの（a）により報告のあった事項について、都道府県知事に対し、必要に応じて指導助言するとともに、改善事例等についての情報提供を行うものとする。

（2）アグリチャレンジャー支援

ア アグリチャレンジャー支援の実施の方針

アグリチャレンジャー支援は、農業生産を核として加工、流通、販売、交流等の分野に進出するアグリビジネスを推進し、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び確保を図ることを目的として、担い手経営体による経営発展に向けたアグリビジネスの取組をハード面から支援するものとする。

なお、国は、交付金の配分に当たって、女性によるアグリビジネスを通じた起業活動に対し、優先的に配分を行うものとする。

イ 成果目標に関する留意事項

別表1の「成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準」に関する留意事項は次に掲げるとおりとする。

（ア）内容の欄の1から3は、必須設定目標とする。

（イ）内容の欄の1の「所得の向上」については、市町村基本構想における「目標とすべき所得水準」の設定状況（主たる従事者の所得、経営体1戸当たりの所得等）に対応した算定を行うものとする。例えば、市町村基本構想において「主たる従事者の所得」が設定されている場合は、構成員個人の所得で算定し、「経営体1戸当たりの所得」が設定されている場合は、構成員の世帯員の所得を合算した合計額で算定するものとする。

（ウ）達成すべき成果目標の基準の欄のbの「おおむね3千万円以上に達する」については、計画時点において既に達している場合を除くものとする。

ウ 推進体制について

（ア）事業実施主体は、市町村担当部局及び都道府県推進主体と連携を密にし、アグリチャレンジャー支援の円滑な実施に努めるものとする。

- (イ) 都道府県推進主体は、事業実施主体に対し、技術指導、経営指導等必要な措置を講じるものとする。

エ 事業内容等

- (ア) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「アグリビジネス支援施設等整備」の交付の対象となる施設等の内容は、(1)のクの(ア)の表1に掲げるとおりとする。

ただし、区画整理、用排水整備、農道、連絡道、交換分合、乾燥調製貯蔵施設のうちカントリーエレベーター、米麦流通合理化施設、経営継承円滑化支援施設、農業資材保管施設、農業機械高度利用施設、高齢者農業活動支援施設、地域農業管理施設及び農業気象高度利用施設を除くものとする。

- (イ) 要綱別表のⅡの交付率の欄のただし書きに該当する施設は、(1)のクの(ア)の表1の実施要件等の欄に交付金交付率が定められている施設とする。

- (ウ) 交付の対象となる施設等の交付金の交付限度は、(2)のクの(ウ)に掲げる施設等別の上限建設費等の範囲内であって、必要最小限のものとする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、都道府県知事が特に必要であると認める場合にあっては、上限建設費等を超えて交付の対象とすることができるものとする。

また、上限建設費等が定められていない施設等についても、極力事業費の低減に努めるものとする。

オ 事業実施主体

- (ア) 要綱別表のⅡの事業実施主体の欄の「認定農業者等の組織する団体」とは、農家3戸以上が構成員に含まれている団体であって、当該農家が全体の議決権の過半を占める等当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる次に掲げる団体とする。

a 認定農業者であるか又は構成員に認定農業者を含む次の団体

(a) 農事組合法人

(b) 農事組合法人以外の農業生産法人

(c) 農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を行う法人又は任意団体

b 特定農業団体

c 当該市町村において地域農業の担い手として位置付けられている団体
ただし、当該市町村において担い手の基準が定められている場合に限るものとする。

- (イ) 要綱別表のⅡの事業実施主体の欄の「市町村、農業協同組合及び第3セクター等」が事業実施主体になる場合にあっては、女性を中心とした組織（代表者又はリーダーが女性であって、当該組織の活動の主体が女性である組織をいう。）によるアグリビジネスの展開を支援する場合に限るものとする。

- (ウ) 要綱別表のⅡの事業実施主体欄の「その他生産局長等が別に定める要件を満たす法人」については、(1)のコの(ウ)に準じるものとする。

カ その他

アグリチャレンジャー支援の適正な執行上必要な事項で、(2)に定め

ない事項については、原則として（１）の規定を準用するものとする。

第２ 農地利用集積の推進

１ 推進事業

（１）優良農地確保支援対策等

ア 実施の方針

（ア）要綱別表のⅡのメニューの欄の「農地情報利用効率化に係る取組」においては、以下の取組を実施できるものとする。

a 企画検討会の開催

本取組の推進方針及び農業委員会に対する指導方針を策定するための企画検討会を開催するものとする。

b 農地地図情報システム活用・普及推進検討会の開催

農業委員会の職員及びその関係機関の職員を対象とした検討会を開催するものとする。

c 農地地図情報システム活用状況の調査・分析

農地地図情報システムの活用状況等の調査、調査結果の集計・分析を行うものとする。

d 農地地図情報システムの濃密指導の実施

農地地図情報システムに精通した者の濃密指導員としての委嘱、農地地図情報システムを導入しようとする農業委員会を対象とした重点指導を行うものとする。

e 農地等情報利活用検討会の開催

都道府県内をブロックに分け、農業委員会、農業公社、農業協同組合等の関係者による農業委員会が整備した農地等情報の有効活用に向けた検討会を開催するものとする。

f 共有ネットワークシステム利活用検討会の開催

共有ネットワークシステムを導入しようとしている農業委員会を対象とした共有ネットワークシステムの有効活用のための検討会を開催するものとする。

g 共有ネットワークシステムの濃密指導の実施

共有ネットワークシステムに精通した者の濃密指導員としての委嘱、当該年度において共有ネットワークシステムを導入している農業委員会又は地区を対象とした濃密指導を行うものとする。

h 共有ネットワークシステム・マニュアルの作成

共有ネットワークシステムの導入、利活用に関する情報収集、農業委員会のほか共有ネットワークシステムを導入しようとしている地区に配布するためのマニュアルを作成するものとする。

i 農地等情報活用促進システムの導入等

農地等情報活用促進システムの導入、農地等に関する情報を入力するものとする。

j 農地等情報活用促進システム利活用検討会の開催

農地等情報活用促進システムの効果的活用について検討を行うための検討会を開催するものとする。

k 農地地図情報システムの導入

（a）農地地図情報システムの効果的な活用のための検討会の開催、農地

- 地図情報処理ソフトウェアの購入、農業委員会の農地等情報のデータベース（農地等情報のデータの入出力、当該データの保守管理等を一体的に行うシステムをいう。以下 l、m 及び（2）のエにおいて同じ。）を視覚的に地図上に表示するシステムの導入を行うものとする。
- （b）農地地図情報システムの導入に併せて行う農地等情報に係る属性データの入力を行うものとする。
- l 台帳照合用出力システムの導入
- （a）データベースと住民基本台帳等のデータとの照合を簡素化・効率化するためのシステムの導入を行うものとする。
- （b）台帳照合用出力システムの導入に併せて行う農地等情報に係る属性データの入力を行うものとする。
- m 共有ネットワークシステムの導入
- システムを効果的に導入するための仕様検討会の開催、複数のデータベース相互間のデータ授受が可能なシステムの導入を行うものとする。
- （イ）要綱別表のⅡのメニューの欄の「農業委員会等活動強化に係る取組」においては、以下の取組を実施できるものとする。
- a 農業委員・職員等研修会の開催
- 農業委員会の運営の適正化・所掌事務の遂行に必要な基礎的知識（農業諸制度・諸施策、農業委員会の運営等）を付与するための基礎研修会、高度かつ専門的な知識の付与・農地をめぐる課題等に対して迅速かつ的確にきめ細かな対応ができる体制を整備するための特別研修会、構造改革特別区域や農業生産法人の経営問題等にきめ細かな対応ができる体制を整備するための実践的な専門研修会を開催するものとする。
- b 巡回指導の実施
- 農業委員会の日常的な業務等をサポートするための巡回指導及び協力を行うものとする。
- c 情報収集・提供活動
- （a）活動事例集の作成
- 農業委員会の運営の活性化を図るための現地調査、優良事例・活動事例の取りまとめ、結果の配布を行うものとする。
- （b）情報収集活動
- 全国農業会議所が行う農業及び農民に関する調査研究等を効率的に実施するための都道府県段階調査の実施、農業委員会の指導・中間とりまとめ、調査主任者の設置を行うものとする。
- （c）農地調整関係等の調査
- 農地法、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）及び基盤強化促進法に基づき、都道府県知事から意見を求められた場合、その意見を述べるために行う現地調査を行うものとする。
- d 広域連携活動指導
- 農地の監視活動の取組を推進するために複数の農業委員会が組織した広域連絡会等を対象とした指導及び協力を行うものとする。
- e 活動評価検討会の開催
- 学識経験者等による農業委員会の活動評価検討会の設置、事務運営を行うものとする。

- f 不在村地主対策等検討会の開催
農業委員会が実施する不在村地主対策の推進を図るため、不在村地主への指導方針について検討会を開催するものとする。
- g 不在村地主対策等取組事例研さん会の開催
iにより収集した不在村地主対策の事例を基にした研さん会を開催するものとする。
- h 不在村地主対策等現地指導
農業委員会が取り組む不在村地主対策の効率的な実施を推進するための現地指導を行うものとする。
- i 不在村地主対策等情報収集・提供
農業委員会が取り組んだ不在村地主対策の情報収集、資料作成及び配布を行うものとする。
- j 農業委員会組織業務効率化検討会の開催
農業委員会の広域連携や設置の見直し等の推進方策を具体的に策定するための検討会の開催、検討会において策定した推進方策の内容の周知徹底を図るものとする。
- k 農業委員会組織業務効率化実態調査
jにより周知徹底を図った農業委員会の中から複数の農業委員会を選定し、農業委員会の広域連携や設置の見直し等の取り組み実態を調査を行うものとする。
- l 広域連携活動の実施
関係する農業委員会による広域連携活動の実施方針の策定や実施状況を検証するための検討会の開催、検討会において策定された実施方針に基づく農地の監視等現地活動の実施、現地活動の結果を基にした農地の所有者等関係者との連絡・調整を行うものとする。
- m 農地等情報収集体制への支援
農業委員会の活動に協力する者を対象とし、講義や研究討議等を内容とする研修会（農地施策の関連法令に精通する者等に委嘱）、農業団体等の関係者と地域における農業情勢等についての意見交換会を行うものとする。
- n 活動評価検討会への出席
eの活動評価検討会に必要となる資料作成、活動評価検討会へ出席するものとする。
- o 活動評価モニター意見交換会の開催
nの資料作成に先立ち、活動評価モニターの委嘱、意見交換会を行うものとする。
- p 不在村地主の所有する農地の効率的利用対策
不在村地主の所有する農地の地権者等を特定するための情報収集、その結果に基づく不在村地主との担い手への利用集積に向けた直接面談を行うものとする。
- q 重点地区における遊休農地解消対策
(a) 対応方策検討会の開催
遊休農地の発生比率が高い地区の重点地区としての指定、当該地区を担当する農業委員の「遊休農地バスター」（以下「遊休農地バスター」という。）としての指名、遊休農地の解消に向けた対応方策の策

定のための検討会を開催するものとする。

(b) 遊休農地バスター活動

遊休農地バスターによる地権者等を対象とした遊休農地解消・担い手への利用集積のための濃密指導、濃密指導の結果どうしても遊休農地が解消できない場合における農地保全のための農業体験の場（景観作物の作付け体験、収穫体験等）の提供や簡易な農地整備を行うものとする。

(ウ) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「遊休農地解消普及活動」においては、以下の取組が実施できるものとする。

a 農地の効率的利用推進

(a) 検討会の開催

農業者、関係機関等で構成する農地の効率的な利用に向けた方策を策定するための検討会を開催するものとする。

(b) 普及組織への連携・支援

(イ) の q の (b) の遊休農地バスター活動等の結果のとりまとめ、この結果を踏まえた農業委員会・普及組織間における情報提供・助言を行うものとする。

b 農地の効率的利用活動

(a) 調査・分析等の実施

農業者の意向調査等アンケート調査、先進地調査等を行うものとする。

(b) 現地検討会の開催

c の (c) の農場展示の運営状況を踏まえ、農業者、普及組織及び関係機関等で構成する遊休農地を解消した農地の有効利用等に関する現地検討会を開催するものとする。

(c) 農業者講習会の開催

遊休農地を解消した農地を優良農地として定着させるための技術・経営に関する講習会を開催するものとする。

c 普及組織による技術・経営面からの支援活動

(a) 検討会等の開催

農業者、関係機関等で構成される技術導入を推進するための検討会等を開催するものとする。

(b) 調査の実施

農業者等に対するカウンセリング・コンサルテーション（意向、実態、生産状況等）等を行うものとする。

(c) 現地指導活動

技術・経営指導、農場展示の実施、普及啓発、情報提供活動及び指導用機材の整備を行うものとする。

(d) 現地実証活動

試験研究機関等で開発された遊休農地の解消等優良農地の確保に資する技術等の普及及び遊休農地における技術的課題等の検討のために行う各種調査、現地実証、適応試験、実験・研究等を行うものとする。

(e) 遊休農地に関する情報交換会議への出席

イ 留意事項

(ア) 各取組等共通事項

本対策等を実施する市町村において、元気な地域づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16農振第2364号農林水産事務次官依命通知）別紙の1の「遊休農地再生活動実践スタート支援」の遊休農地再生活動実践スタート支援を実施する場合は、当該市町村において遊休農地解消のための取組が効率的に推進されるよう、関係機関において綿密な連絡調整を行うものとする。

（イ）農地情報利用効率化に係る取組

- a アの（ア）のkにより農地地図情報システムを導入する場合には、国土地理院が作成した地理情報標準第2版（JSGI2.0）に準拠して整備するものとする。
- b アの（ア）のkの（b）及びlの（b）のシステム導入と併せて行う属性データの輸入は、農地等情報の電子化が未実施の農業委員会において実施するものとする。
- c アの（ア）のmによる共有ネットワークシステムの導入は、市町村合併（「市町村合併支援プラン」（平成13年8月30日市町村合併支援本部決定）制定以降の市町村合併をいう。以下（ウ）のd及びeにおいて同じ。）が行われた区域内の農業委員会、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下同じ。）第7条に基づき都道府県知事に合併の申請を行った市町村の区域内の農業委員会、又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条に基づく合併協議会の構成市町村となっている区域内の農業委員会において実施するものとする。

（ウ）農業委員会等活動強化に係る取組

- a アの（イ）のaの研修会の開催に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - （a）研修会の開催は、都道府県内をブロックに分けて行うことができること。
 - （b）研修会の日数は、研修の内容、受講者の出席、会場の選定等の条件を勘案して研修成果のあがるよう定めること。
 - （c）研修は、講義、研究討議、実務講習、現地視察等により行うこと。
 - （d）教材は、実施者において一括購入又は作成の上、受講者に配布すること。
 - （e）研修会は、都道府県の関係課と協議して作成した研修実施計画に基づき実施すること。
 - （f）特別研修会については、全国農業会議所の作成した教材を活用し、地域に応じて研修テーマを選択して重点的に行うこと。
- b アの（イ）のeの活動評価検討会は、次の点に留意するものとする。
 - （a）活動評価検討会は、都道府県内をブロックに分けた上、計画的に実施すること。
 - （b）活動評価検討会は、その対象となるブロックを選定するとともに、ブロック内の農業委員会について活動評価を実施すること。
 - （c）活動評価検討会は、fの（a）から（c）の各時点に開催するものとし、具体的な開催時期は、参加者と調整の上、設定する。
- c アの（イ）のfの不在村地主対策等検討会開催からiの不在村地主対策等情報収集・提供までは、アの（ウ）の活動が円滑に実施できるよう、アの（イ）のqにより農業委員会が実施した遊休農地バスター活動の情

報収集・提供に準用するものとする。

- d アの（イ）の l の広域連携活動は、近接又は近隣の複数の農業委員会が連携する場合の各農業委員会、又は市町村合併により広域化した市町村の区域内の農業委員会において実施するものとする。
- e アの（イ）の m の農地等情報収集体制への支援は、市町村合併により区域が広域化した農業委員会、又は農業委員会の所在する市町村等が農業委員会の活動に協力する者を設置している農業委員会において実施するものとする。
- f アの（イ）の n の活動評価検討会に必要な資料の作成に当たっては、（a）から（c）の各時点に開催するアの（イ）の o の活動評価モニター意見交換会の結果を反映するとともに、次の点に留意するものとする。
 - （a）年度当初において、当該年度における認定農業者等の担い手の確保や農地利用集積、耕作放棄地の監視活動等に関し、活動の実施時期、数値目標等を内容とする活動計画を策定する。この場合、アの（イ）の e の活動評価検討会に参加し、活動計画の実効性を高めるため、事前検討を行うものとする。
 - （b）概ね年度の中間時点において、活動計画の進捗状況を整理した上で、アの（イ）の e の活動評価検討会に参加し、活動計画の進行管理を行うものとする。

なお、活動評価検討会において活動計画の進捗状況に疑義が指摘された場合等には、活動計画の見直しを行うものとする。
 - （c）年度末において、活動計画に基づく実績（見込みを含む）を整理しアの（イ）の e の活動評価検討会に参加し、当該年度における活動評価を受けるものとする。

なお、活動評価の結果については、次年度の活動計画に反映するものとする。
- g アの（イ）の q の（a）による重点地区の指定に当たっては、市町村における集落又は行政区域（大字、旧市町村等）を地区の単位とし、これらの地区のうち遊休農地発生率（農業委員会又は市町村部局が把握している直近の遊休農地発生面積を総耕作面積で除して得た比率）が全国の遊休農地の割合（約 5 %）の 2 倍程度以上の地区の中から選定するものとする。
- h アの（イ）の q の（b）による農業体験の場の提供や簡易な農地整備の実施に当たっては、農業委員会が直接実施するのではなく、農業委員会を介してこれらの取組を行う者に対し、当該経費の一部を助成するものとする。

（エ）遊休農地解消普及活動

本取組の実施に当たっては、農業委員会の重点地区における活動を踏まえつつ、農業改良助長法第 7 条第 5 項の規定により都道府県が定める協同農業普及事業の実施に関する方針に基づいて、都道府県が策定する普及指導計画に沿って実施するものとする。

（２）連携強化推進体制整備の実施の方針

要綱別表のⅡのメニューの欄の「連携強化推進体制整備」においては、以下の取組が実施できるものとする。

ア 連携強化推進協議会の開催

都道府県農業会議及び関係団体等との共同事務局の設置等に関する連携強化方針の策定、その円滑な推進を図るための都道府県農業会議、関係団体及び都道府県で構成する協議会を開催するものとする。

イ 情報共有化検討会の開催

農業団体等とのワンストップサービス等を推進するための関係農業団体等が所有する情報の共有化に向けた検討会を開催するものとする。

ウ 相互研さん会の開催

関係農業団体等との連携を定着化させるための研さん会を開催するものとする。

エ 農地等情報の変換

市町村における個人情報保護に関する条例等に抵触しない型式へのデータベースの変換、その変換データの関係農業団体等への提供を行うものとする。

(3) 認定農業者利用調整推進の実施の方針

要綱別表のⅡのメニューの欄の「認定農業者利用調整推進」においては、認定農業者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出を受けた場合に、当該申出の内容を勘案して、以下の取組が実施できるものとする。

(ア) 農地集積調整地域内農地等現況調査

当該申出を行った認定農業者の経営の効率化が図られる地域の範囲を想定し、当該地域の農用地の所有者等の確認、必要に応じた現況図面の作成を行うものとする。

(イ) 利用調整活動

(ア)の調査結果に基づき、当該申出を行った認定農業者への利用権の設定等を行うため、農業委員の中から調整委員を指名して当該調整委員に利用調整活動を行わせる等の方法による当該地域の農用地の所有者等との調整を行うものとする。

(4) 都道府県農業改善推進支援の実施の方針

要綱別表のⅡのメニューの欄の「都道府県農業改善推進支援」においては、都道府県農業会議協議員会議への協議員の出席、同会議の開催及び業務の遂行に必要な経費の拠出が実施できるものとする。

2 整備事業

水田農業経営構造確立緊急対策

(1) 水田農業経営構造確立緊急対策の実施の方針

水田農業経営構造確立緊急対策は、米政策改革大綱（平成14年12月3日農林水産省議決定）を踏まえ、地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第Ⅰ部の第5に基づき作成した「地域水田農業ビジョン」をいう。）に示される担い手への土地利用集積の目標の達成を目指し、早期に望ましい生産構造を実現するため、担い手への農地の利用集積面積の一定の増加を目指す地区に対して、集積目標を達成するために必要な地域の創意・工夫に応じた農業機械・施設の整備等を実施するものとする。

(2) 対象地域の範囲

水田農業経営構造確立緊急対策の対象地域は、原則として、50ha以上の整備済み水田が集団的に存在する地域を範囲として実施するものとする。

なお、「整備済み」とは、原則として、田についてはおおむね30a以上の

区画に整形され、かつ、各耕区がおおむね3m以上の幅員の農道に接しているものとし、田以外のものについては各耕区がおおむね3m以上の幅員の農道に接しているものとする。また、区画整理により発生する端田等は区画が整形されているものとみなすものとする。

(3) 成果目標に関する留意事項

別表1の「成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準」に関する留意事項は次に掲げるとおりとする。

ア 内容の欄の1は、必須設定成果目標とする。

イ 内容の欄の2は、任意設定成果目標とする。

ウ 内容の欄の「担い手への農地の利用集積」とは、農地に係る所有権の移転又は利用権等の設定又は移転をいい、農作業の受委託を含むものとする。

エ 内容の欄の「担い手への農地の利用集積」における、利用集積の対象となる担い手は、認定農業者、特定農業団体、基本構想水準到達農業者及び今後育成すべき農業者とする。

なお、今後育成すべき農業者を利用集積の対象となる担い手に含める場合にあっては、当該市町村においてその基準が定められている場合に限るものとする。

オ 内容の欄の「担い手への農地の利用集積」について、「農作業受託」を利用集積面積に計上する場合は、作物別の基幹作業ごとの受託面積の合計面積を当該作物の基幹作業数で除した面積とするものとする。（例えば、稲作においては、耕起・代かき、田植え、収穫の作業受託面積の合計面積を3で除して算出する。）

カ 内容の欄の「連担地」とは、利用集積の対象となる担い手経営体の個々の経営農地のうち、複数区画が集合する場合をいう。

なお、複数区画の集合とは、次のいずれかの場合をいう。

(ア) 二つ以上の農地が畦畔で接続している場合

(イ) 二つ以上の農地が小幅員の道路又は水路で接続している場合

(ウ) 二つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障のない場合

(エ) 段状をなしている二つ以上の農地の高低の差が作業の継続に差し支えない場合

(オ) 二つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続している場合

(4) 計画主体

水田農業経営構造確立緊急対策の計画主体は、市町村を基本とし、関係機関との十分な連携に留意するものとする。

ただし、地域の実情等を勘案し、市町村に代わり農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、農業委員会又は認定農業者等が組織する団体等を計画主体とすることができるものとする。

なお、市町村以外の者が計画主体となる場合にあっては、市町村担当部局及び関係機関との連携を十分に図り、市町村基本構想その他当該市町村における各種農業振興方針等との整合に留意するものとする。

(5) 事業実施計画の変更

要綱第4の5のただし書に規定する以外の事業実施主体の変更、施設等の新設又は廃止及び事業内容の変更に当たっては、事業の実施状況、社会及び経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。

また、都道府県知事は、これらを掌握して適切に助言及び指導を行うよう努めるとともに、必要に応じて、その異同を地方農政局長等に提出するものとする。

(6) 推進体制

ア 計画主体は、都道府県推進主体と連携を密にし、水田農業経営構造確立緊急対策の円滑な実施に努めるものとする。

イ 都道府県推進主体は、事業実施主体及び計画主体に対し、技術指導、経営指導等必要な措置を講ずるものとする。

(7) 事業内容等

ア 要綱別表のⅡのメニューの欄の「水田農業構造改革施設等整備」の交付の対象となる施設等の内容は、第1の2の(1)のクの(ア)の表1に掲げるとおりとする。

ただし、体験農園整備、新規就農者研修施設、農業資材保管施設、農業機械高度利用施設、農林漁業体験施設、総合交流拠点施設、女性アグリサポートセンター、高齢者農業活動支援施設、農業気象高度利用施設、経営高度化支援施設及び経営継承円滑化支援施設の交付の対象となる整備内容の欄の②を除くものとする。

なお、第1の2の(1)のクの(ア)の表1の施設等名の欄の15の「農畜産物出荷貯蔵施設」及び16の「農畜産物処理加工施設」は、それぞれ「農産物集出荷貯蔵施設」、「農産物処理加工施設」と読み替えるものとする。

イ 要綱別表のⅡの交付率の欄のただし書きに該当する施設は、第1の2の(1)のクの(ア)の表1の実施要件等の欄に交付金交付率が定められている施設とする。

ウ 交付の対象となる施設等の交付金の交付限度は、第1の2の(1)のクの(ウ)の表2に掲げる施設等別の上限建設費等の範囲内であって、必要最小限のものとする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、都道府県知事が特に必要であると認める場合にあっては、上限建設費等を超えて交付の対象とすることができるものとする。

また、上限建設費等が定められていない施設等についても、極力事業費の低減に努めるものとする。

エ その他施設等の整備に当たっての実施基準は、第1の2の(1)のクの(エ)を準用するものとする。

(8) 事業実施主体

ア 要綱別表のⅡの事業実施主体の欄の「認定農業者等の組織する団体」とは、農家3戸以上が構成員に含まれている団体であって、当該農家が全体の議決権の過半を占める等当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められ、かつ認定農業者であるか又は構成員に認定農業者を含む次に掲げる団体とする。

(ア) 農事組合法人

(イ) 農事組合法人以外の農業生産法人

(ウ) 農用地利用改善団体

(エ) 農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を行う法人又は任意団体

イ 事業実施主体が認定農業者等の組織する団体である場合において、当該団

体が次の（ア）又は（イ）のいずれかを満たす場合については、（９）のウの受益農家戸数の要件は、適用しないものとする。

（ア）事業実施主体が、事業実施計画策定時に、特定農業法人であって、次に掲げる要件をすべて満たす場合とする。

なお、c及びdの目標年次は、事業計画策定年度から３年度目とする。

a 施設等の整備後５年間引き続き特定農業法人であるか、又は施設等の整備後５年間引き続き基盤強化促進法第23条第４項の利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行うこと。

b 特定農用地利用規程の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

c 特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

d 当該法人の行う農業に常時従事する者を３人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（イ）事業実施主体が、事業実施計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が構成員となっており、かつ、これらの者がすべての構成員の議決権又は出資額の過半を占めている農業生産法人であって、次に掲げる要件をすべて満たす場合とする。

なお、b及びcの目標年次は、事業計画策定年度から３年度目とする。

a 離農希望者又は営農を中止する者等からその所有する農用地等、機械及び施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。

b 当該法人の行う農業の区域で生産する農畜産物の取扱高が農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

c 当該法人の行う農業に常時従事する者を３人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

ウ 要綱別表のⅡの事業実施主体の欄の「特定農業団体」は、本事業の実施により当該団体の構成員の水田経営面積の合計が、おおむね20ha（中山間地域等においては10ha）以上の規模となることが確実と認められる団体とする。

なお、水田経営面積については、一元管理の対象外となる水田は除くものとする。

エ 要綱別表のⅡの事業実施主体の欄の「第３セクター等」とは、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することが認められる法人とする。

（９）採択要件

要綱別表のⅡの採択要件の欄の「その他生産局長等が別に定める要件」は、次に掲げるとおりとする。

ア 本事業は、次のいずれかの事業又はその他の農地流動化を促進する目的で行われる事業と一体的に実施するものとする。

（ア）担い手農地情報活用事業（担い手農地情報活用集積促進事業実施要領(平成17年４月１日付け16経営第7979号)農林水産事務次官依命通知の第２の１

の(1)による事業をいう。)

(イ) 農地保有合理化担い手育成地域推進事業（農地保有合理化担い手育成地域推進事業実施要領(平成16年 3月30日付け15経営6698号)農林水産事務次官依命通知の第4による事業をいう。)

(ウ) 認定農業者利用調整推進（要綱別表のⅡのメニューの欄の「認定農業者利用調整推進」をいう。)

イ 事業の実施は、原則として集積増加面積に応じた以下の表に掲げる標準事業費を上限とする。

集積増加面積	標準事業費
15～16ha	8,000万円
17～18ha	9,000万円
19～21ha	10,000万円
22～25ha	12,000万円
26～29ha	14,000万円
30ha以上	20,000万円

なお、集積増加面積が15ha未満の地区については、担い手への利用集積に伴う施設の必要性、規模の妥当性等を勘案し、当該施設が地区の担い手への利用集積に必要不可欠であると認められる場合は、1ha当たり500万円を基準として標準事業費を設定し、交付対象にできるものとする。また、集積増加面積が大幅に増加する地区については、当該施設が担い手への農地の利用集積と地域の水田農業構造の改革のため必要であると認められ、以下の要件を満たすと認められる場合につき、上記によらず実施することができるものとする。

(ア) 担い手への利用集積が40ha以上増加し、かつ当該集積のために必要不可欠であること

(イ) 地域水田農業ビジョンの実現のため当該施設が必要不可欠であること

(ウ) 施設規模の算出が適正であり、過大でないこと

ウ 個々の施設等の受益農家戸数は、3戸以上であること。

ただし、第1の2の(1)のクの(ア)の表1の経営継承円滑化施設のうち交付の対象となる整備内容の欄の①の整備を除くものとする。

エ 施設等の能力及び規模が、その目的、受益範囲、費用負担方法、利用管理計画等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。

オ 費用対効果分析通知に定めるところにより、妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となり、かつ、直接効果が効果全体の2分の1を超えていること。

カ 整備を予定している施設のうち、処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設については、当該施設で取り扱う農畜産物の仕入・販売等に関する

る計画が明らかになっていること。

- キ 施設等の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
- ク 交付の対象となる施設について、次の要件を満たす場合にあっては、事業実施主体と利用者との間でいわゆるリース契約を締結することができるものとする。
- (ア) 利用者は、新規就農者、認定農業者及び認定志向農業者であること。
 - (イ) 事業実施主体は、農業協同組合、第3セクター等であること。
 - (ウ) 受益戸数は、3戸以上であること。
 - (エ) リース契約の対象となる施設は、第1の2の(1)のクの(ア)の表1の高生産性農業用機械施設（農業機械及び温室に限る。）、高品質堆肥製造施設、農産物集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設（麦及び大豆等に汎用性のある処理量1,000t未満のものに限る。）であること。
なお、利用者が複合経営の確立等のため新規作目を導入する場合又は新規就農者が初期投資の負担軽減を図る場合等については、新品に比べ同程度の能力等を有する中古農業機械も交付の対象とすることができるものとし、この場合の中古農業機械は整理合理化通知に示された基準を適用しないものとする。
 - (オ) リース料は、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」以下であること。
 - (カ) 事業実施主体が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンスを責任をもって実施するものであること。
 - (キ) 利用者は、施設の利用を責任をもって行い、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。
報告を受けた事業実施主体は、速やかに市町村長及び都道府県知事にその旨を報告し、指示を受けること。
 - (ク) 事業実施主体と利用者との間において締結するリース契約には、リースの目的、期間、利用料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止その他必要な事項を明記すること。
なお、事業実施主体は、リース契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとし、リース契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議するものとする。
- ケ 交付の対象となる施設等の附帯施設として温室管理施設、育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車であって低額なもの並びにフォークリフト（回転アーム及びハイマスト付きフォークリフトを除く。）は、交付の対象としないものとする。
- コ その他交付の対象となる施設等の実施要件等は、第1の2の(1)のクの(ア)の表1に掲げるとおりとする。
- (10) 留意事項
水田農業経営構造確立緊急対策の適正な実施において、必要な留意事項は第1の2の(1)のサを準用するものとする。
- (11) 事業実施状況の報告に基づく指導等
ア 都道府県知事は、要綱第7の2の点検の結果、次の事項に該当する場合に

は、以下の措置を講じるものとする。

(ア) 事業実施計画に定められた目標の当該年度の達成率が70%未満である場合には、経営構造コンダクターを活用する等により計画主体及び事業実施主体に対して重点的な指導助言を行うものとする。

(イ) 施設等の利用状況等が低調な場合には、第1の2の(1)のシの(ア)のbの規定を準用するものとする。

イ 地方農政局長等は、要綱第7の3により報告のあった事項について、都道府県知事に対し、必要に応じて指導助言するとともに、改善事例等についての情報提供を行うものとする。

第3 新規就農の促進

1 推進事業

(1) 体験活動の推進

ア 要綱別表のⅡのメニューの欄の「農業体験活動の推進」は、将来農業を職業として選択する意識の醸成に資するものとし、作物の栽培や家畜の世話といった子どもたちの農業体験活動の機会の継続的な提供等を図るため、以下の取組を実施できるものとする。

(ア) 農業・農村体験学習推進会議の開催

(イ) 農業体験学習等の普及啓発活動の実施

作文及び図画コンクール、農業体験フォーラム等の開催、広報宣伝資料等の作成、学校教員等を対象とした研修会等を行うものとする。

(ウ) 農業体験学習を円滑に行うための体制の整備

農業体験インストラクターの登録、研修会の開催、情報の提供、交流推進員の設置等を行うものとする。

(エ) 地域における農業体験学習活動の支援等

推進会議の開催、農業体験学習を行う地域組織への支援、成果発表会等を行うものとする。

(オ) 中学校における農業体験学習等の実施

中学生及び父兄に対する進路説明会の開催、中学校教員に対する進路指導説明会等を行うものとする。

(カ) 農業体験学習活動への支援

体験農園等の整備、事前事後学習の実施、農業体験学習指導者に対する研修会等を行うものとする。

イ 要綱別表のⅡのメニューの欄の「修学旅行等受入条件整備の推進」は、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現を図るため、修学旅行等を活用した子どもたちの農林漁業・農山漁村体験について、以下の取組を実施できるものとする。

(ア) 都道府県における修学旅行等を活用した子どもたちの農林漁業・農山漁村体験活動の推進方策を検討するための修学旅行等受入推進会議を行うものとする。

(イ) 修学旅行等を活用した子どもたちの農林漁業・農山漁村体験活動の受入条件の整備を図る市町村に対する指導・連絡調整等を行うものとする。

(ウ) 修学旅行体験活動推進事業

修学旅行を活用して農林漁業・農山漁村体験活動を行う文部科学省の「豊かな体験活動推進事業」と連携しつつ、都市側の小・中学生等の受

入体制の整備を行う。

なお、本事業実施主体は、都市部の教育委員会との連絡調整に努めるとともに、文部科学省の「豊かな体験活動推進事業」において、都市部から農山漁村等にでかけての農林漁業体験活動等を促進するため指定される地域間交流推進校等に対して積極的な情報提供を行うものとする。

(エ) 長期子ども交流連携活動事業

2週間にわたる長期の農林漁業・農山漁村体験活動を行う都市側の小・中学生等の受入体制の整備を行うものとする。

(オ) 短期子ども交流連携活動事業

2・3泊程度の短期の農林漁業・農山漁村体験活動を行う文部科学省の「省庁連携子ども体験型環境学習推進事業」と連携しつつ、都市側の小・中学生等の受入体制の整備を行うものとする。

なお、本事業実施主体は、教育委員会を通じて文部科学省の「省庁連携子ども体験型環境学習推進事業」に併せて実施することができる。

(カ) 子ども交流活動推進事業

小・中学校の授業の一環として農林漁業・農山漁村体験活動を行う都市側の小・中学校等の受入体制の整備を行うものとする。

ウ 要綱別表のⅡのメニューの欄の「水辺環境体験学習の推進」は、農業用水路、ため池、水田等の身近な水辺環境を活用した農家と地域住民の交流に基づく地域づくりを推進し、農業、農業用水、土地改良施設等の多面的機能と重要性に関する地域住民の理解の促進を積極的に進めるために、以下の取組を実施できるものとする。

(ア) 農業・農村体験学習推進会議の開催

(イ) 水辺環境体験学習を推進するための指導者等の育成

研修会の開催、研修カリキュラム及び資料の作成等を行うものとする。

(ウ) 水辺環境体験学習の普及啓発活動の実施

作文及び図画コンクール、フォーラム等の開催、広報宣伝資料等の作成等を行うものとする。

(エ) 水辺環境体験学習を円滑に行うための体制の整備

水辺環境体験学習を行うためのフィールド及び指導者等の登録とその情報の提供を行うものとする。

(オ) 体制整備支援

地域活動組織の立ち上げ、広報・普及活動支援等を行うものとする。

(カ) 水辺環境活動を実施するために必要な簡易な条件整備

(2) 新規就農の促進

ア 要綱別表のⅡのメニューの欄の「就農・就業相談窓口整備」は、青年等就農法に基づき実施される就農支援措置と有機的に連携しつつ、全国段階、都道府県及び市町村の各段階における就農関連情報、生活関連情報等の提供及び研修教育等に関する相談等について、以下の取組を行うものとする。

なお、取組の実施に当たっては、事業実施主体は、全国新規就農相談センター等関係機関・団体と相互に密接な連携の下、都道府県の農業会議と育成センターの就農相談窓口を都道府県新規就農相談センターとして一元化を図りつつ、本取組の円滑な推進を図るとともに、就農希望者が、青年等就農法第2条第2項に定める就農支援資金（以下「就農支援資金」という。）の活用等により、就農に当たって必要な技術及び経営方法の習得その他の就農の

準備を円滑に行えるよう配慮するものとする。

(ア) 就農促進方針検討

- a 都道府県内の農業・農村の動向に即した新規就農者の育成確保対策の方向及び関係機関・団体の相互の連携、就農前農業及び農村体験実施の具体化等について調査検討を行うものとする。
- b aの「就農前農業及び農村体験実施の具体化」とは、体験カリキュラムの策定、体験希望者と体験受入経営体とのマッチング、その経営体の登録方法及び経営体への活動支援方策等に関するものとする。
- c bの体験受入経営体の基準は、次の事項に配慮するものとする。
 - (a) 農業経験がおおむね10年以上であること。
 - (b) 農業技術及び経営管理能力が優れており、青年農業者の育成指導に熱意がある者であること。
 - (c) 体験生を受け入れることによって、当該体験生の地域への円滑な就農促進を支援することが出来ると認められること。
- d bの基準に基づく体験受入経営体の選定は、都道府県知事が行うものとし、体験カリキュラムの策定及び体験の実施に当たっては、都道府県新規就農相談センター、普及指導センター、市町村、農業協同組合などの関係機関、団体との密接な連携の下で行うものとする。
- e 当該県又は地域への就農を希望している者を対象に、dで選定された体験受入経営体の下で、一定期間、地域の農業及び農村生活等の体験を通じて円滑な就農及び経営定着の促進を図ることを目的として実施するものとする。

(イ) 就農計画認定

就農計画(青年等就農法第4条に基づく就農計画。以下「就農計画」という。)の認定を行うため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- a 就農計画の認定を行う認定委員会の開催
- b 就農計画を認定するために必要な調査の実施
- c 青年等就農法第4条第4項に規定する認定就農者(以下「認定就農者」という。)及び認定農業者の登録
- d bの「就農計画を認定するために必要な調査」とは、就農計画に記載された就農予定地又は研修先となる市町村、普及指導センター、道府県農業大学校等からの意見聴取、類似する就農事例の収集等の調査とする。

(ウ) 就農支援活動の推進

就農希望者に対する就農相談活動を行う団体等が実施する就農相談、就農支援資金の貸付け等の就農支援業務に関する企画のほか、新規就農に必要な就農関連情報及び生活関連情報の収集・整理を行うため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- a 就農支援活動を企画する会議の開催
- b 就農支援活動のための情報機材等の整備
- c 就農関連情報等交換会議の開催
- d 就農関連情報の収集、就農希望者のニーズ、市町村等の新規就農者受入体制等の把握のための調査の実施等

(エ) 就農支援資金貸付の促進

就農支援資金の円滑な貸付け及び貸付けの促進を図るため、次に掲げ

る事項を実施するものとする。

- a 就農支援資金の円滑な貸付け及び貸付けの促進を検討する会議の開催
- b 借受者に対する就農支援資金の申請手続、貸付後の償還手続等に関する助言・指導の実施
- c 就農支援資金事務関係資料の作成・配布等
- d 債務保証に関する支援を必要とする者に対する具体的な支援措置の検討等
- e 育成センター及び融資機関の就農支援資金の貸付業務に対する助言・指導の実施及び貸倒引当金の積立て、転貸手数料の手当て等の貸付体制の整備

(オ) 就農相談活動

就農相談員は、就農希望者に対する就農関連情報の提供のほか、就農関連情報の収集及び整理、就農相談資料の作成等を行うものとする。

(カ) 求人・求職情報提供活動

職業紹介活動の実施について、職業安定法（昭和22年法律141号）に定めるところにより職業紹介事業者として許可を得て、農業生産法人等への就農希望者及び求人希望経営体の情報を収集・蓄積、農業法人の採用計画の分析を行い、双方の間の雇用関係の成立をあっせんするものであり、実施に当たっては無料による職業紹介活動を行うものとする。

また、都道府県新規就農相談センターは、本事業を通じて収集した就農情報の提供等により、厚生労働省が「『農業をやってみよう』プログラム」等の実施について」（平成15年5月23日付け職発第0523006号厚生労働省職業安定局長、能発第0523005号厚生労働省職業能力開発局長通知）に基づき公共職業安定所内に設置する就農等支援コーナーとの連携に配慮すること。

具体的には、以下の事項を実施するものとする。

- a 就農等支援コーナーに対する就農情報の提供及び相談員の派遣
- b 就農支援活動の就農等支援コーナーにおける周知
- c 都道府県新規就農相談センターにおける就農等支援コーナーの周知
- d その他、農業等の就職支援を促進するために必要な情報交換

(キ) 就農啓発活動の実施

- a 就農希望者を対象とした農作業体験、都道府県内の農業や就農に関する情報提供を行うものとする。
- b 青年農業者をはじめとした農業者と就農希望者の交流のための会議等の開催及び全国段階で開催される青年農業者会議や農業青年交換大会等への派遣を行うものとする。
- c 新規就農事例集、就農支援に資する制度等を紹介する資料の作成及び配布を行うものとする。
- d 全国段階で行う就農啓発推進運動との連携するものとする。

(ク) 就農サポーター養成研修会開催

- a 現地就農アドバイザーの設置

普及指導センター等地域の関係機関・団体と連携しつつ、認定就農者等が抱える営農面から生活面にわたる多様な問題について指導・助言を行うものとして、現地就農アドバイザーを都道府県内の各地域に

計画的に配置するものとする。

b 就農サポーター養成研修会の開催

全国新規就農相談センターと連携しつつ、非農家出身の就農者、農業法人従業員等がインターネット等を活用して、就農希望者等が抱える問題に対して経験に基づくアドバイスを行う就農サポーターを養成するための研修会を開催するものとする。

(コ) 新規就農者確保活動の実施

a 事業実施地区内の農業及び農村の動向に即した新規就農者の育成確保対策の方向、関係機関、団体の相互の連携のあり方について調査検討を行うものとする。

b 就農希望者に対して、地域の就農関連情報や受入支援情報等を幅広く発信するためのホームページ等の作成を行うものとする。

c 就農希望者の受入農地等を確保するため、関係機関の意見を聴いて、当該就農希望者への土地利用集積を積極的に図る必要があると認められる農地等を選定し、その保全管理を行うものとする。この場合において、事業実施主体は、事前に農地等の所有権者等の合意を得るとともに、当該農地等が常に耕作可能な状況に維持されるよう、適切な保全管理がなされるように留意するものとする。

(サ) 就農環境整備の促進

a 就農環境整備検討部会開催

新規就農者の確保に資する観点から、高収益作物による産地形成や農業生産、農村生活環境の整備を促進するための計画の策定を行う検討会議の開催等を行うものとする。

b 農家等意向調査

地域の農業者の今後の農業経営に関する意向等の調査及び地域の農業の構造展望等の作成等により、確保すべき新規就農者等の担い手の数及び態様を把握するものとする。

c 経営継承希望者活動支援

経営継承希望者の名簿の作成、経営継承希望者が参画する農業関連活動に関する企画会議、起業活動セミナー等を実施することにより、経営継承希望者の地域農業に対する知識及び経験を深め、円滑な経営の継承に結びつける観点から、経営継承を受け自立経営を開始する販売組織等の活動モデルを企画検討するものとする。

イ 要綱別表のⅡのメニューの欄の「アグリカレッジ・Uターン者等研修コース設置運営」は、都道府県等において、都市部の他産業に従事する者を対象とした農業の基礎研修コース（以下「アグリカレッジ」という。）やUターン者及び農外からの新規参入を中心とする就農希望者を対象としたUターン等研修コースを整備するため、以下の取組を実施できるものとする。

(ア) アグリカレッジ、Uターン者等への研修コースの企画推進

アグリカレッジ、Uターン者等への研修コースの設置及び運営について企画するための会議の開催等により、他産業従事者等のニーズに即したカリキュラムの構成、設置の場所等について検討するものとする。

(イ) アグリカレッジの運営

アグリカレッジの設置・運営及びアグリカレッジと一体的に行う就農ガイダンス等を実施するものとする。

(ウ) Uターン者及び新規参入希望者等を対象とした研修コースの設置及び運営

研修コースは、研修対象とする技術内容、他産業経験者等の事情等を考慮して、道府県農業大学校等の施設を活用した宿泊研修、通学、通信教育等の方法によるものとし、必要に応じて先進農家等における現地研修を組み合わせたカリキュラムとなるよう留意するものとする。

ウ 要綱別表のⅡのメニューの欄の「農業大学校指導職員研究活動促進」は、道府県農業大学校等において、指導職員の資質向上を図りつつ、実践的かつ体系的な農業研修教育を継続的に進める体制を整備するため、先進農業技術等の指導方法に関する研究活動及び農業高校との連携による効果的な農業教育のあり方に関する共同研究活動を行うほか、普及指導センター等において、農業高校生等が農業に対する職業観を醸成していくための推進体制を整備するため、以下の取組を実施できるものとする。

(ア) 研究活動の実施

実践的研究を推進するに際して必要な研究機材、文献、実験器具、実験薬品等の整備、研究課題に関連する事例等の調査、研究成果報告書の作成等を行うものとする。

(イ) ブロック研究会の開催

事業を実施する道府県農業大学校が、研究活動により得た成果等を普及するため、ブロック研究会を開催するものとし、ブロック内の道府県農業大学校、農業高校等の指導職員等との意見交換、研究教育の指導手法等研究活動に関する検討、評価等を行うものとする。

(ウ) 農業高校等連携促進

農業高校等の農業クラブが行うプロジェクト学習に対し、農業に関する課題解決に向けた取組を支援するため、先進農家等における現場研修会、青年農業団体等との技術、経営等に関する意見交換会等を開催するものとする。

エ 要綱別表のⅡのメニューの欄の「援農支援体制整備」は、経営が不安定な新規就農者等に対し、経営支援の一環として、特に労働力が不足する農繁期等を中心に、農業に興味を持つ都市在住者が新規就農者等へ援農者として支援するために必要な受入体制を整備するため、以下の取組を実施できるものとする。

(ア) 援農受入方針に係る企画検討

援農受入環境整備の基本的な考え方である「援農受入方針」を策定するほか、援農受け入れ市町村の選定及び登録、援農者の募集方法、援農の具体的受入方策、援農受入に当たって必要な施設等整備、年度ごとの援農受入計画、受入農家の選定及び登録、援農受入情報の提供及び発信方策等について検討するものとする。

(イ) 援農受入情報の提供活動

援農受入情報の提供活動の実施に当たっては、都道府県又は都道府県新規就農相談センターのホームページを積極的に活用するほか、民間非営利組織（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の定めるところにより設立された法人。）とも連携して、情報提供及び援農者募集の効率化を図るものとする。

(ウ) 援農受入活動

援農受入農家の登録、援農受入に必要な機具等の整備、援農を円滑に行うための援農者に対する事前講習会等の活動を支援するほか、都道府県又は道府県新規就農相談センター、普及指導センター、農業団体等と連携し、効率的な活動を図るものとする。

オ 要綱別表のⅡのメニューの欄の「青年農業者組織育成推進」は、青年農業者組織の自主的な研修活動等を推進し、その組織の育成及び機能強化を図るため、以下の取組を実施できるものとする。

(ア) 青年農業者組織育成方針の策定

青年農業者組織育成方針において、青年農業者組織育成に関する基本的な方向、青年農業者組織育成を図るための措置に関する事項、関係機関・団体の相互の連携に関する事項等について策定するものとする。

(イ) 青年農業者組織活動調査

既存の青年農業者組織の活動、運営状況に関する調査のほか、個別の青年農業者の経営状況、組織活動への意見等に関する調査を行うものとする。

(ウ) 青年農業者組織活動支援の実施

営農課題の解決に必要な新技術研修セミナーの開催、栽培技術の改善のための実証ほの設置、消費者との交流会等の活動を支援するほか、必要に応じ、青年農業者組織の再編、組織化等に関する指導を行うものとする。

カ 要綱別表のⅡのメニューの欄の「就農定着サポート」は、新規就農者の着実な経営定着を支援するため、多種多様な新規就農者に対し、効果的かつ効率的な指導を展開するための普及指導方法をモデル化するとともに、地域の合意形成等、新規就農者が地域に参入しやすい受入れ環境の整備や定着に向けた現地指導体制の整備を行うため、就農定着協議会において「就農定着サポート事業実施計画」を策定するとともに、以下の取組を実施できるものとする。

(ア) 推進計画の策定

普及指導センターにおいて、新規就農推進方向検討会議を開催し、多種多様な新規就農者に対応した普及活動の高度化及び新規就農者が地域に参入及び定着しやすい環境の整備に関する「新規就農者支援普及活動推進計画」を策定するものとする。

(イ) 多種多様な新規就農者に対応した普及活動の高度化

- a 新規就農者課題抽出調査の実施
- b プロジェクト活動の実施
- c 全国及びブロック意見交換会への派遣

(ウ) 新規就農者受け入れ促進のための環境整備

- a 支援ネットワーク連絡会議の開催
- b 新規就農者賦存量の把握
- c 地域合意形成促進活動の実施
- d 家族経営協定啓発活動の実施
- e 地域交流会の開催
- f 新規就農事例集の作成

(エ) マンツーマンサポーターによる就農定着に向けた現地指導

マンツーマンサポーターによる就農定着に向けた現地指導は、新規就

農者に対する現地指導を行う「マンツーマンサポーター」の活動を支援するものとし、（イ）または（ウ）若しくは両方と一体的に行うものとする。

（オ）新規就農者研修用農業機械・施設リース

新規就農者に対する研修を受け入れる先進経営体の機械・施設整備についての負担を軽減するため、これらの研修に要する機械・施設等をリースする場合に係る経費の一部を助成するものとする。

キ 要綱別表のⅡのメニューの欄の「現地実践研修農場設置運営」は、市町村等が就農希望者、ウィークエンドファーマー希望者に対する実践研修を実施するために設置する農場（以下「現地実践研修農場」という。）における研修を推進するため、以下の取組を実施できるものとする。

（ア）現地実践研修農場の企画推進

a 現地実践研修農場の設置についての企画を行う会議の開催

現地実践研修農場設置運営方針の策定、研修生の募集・選定及び研修成果の検討、研修生の傷害保険への加入等実践研修中における安全確保対策に関する検討等について協議するものとする。

b 現地実践研修農場の設置候補地の現地調査

c 研修希望者に対する現地実践研修農場説明会の開催

（イ）現地実践研修農場の管理運営

a 現地実践研修農場の管理運営のための会議の開催

現地実践研修農場企画会議の検討結果を踏まえ、研修生ごとの個別実践研修プログラムの作成、現地実践研修農場の管理運営方法に関する検討、現地実践研修の進捗状況の把握等の協議を行なうものとする。

b 現地実践研修農場の設置及び実践研修の実施

現地実践研修農場の運営に必要な農地の借上げ、研修用機械・施設等の整備又は借上げ、現地実践研修農場の管理運営に当たる研修指導員の設置又は現地実践研修の委託先に対する指導謝金の支給を行うものとする。

c 現地実践研修農場を行っている研修生を道府県農業大学校等に派遣して行う専門技術研修の実施

専門技術研修において、農業簿記、パソコン操作、農業機械の修理技術等に関する研修を実施するものとする。

（３）業務委託について

（１）のア、ウ及び（２）の取組において、事業実施主体は、活動の一部について自ら実施することが困難である場合においては、外部の民間業者等に業務委託を行うことができるものとする。

なお、この場合、あらかじめ、公募又は関係者への情報提供等により、競争条件の導入を図るものとする。

2 整備事業

（１）農業研修教育・農業総合支援センター施設整備の実施について

ア 事業実施主体は、次の（ア）、（イ）に掲げるもののいずれかに該当するものとする。ただし、（イ）に掲げるものについては、要綱別表のⅡのメニューの欄の「現地濃密指導施設」の整備に限って実施することができるものとする。

(ア) 道府県農業大学校等の農業の担い手を育成する機関が設置されている都道府県。

(イ) 育成センター又は地方自治法第284条の一部事務組合であって、導入施設が農業研修教育施設として位置づけられているものとする。

イ アの(ア)の「道府県農業大学校等」とは、以下に掲げるものをいう。

(ア) 農業改良助長法第7条第1項第5号に掲げる農業者研修教育施設。

(イ) 都道府県が設置する(ア)に準ずる研修機能を有する施設。

ウ 要綱別表のⅡのメニューの欄の「現地濃密指導施設」の「新たに就農することが確実と見込まれる者」とは、認定就農者又は当該施設等における研修を経て将来就農することが確実であると見込まれる者とする。

エ 交付の対象となる機械施設については、整理合理化通知を適用しないものとする。

オ 施設を活用した研修教育の実施に当たっては、担い手育成に資するよう、効果的な運用に努めるものとする。

カ 要綱別表のⅡのメニューの欄の「調査研究・実験用施設・機材」の実施に当たっては、研究、普及及び研修教育の各機関の連携・協力が推進されるよう配慮するとともに、施設を活用した調査研究の実施に当たっては、技術の効率的な組立・実証を行い、普及から農業者への速やかな技術移転が行われるよう配慮するものとする。

キ 事業実施計画については、地域内の農業者、関係者の理解を得られていると認められるものであること。

ク 地方農政局長等は、要綱第7の3により報告のあった事項について、都道府県知事に対し、必要に応じて指導助言を行うものとする。

ケ その他施設等の整備に当たっての実施基準は、第1の2の(1)のクの(エ)を準用するものとする。

(2) 成果目標に関する留意事項

別表1の「成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準」に関する留意事項は次に掲げるとおりとする。

ア 内容の欄の1は、(3)のアのうち(カ)及びイ以外を実施する場合の目標とする。

イ 内容の欄の2は、(3)のアの(カ)を実施する場合の目標とする。

ウ 内容の欄の3は、(3)のイを実施する場合の目標とする。

(3) 事業の内容

農業研修教育・農業総合支援センター施設整備は、次代の農業を担う青年農業者等を育成・確保するため、農業に関する研修教育の中核機関である道府県農業大学校等の研修教育施設、調査研究用施設及び地域段階における実践的個別技術の研修施設の整備を行うものとする。

ア 農業研修教育基幹施設整備事業

道府県農業大学校等において、研修教育等を実施するための施設等を整備するものとする。

(ア) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「研修教育棟、宿泊棟等施設」については、道府県農業大学校等の養成課程、研究課程、教育課程及び研修課程における講義、講習等を実施するために必要な施設で、次に掲げるものとする。

a 長期研修施設

- b 短期研修施設
 - c 長期宿泊施設
 - d 短期宿泊施設
 - e 情報・処理提供施設
 - f 農業機械演習施設
 - g 体育施設
- (イ) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「農業生産実習、食品加工実習等施設」については、実践研修に必要な施設で、次に掲げるものとする。
- a 現地実習教室
 - b 農産関連施設
 - c 園芸関連施設
 - d 畜産関連施設
 - e 農産加工関連施設
 - f 農村生活関連施設
 - g 農産物流通・品質評価関連施設
 - h 生産実習ほ場整備
- (ウ) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「新技術・環境保全型農業研修施設」については、新技術の習得や環境保全型農業の実践研修を行うために必要な施設で、次に掲げるものとする。
- a 生物工学関連施設
 - b 特殊温室
 - c 革新的農業機械等演習施設
 - d 環境保全型農業実習ほ場整備
 - e 環境測定実習施設
 - f 環境保全型農業技術実習施設
- (エ) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「公開講座、体験交流等施設」については、一般住民等を対象とした公開講座、農業体験交流等を行うために必要な施設で、次に掲げるものとする。
- a 公開講座施設
 - b 農業体験施設
- (オ) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「離職者職業訓練用研修施設・機械」については、離職者等を対象とした農業に関する能力開発・技術習得等職業訓練を行うために必要な施設で、次に掲げるものとする。
- a 職業訓練講習施設
 - b 職業訓練実習ほ場整備
 - c 職業訓練実習機械施設
- (カ) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「調査研究・実験用施設・機材」については、新技術等の組立・実証を行うために必要な施設及び機材で、次に掲げるものとする。
- a 調査研究施設
 - b 実験施設
 - c 調査研究機材
- イ 現地濃密指導施設整備事業
- 地域段階において、農業者又は新たに就農することが確実と見込まれる者を対象とした研修教育を実施するための施設等を整備するものとする。

(ア) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「農業者を対象とした研修教育施設」については、次に掲げるものとする。

- a 短期研修施設
- b 個別経営等診断研修施設
- c 土壌、作物分析・診断研修施設

(イ) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「新たに就農しようとすることが確実と見込まれる者を対象とした研修教育施設」については、次に掲げるものとする。

- a 長期研修施設
- b 宿泊施設
- c 簡易ほ場整備
- d 研修用農業機械施設

第4 農業・農村男女共同参画の推進

1 要綱別表のⅡのメニューの欄の「女性の社会参画の促進」は、農山漁村の女性の社会的地位の向上及び地域の方針決定の場への女性の参画を促進するため、地域における女性の参画目標の設定、目標実現のための地域の農協、農業委員等の男性幹部を対象とした研修等啓発活動の実施、男女共同参画アドバイザーの認定、社会参画に関する会議及び検討会等の取組を行うものであり、実施に当たっては以下の点を考慮するものとする。

- (1) 地域における女性の参画目標の設定に当たっては、都道府県が管内の市町村等における具体的な女性の参画目標の策定に向けた取組を推進するほか、本支援を実施する事業主体において、それぞれ女性の参画目標の設定を行うものとする。
- (2) 研修等啓発活動の実施に当たっては、男性幹部を対象とした研修等の啓発活動のほか、男女共同参画の推進に必要なその他啓発活動を含むものとする。
- (3) 男女共同参画アドバイザーの認定に当たっては、地域での効果的な男女共同参画の推進のため、男女共同参画に関する優良な活動を行っている者を都道府県等がアドバイザーとして認定し、その活動を普及させることとする。なお、アドバイザーの名称や認定基準については都道府県等が定めるものとする。

2 要綱別表のⅡのメニューの欄の「女性の経営参画の促進」は、農山漁村における女性の経済的地位の向上及び農業経営に関するあらゆる活動への参画を促進するため、農業経営、技術、起業等に資する研修の実施、経営法律相談会及びネットワーク化促進のための交流会、経営参画に関する会議及び検討会等の取組を行うものであり、実施に当たっては以下の点を考慮するものとする。

- (1) 農業経営、技術、起業等に資する研修に当たっては、女性の経営参画に必要な資質向上のため、農業技術、農業経営、起業等の必要な分野に関する知識の付与及び実習を行うものとする。
- (2) 経営法律相談会に当たっては、女性農業者が抱える法律や税務、経営上の問題等について、専門家によるコンサルテーションを行うものとする。
- (3) ネットワーク化促進のための交流会に当たっては、農山漁村女性の活動の高度化や活発化を図るため、女性農業者間及び女性農業者と消費者や異業種の女性、都市住民等との交流会等を開催し、女性のネットワーク化を進めるものとする。

3 要綱別表のⅡのメニューの欄の「女性が活動しやすい環境づくりの推進」は、

農山漁村における女性の経営参画及び社会参画を促進し、あらゆる世代の女性にとって住みやすく活動しやすい環境づくりを進めるため、母性保護・子育て等の研修、男女共同参画に関する調査・分析の実施、男女共同参画窓口の強化、環境づくりを進めるための会議及び検討会等の取組を行うものであり、実施に当たっては以下の点を考慮するものとする。

- (1) 母性保護・子育て等の研修に当たっては、出産・育児期の女性農業者の母性保護や家事・育児に関する講座等、男性も対象とした仕事と子育ての両立に資する内容の研修を行うものとする。
- (2) 男女共同参画に関する調査・分析に当たっては、地域における男女共同参画に関する課題や進捗状況を把握するため、必要な実態調査及び分析を行うものとする。
- (3) 男女共同参画窓口の強化に当たっては、地域での効率的な男女共同参画に関する情報提供や施策の推進を図るため、ホームページ等での情報提供や男女共同参画担当窓口一元化など窓口強化のための検討等を行うものとする。

第5 高齢農業者能力活用の推進

- 1 要綱別表のⅡのメニューの欄の「高齢者対策のための検討会議、普及啓発、研修」は、高齢者による活動を促進し、担い手等に対する支援・育成活動への取組を強化するため、シルバー人材センターとも連携した高齢者対策の企画検討会議の開催、パンフレット作成等の普及啓発の実施、高齢者及び関係者に対する研修の実施等の取組を行うものであり、実施に当たっては以下の点を考慮するものとする。
 - (1) 企画検討会議を開催するにあたり、高齢者能力の活用促進を図る観点から、積極的にシルバー人材センター等との連携を行うものとする。
 - (2) 普及啓発を行うにあたり、優良事例発表、シンポジウム及びパネルディスカッション等のイベント的なものを開催する場合には、「農山漁村の高齢者に関する取組の推進について」（平成7年7月3日付け7農蚕第4303号農林水産事務次官依命通知）に定める「農山漁村いきいき高齢者月間」中に集中的に行われるよう配慮するものとする。
 - (3) 研修については、高齢者を対象として、高齢者グループの組織づくり方法や高齢者活動を行うために必要な知識の習得、また、行政機関などの関係者を対象として、高齢者活動を活性化させるための方法の習得等を行うものとする。
- 2 要綱別表のⅡのメニューの欄の「高齢者能力活用のための調査、交流会等」は、高齢者の経験・技能を担い手等への支援・育成に活用するため、高齢者技能データベース作成、新規就農者等との交流会の実施等の取組を行うものであり、実施に当たっては以下の点を考慮するものとする。
 - (1) 調査については、担い手層を対象として、高齢者の役割や高齢者活動に対しての要望事項などのニーズ把握や、個々の高齢者がどのような知識・営農技術を有しているかを、普及組織が有する情報も活用した情報の集積等を行うものとする。
 - (2) 交流会については、地域の慣習やその対処方針等についての意見交換を通じ、地域にとけ込むためのノウハウ等を習得するため、新規就農者、高齢農業者及び関係機関担当者等により開催するものとする。
- 3 要綱別表のⅡのメニューの欄の「高齢者が自ら行う活動に対する支援」は、高齢者グループが活動することを通じて、担い手等への支援・育成、地域活性化に

貢献することを促進するため、高齢者グループが行う担い手農家への労働補完活動、地場農産物を利用した農産加工・直売活動、子供や消費者等との交流活動、市民農園等における園芸指導活動等への支援の実施等の取組を行うものであり、実施に当たっては以下の点を考慮するものとする。

(1) 高齢者グループとは、3人以上のおおむね60歳以上の高齢農業者によって構成され、継続的に活動に取り組む意志のあるグループとする。

(2) 高齢者グループが行う活動については、次に掲げる事項を行うものとする。

ア 担い手農家への労働補完活動

農繁期における担い手農家への短期雇用、共同管理の農道・水路等の管理等

イ 地場農産物を利用した農産加工・直売活動

地域の地場農産物を利用して、農産加工やその販売、朝市等の直売等

ウ 子供や消費者等との交流会活動

地域の伝統文化・芸能の伝承、食育の推進、世代間交流、ワークショップ手法を用いた交流等

エ 市民農園等における園芸指導活動等

地域や都市住民を対象に高齢者が講師となって行う農作業体験教室等の開催等

オ その他、地域の実情を踏まえた、担い手等への支援・育成、地域活性化に貢献できる活動等

(3) 高齢者グループが行う活動を支援するに当たっては、必要に応じて、検討会議の開催、先進地調査の実施、研修会の開催、普及啓発等を行うものとする。

(4) 高齢者グループ活動を行うにあたり、必要があれば併せて次に掲げる事項を行うものとする。

ア 簡易な圃場整備

イ 簡易な農産物加工等施設・機器整備

ウ 簡易な環境改善施設整備

エ 営農拠点施設等のバリアフリー化

オ 集団営農用機械等のリース・レンタルによる整備

IV 食品流通の合理化及び輸出の促進を目的とする取組

卸売市場施設整備等の推進

1 取組の概要

(1) 地域産品輸出促進の取組

アジア諸国を中心に、国産の高品質な産品の生産者団体等が行う、国内外における輸出促進活動に対し支援。

(2) 中央卸売市場施設整備の取組

卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第5条に定める中央卸売市場整備計画に即して計画的に実施する施設の改良、造成又は取得に対し支援。

(3) 卸売市場再編促進施設整備の取組

地域の特性を活かした中央卸売市場の再編に係る、共同集出荷施設の整備、中央卸売市場から転換した地方卸売市場において実施される施設の整備、廃止卸売市場における施設の撤去に対し支援。

(4) 卸売市場活性化等事業の取組

ア P F I 推進の取組

P F I 法の適用を受けて行う卸売市場の施設の整備に対し支援。

イ 卸売市場活性化推進の取組

事業協同組合等が行う卸売市場の機能の強化等に資する施設の整備に対し支援。

(5) 地方市場施設整備の取組

地方卸売市場が地域拠点市場として取り組む他の卸売市場との統合又は連携に必要な施設の整備に対し支援。

2 取組の実施基準等

(1) 推進事業

ア 事業実施主体

(ア) 要綱別表の政策目的の欄のⅢの事業実施主体の欄の1の(3)の事業協同組合は、次のとおりとする。

a 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された組合。

b 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された組合。

c 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定に基づき設立された組合。（農事組合法人を含む。）

d 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）の規定に基づき設立された組合。

e 森林組合法（昭和53年法律第36号）の規定に基づき設立された組合。

(イ) 要綱別表の政策目的の欄のⅢの事業実施主体の欄の1の(5)の特認団体は、次のとおりとする。

a 地方公共団体が主たる出資者となっている法人又は地方公共団体が主たる出資者となっている法人に準ずるもののうち地方農政局長等が特に適当と認める法人。

b 要綱別表の政策目的の欄のⅢの事業実施主体の欄の(1)から(4)及びaに掲げる者以外の者であって、食品製造業者、地域農林水産物の生産者、食品等卸売業者、食品等小売業者等が主たる構成員となっている団体又はこれに準ずる団体のうち、当該団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長等が特に適当と認めるもの。

イ 事業内容

(ア) 展示・商談会

効果的な場所や時期を選択し、海外バイヤーを対象に開催することとする。ただし、一般消費者を対象とした物産展は対象外とする。

(イ) テスト輸出

海外の小売店等において、一定期間販売促進活動を行うこととする。

(ウ) 販売促進イベント

産品の特性に応じた販売促進イベントを海外で行うこととし、他のメニューと組み合わせた効果的な実施を図ることとする。

(エ) バイヤーの日本招へい

海外バイヤーを日本へ招へいし、輸出促進対象産品に関する生産・加工現場（工場）の視察と併せて説明会を開催することにより、売れる産品を発掘することとする。

(オ) 商品開発・パッケージの工夫

通常取引を目標とした商品開発・パッケージの工夫を行うこととする。

(カ) 地域提案

強い農業づくりに向け、地域が自ら設定する目標の達成に必要な事業内容と認められるもの。

ウ 交付対象経費

(ア) アドバイザー設置費、活動計画検討経費、会場設営費、試供品等経費、広告・宣伝費、輸送費(販売商品に係る経費は交付の対象外とする。)、旅費、現地人件費、国内人件費、商品開発経費、パッケージ試作経費、その他事業遂行上真に必要とされるもの。

(イ) 事業遂行に当たり、現地調査を行う場合、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

(ウ) 公租公課（関税を含む。）は交付の対象外とする。

エ 事業の委託

事業遂行に当たり、特殊な知識等を必要とする場合、その事業を遂行する能力を有する第3者に事業の一部を委託することができるものとする。

(2) 整備事業

ア 実施方法及び施設に関する共通基準

(ア) P F I 事業の活用

中央卸売市場整備計画に基づき開設者が施設の改良、造成又は取得を行おうとする場合又は地方公共団体が事業実施主体となる地方卸売市場の施設の整備を行おうとする場合であって、以下の要件のすべてに該当するときは、原則としてP F I 事業の活用を図るものとする。

- a 当該施設の改良等に要する工事費が10億円以上であること。
- b 当該施設の改良等が既存の建造物に併設するものでないこと。

(イ) 品質管理高度化施設の整備

水産物又は食肉を扱う卸売市場で、売場施設、貯蔵・保管施設、食肉関連施設又は加工処理高度化施設を新設する場合には、施設等について、以下の要件を満たすものとする。市場関係事業者による単独整備を併せて実施する場合も、同様とする。

- a 閉鎖型の構造となっており、かつ、専用の搬入・搬出口及び取扱品目に応じた空調・換気機能を備えており、室温による品質劣化が懸念される品目がある場合には、当該品目に応じた温度管理を行う低温区画が設けられていること。
- b 加工処理高度化施設においては、加工内容に応じた温度管理機能及び清浄度別の区画が設けられていること。
- c 利用規程において、次に掲げる事項が施設の内容に応じて規定されていること。

(a) 施設の取扱品目

(b) 主要な物品ごとの荷受け、陳列、保管、加工、運搬、清掃等の主要な作業手順及び内容に関する事項(運搬の作業手順及び内容には、当該施設内において利用できる運搬車輛に関する事項を含む。)

(c) 施設の設定温度と温度管理に関する事項

(d) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項

(e) その他必要な事項

- d 各施設は、上記に定める事項のほか、食品衛生法(昭和22年法律第233号)及びと畜場法(昭和28年法律第114号)の規定を満たしていること。

イ 事業実施に関する共通事項

(ア) 中央卸売市場の再編との整合

中央卸売市場整備計画の別添1に掲げられた再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場(以下「再編推進市場」という。)のうち取り組む再編措置の内容が検討中とされているものについては、同計画に取り組む再編措置の内容が明記されるまでの間、交付の対象外とする。

なお、再編推進市場のうち特定の取扱品目の部類のみが卸売市場整備

基本方針第2の1の(2)の再編基準に該当するものについては、中央卸売市場整備計画に取り組む再編措置の内容が明記されるまでの間、当該取扱品目の部類に係る施設の改良、造成又は取得を交付の対象外とする。

また、中央卸売市場の管理運営に係る施設の改良、造成又は取得については、中央卸売市場整備計画に取り組む再編措置の内容が明記されるまでの間、再編基準に該当する取扱品目の部類と該当しない取扱品目の部類のそれぞれの取扱金額をもって交付の対象となる経費を按分することとする。

ただし、天災等により施設が被災した場合であって、円滑な市場取引を確保する上で、速やかな施設の改良が必要と認められるときは、この限りではない。

(イ) 施設の整備規模

a 施設の整備規模については、卸売市場整備基本方針の別記2の卸売市場施設規模算定基準（以下「算定基準」という。）等に基づき必要規模の算定を行い、原則として必要規模の範囲内で設定することとする。

ただし、必要規模の算定根拠を踏まえ、整備規模が必要規模を超える合理的な理由があり、当該理由が明確にされている場合はこの限りではない。

b 整備規模、必要規模及びその算定根拠並びに整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由については、成果目標の妥当性について都道府県知事が地方農政局長等と協議を行う際、備考欄に付記することとする。

(ウ) 1の(2)から(5)までの取組に要する経費に係る交付対象施設及び交付率は次のとおりとする。

a 中央卸売市場施設整備の取組

交付対象施設	交 付 率	
	中央卸売市場整備計画に基づいて行う中央卸売市場の施設の改良、造成又は取得に要する経費のうち以下に係るもの (1)新たに設置する卸売市場の施設の改良、造成又は取得に要する経費 (2)既に設置している卸売市場の施設の増改築であって、次に掲げるすべての条件に該当するもの(以下「大規模増改築」という。)に要する経費 ア 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設及び構内舗装(以下「売場施設等」という。)を主体とした増改築であること。	中央卸売市場整備計画に基づいて行う中央卸売市場の施設の改良、造成又は取得に要する経費のうち既に設置している卸売市場の施設の増改築であって大規模増改築以外に要するもの

	イ 当該増改築に係る売場施設等の工事が、当該増改築を着手した日の属する年度の前年度末における売場施設等の建築延べ面積（売場施設等が2階部分以上にわたるものであるときは、当該2階部分以上についての延べ床面積を加えるものとする。）の2分の1以上又は20,000平方メートル以上に相当するものとなるものであること。 ウ 当該増改築を着手した日の属する年度以降、事業実施計画に即した事業内容につき継続的に実施されるものであること。		
	以下の卸売市場に係るもの (1) 統合を目的として整備を行う卸売市場 (2) 新たな取扱品目の追加とともに整備を行う卸売市場 (3) 目標年度における取扱数量が(ケ)に定める取扱数量以上となる卸売市場 (4) 食肉を主たる取扱品目とする卸売市場	左記以外の卸売市場に係るもの	
売場施設（大規模に温度管理機能を付与する改良、造成又は取得）	4/10以内	4/10以内	4/10以内
（上記以外の改良、造成又は取得）	4/10以内	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）	4/10以内	1/3以内	1/3以内
駐車施設	1/3以内	1/3以内	－
構内舗装	1/3以内	1/3以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るもの）	4/10以内	1/3以内	1/3以内
衛生施設（高度化・強化を図るもの）	4/10以内	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設（高度化・強化を図るもの）	4/10以内	1/3以内	1/3以内
（上記以外のもの）	1/3以内	1/3以内	1/3以内
情報処理施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	1/3以内	－
防災施設	1/3以内	1/3以内	－
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付加施設	1/3以内	1/3以内	－
附帯施設	1/3以内	1/3以内	－
上記施設の施設内容に準ずる施設	1/3以内	1/3以内	－

b 卸売市場再編促進施設整備の取組

(a) 地方卸売市場への転換に係る取組

交付対象施設	交 付 率	
	中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場において実施される施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの (1) 新たに設置する卸売市場の施設の整備に要する経費 (2) 既に設置している卸売市場の施設の増改築であって、大規模増改築に要する経費	中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場において実施される施設の整備に要する経費のうち既に設置している卸売市場の施設の増改築であって大規模増改築以外に要する経費に係るもの
売場施設（大規模に温度管理機能を付与する整備）	4/10以内	4/10以内
（上記以外の整備）	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内
駐車施設	1/3以内	－
構内舗装	1/3以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内
衛生施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設	1/3以内	1/3以内
情報処理施設	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	－
防災施設	1/3以内	－
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付加施設	1/3以内	－
附帯施設	1/3以内	－
上記施設の施設内容に準ずる施設	1/3以内	－

（b）他の卸売市場との連携に係る取組

交付対象施設	交 付 率
共同集出荷施設	中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の取扱数量の増加に資する共同集出荷施設の整備に要する経費 1/3以内

（c）廃止に係る取組

交付対象経費	交 付 率
--------	-------

施設の撤去費から廃材等の売却益を減じた 実質撤去費（施設撤去後の用地造成等に要 する経費は交付の対象外）	1/3以内
--	-------

c 卸売市場活性化等事業の取組
（a）P F I 推進の取組

交付対象施設	交 付 率				
	中央卸売市場			地方卸売市場	
	中央卸売市場整備計画に基づいて行う中央卸売市場の施設の改良、造成又は取得に要する経費のうち以下に係るもの （１）新たに設置する卸売市場の施設の改良、造成又は取得に要する経費 （２）既に設置している卸売市場の施設の増改築であって、大規模増改築に要する経費	中央卸売市場整備計画に基づいて行う中央卸売市場の施設の改良、造成又は取得に要する経費のうち既に設置している卸売市場の施設の増改築であって大規模増改築以外に要する経費に係るもの		都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方公共団体が開設する地方卸売市場の施設の整備に要する経費	
				他の地方卸売市場と統合を行う地方卸売市場	他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地方卸売市場
	以下の卸売市場に係るもの （１）統合を目的として整備を行う卸売市場 （２）新たな取扱品目の追加とともに整備を行う卸売市場 （３）目標年度における取扱数量が（ケ）に定める数量以上となる卸売市場 （４）食肉を主たる取扱品目とする卸売市場	左記以外の卸売市場に係るもの			
売場施設（大規模に温度管理機能を付与する改良、造成若しくは取得又は整備）	4/10以内	4/10以内	4/10以内	1/3以内	1/3以内

(上記以外の改良、造成若しくは取得又は整備)	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設(高度化・強化を図るもの)	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
駐車施設	1/3以内	1/3以内	－	1/3以内	－
構内舗装	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
搬送施設(高度化・強化を図るもの)	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
衛生施設(高度化・強化を図るもの)	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設(高度化・強化を図るもの)	4/10以内	1/3以内	1/3以内	－	－
(上記以外のもの)	1/3以内	1/3以内	1/3以内	－	－
情報処理施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	1/3以内	－	－	－
防災施設	1/3以内	1/3以内	－	－	－
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付加施設	1/3以内	1/3以内	－	－	－
附帯施設	1/3以内	1/3以内	－	1/3以内	－
上記施設の施設内容に準ずる施設	1/3以内	1/3以内	－	－	－

(b) 卸売市場活性化推進の取組

交付対象施設	交 付 率		
	事業協同組合等が実施する卸売市場の施設の整備に要する経費		
	区分	中央卸売市場	地方卸売市場
売場施設(大規模に温度管理機能を付与する整備) (上記以外の整備)	市場機能強化の取組	4/10以内	4/10以内
貯蔵・保管施設(高度化・強化を図るもの)		1/3以内	1/3以内
構内舗装		1/3以内	1/3以内
搬送施設(高度化・強化を図るもの)		1/3以内	1/3以内
衛生施設(高度化・強化を図るもの)		1/3以内	1/3以内
食肉関連施設		1/3以内	－
情報処理施設		1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設		1/3以内	1/3以内
売場施設(大規模に温度管理機能を付与する整備) (上記以外の整備)	統合・大型	4/10以内	4/10以内
貯蔵・保管施設(高度化・強化を図るもの)		4/10以内	1/3以内
		4/10以内	1/3以内

構内舗装	化 の 取 組	1/3以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るもの）		4/10以内	1/3以内
衛生施設（高度化・強化を図るもの）		4/10以内	1/3以内
食肉関連施設（高度化・強化を図るもの） （上記以外のもの）		4/10以内	－
情報処理施設		1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設		1/3以内	1/3以内
注）大型化の取組以外は上屋の整備は交付の対象外			

d 地方市場施設整備の取組

交付対象施設	交 付 率	
	都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場の施設の整備に要する経費	
	他の地方卸売市場と統合を行う地方卸売市場	他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地方卸売市場
売場施設	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内
駐車施設※	1/3以内	－
構内舗装	1/3以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内
衛生施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内
情報処理施設	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内
附帯施設※	1/3以内	－
※地方卸売市場の新設の場合に限る。		

（エ） 交付対象施設の施設内容は次のとおりとする。

交付対象施設	施 設 内 容
売場施設	卸売場施設、仲卸売場施設及び買荷保管・積込所施設
貯蔵・保管施設	倉庫施設及び冷蔵庫施設
うち高度化・強化	（多温度管理、自動化機能等高度化を図るもの）

化を図るもの	低温倉庫施設、多温度管理型の冷蔵庫施設、高度な鮮度保持機能等を有する冷蔵庫施設、コンピューターによる入出庫管理機能等を有する倉庫施設又は冷蔵庫施設及び他の施設（売場施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は特認施設）と複合的な構造となっている倉庫施設又は冷蔵庫施設
駐車施設	駐車場
構内舗装 ※	駐車施設等（駐車施設のほか、売場施設、貯蔵・保管施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は特認施設）と一体的に行う舗装（門、柵、塀以外の基盤整備を含む。）
搬送施設	輸送、搬送のために必要な施設
うち高度化・強化を図るもの	（場内物流効率化システム） 自動荷さばき施設、自動搬送施設その他の搬送機能の高度化に資する施設
衛生施設	じんあい、汚水等の廃棄物の処理等に必要な施設
うち高度化・強化を図るもの	（環境保全・衛生管理強化施設） リサイクル処理施設、微生物処理施設その他の環境保全・衛生管理についての機能強化に資する施設
食肉関連施設	（カ）に定める施設であつてと畜場法第4条第1項の規定により都道府県知事が設置を許可し、又は許可する見込みのある施設に係るもの
うち高度化・強化を図るもの	（食肉等衛生管理強化施設） （カ）のg並びにiのうち、洗浄又は消毒に必要な設備及び給湯設備並びに同aからiのうち、と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第一に掲げる

	部分等の焼却に必要な設備、と畜場法施行規則別表第一に掲げる部分による枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防止するための設備並びに可食内臓等の区分管理のための収納設備
情報処理施設	L A N幹線、サーバ、クライアント、アダプタ等情報ネットワーク通信基盤システム並びに同システムに接続されるせり機械設備及び入荷量等表示設備
うち交付の対象 外のもの	ネットワーク通信システムに接続されないせり機械設備及び入荷量等表示設備
市場管理センター	管理事務、業者事務について、次のアからウに掲げるいずれかの機能強化に資する施設 ア 場内L A N、危機管理システムの整備等インテリジェント化に対応していること イ 料理教室、見学者コーナー等一般市民に開放するための展示・見学施設、研修施設等利用高度化に対応していること ウ 省エネルギーシステム、食品品質管理システム、省力システム、労働環境の改善等高機能化されていること
うち交付の対象 外のもの	保健医療関係以外の福利厚生施設
防災施設	防火、消火等災害を防止するための火災報知器、感知器、消火栓、スプリンクラー、消防署への直接連絡システム、避雷針等防災機能に資するための施設
加工処理高度化施設	小分け処理施設、包装処理施設等加工処理を高度に行うことによって小売支援機能が付与される施設
総合食品センター 機能付加施設	その存在により市場機能の充実・便益の提供等が図られ、卸売市場としての付加価値の向上、総合食品センター機能の強化に資することとなる関連事業施設
附帯施設	他の施設（売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市

	場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は特認施設）と一体整備する電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備（電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備に係る工作物を独立して整備する場合を含む。）
上記施設の施設内容に準ずる施設	交付対象施設の欄の上記の施設に掲げる施設内容に準ずる施設であって、市場機能の向上を図る上で特に必要であると都道府県知事が認める施設
共同集出荷施設	卸売市場の用地外に整備される共同で集出荷を行うための施設

（注）※へこみ等の補修は交付の対象外とする。

（オ）上限建築単価

下表に掲げる施設にあっては、上限建築単価を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、下表は建物部分に限るものとし、売場施設、貯蔵・保管施設及び加工処理高度化施設に係る防熱工事並びに機械設備、駐場施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設（食肉中央卸売市場に限る。）、防災施設、附帯施設については、個々に積算することができるものとする。

施設区分	構 造	上限建築単価		
		一般地域	多雪地域	沖縄地域
売場施設		円/㎡	円/㎡	円/㎡
貯蔵・保管施設(倉庫施設)	鉄骨構造(平屋)	100,000	110,000	110,000
駐車施設	鉄骨構造(重層)	117,000	128,000	128,000
市場管理センター	鉄筋コンクリート構造(平屋)	111,000	111,000	122,000
加工処理高度化施設	鉄筋コンクリート構造(屋上駐車場)	122,000	122,000	134,000
総合食品センター機能付加施設	鉄筋コンクリート構造(重層)	179,000	179,000	197,000
上記施設の施設内容に準ずる施設				
共同集出荷施設				
貯蔵・保管施設(冷	鉄骨構造	141,000	154,000	154,000

蔵庫施設)	鉄筋コンクリート構造	167,000	167,000	184,000
-------	------------	---------	---------	---------

(注) 多雪地域とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第3項の規定により特定行政庁が定める垂直最深積雪量が1 m以上の地域、沖縄地域とは沖縄県、一般地域とは多雪地域及び沖縄地域以外の地域をいう。

(カ) 食肉関連施設

食肉関連施設として定めるものは、既に設置されている食肉中央卸売市場に併設すると畜場に係るものであって次に掲げるものとする。

- a 係留所
- b 生体検査所及び検査用機械器具
- c 処理室及び処理設備
- d 検査室及び検査用機械器具
- e 消毒所、隔離所
- f 汚物処理設備
- g 冷蔵室及び冷却冷蔵設備
- h 作業員室
- i と場に係る電気通信等附帯設備

(キ) 施設に係る工作物

衛生施設、防災施設及び附帯施設に含まれる工作物（以下「衛生施設等」という。）については、売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設（立体駐車場及び地下駐車場）、市場管理センター、加工処理高度化施設及び総合食品センター機能付加施設と一体的に整備する場合には、それぞれ当該施設に含めて取り扱うものとし、当該衛生施設等の充当対象施設は、充当対象施設ごとの建築延べ面積（2階以上に渡るものであるときは、2階以上の部分についての延べ床面積を加えるものをいう。）を比較して、最大の施設とする。

(ク) 大規模増改築

- a 大規模増改築に係る搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設又は特認施設については、売場施設等の工事と工程上一体として、或いは、機能上併行して行わなければならない施設とする。
- b 大規模増改築に係る交付率の適用は、原則として当該大規模増改築に着手した年度以降市場法第11条第1項による変更認可を受ける年度までとする。

(ケ) (ウ) の a 及び (ウ) の c の (a) の表の交付率の欄の (ケ) に定める数量

卸売市場整備基本方針の第2の1の(1)に定める目標年度における取扱品目の部類ごとの取扱数量の2倍の数量とする。

- (コ) 大規模に温度管理機能を付与する改良、造成若しくは取得又は整備
((ウ) の表の交付対象施設の欄の大規模に温度管理機能を付与する改良、造成若しくは取得又は整備をいう。)

取扱品目の部類及び売場施設の内容ごとに、床面積（2階部分以上に渡るものであるときは延べ床面積）の2割以上の規模について温度管理機能が付与された施設の改良、造成若しくは取得又は整備、又は既に設置されている施設に新たに床面積の2割以上の規模について温度管理機能を付与するための改良又は整備とする。

(サ) 施設の取得

- a 施設の取得は、卸売市場の整備を図る上から効率的で必要かつやむを得ない場合とする。
- b 取得の対象となる施設は、取得後においても相当期間使用可能な施設とする。

(シ) 実施設計費の配分方法等

実施設計の交付対象施設ごとの配分方法等については、次のとおりとする。

- a 実施設計費については、交付対象施設ごとの工事費の比率により配分するものとする。
- b 工事施工に係る設計監理、監督料については、aと同様の取扱いとするものとする。
- c 設計委託以外の各種調査委託費については、原則としてaに準じた取扱いとするものとする。
- d 帰属する施設区分が明らかなものについては、該当する施設区分に含めるものとする。

ウ 個別事項

(ア) 中央卸売市場施設整備の取組

a 事業実施主体

市場法第8条第1号若しくは第2号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体（以下「中央卸売市場の開設者」という。）

b 事業の要件

中央卸売市場整備計画に基づいて行う施設の改良、造成又は取得であること。

(イ) 卸売市場再編促進施設整備の取組

a 地方卸売市場への転換に係る取組

(a) 事業実施主体

中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場の開設者であり、次に掲げる者

i 地方公共団体

- ii 地方公共団体が主たる出資者となっている法人
- iii 当該地方卸売市場の関係事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合若しくは協同組合連合会

(b) 事業の要件

- i 地方卸売市場へ転換した年度を含む5年以内に行われる施設の整備であること。
- ii 地方卸売市場への転換に伴い他の卸売市場と統合する場合にあつては、地方卸売市場への転換前に中央卸売市場が取り扱っていた取扱品目の部類に係る施設の整備であること。

b 他の卸売市場との連携に係る取組

(a) 事業実施主体

中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の卸売業者を含む卸売市場の卸売業者又は仲卸業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会

(b) 事業の要件

- i 中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の取扱数量の増加に資する共同集出荷施設の整備であること。
- ii 事業協同組合又は協同組合連合会の構成員による集荷又は販売の共同化に係る契約が締結され、取扱数量の増加の見込み等を盛り込んだ事業計画を有していること。
- iii 共同集出荷施設の整備が中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の開設区域内で行われること。

c 廃止に係る取組

(a) 事業実施主体

中央卸売市場整備計画において廃止するとされた中央卸売市場の開設者

(b) 事業の要件

- i 廃止する中央卸売市場が、廃止する中央卸売市場の開設者が他に開場する中央卸売市場（廃止する中央卸売市場と同一の取扱品目の部類をもつ中央卸売市場に限る。）と統合することにより、廃止する中央卸売市場の施設を撤去するものであること。
- ii 廃止する中央卸売市場の市場関係事業者を受け入れるための、受け皿となる中央卸売市場における施設の改良、造成又は取得に交付金の交付が行われるものでないこと。
- iii 施設を撤去した後の当該用地を引き続き行政財産として公共の

用に供する計画があること。

(ウ) 卸売市場活性化等事業の取組

a PFI推進の取組

(a) 事業実施主体

PFI法第6条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者

(b) 事業の要件

i 中央卸売市場整備計画に即して施設整備を実施する中央卸売市場又は都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方公共団体が開設する地方卸売市場において、PFI法第5条に基づく実施方針を定め、事業を実施するものであること。

ii PFI法第10条第1項に基づく事業計画又は協定等を踏まえ、当該事業の適正かつ確実な実施の確保が見込まれること。

iii 当該事業の実施に係る資金の確保が確実と見込まれること。

iv 他の地方卸売市場と統合を行う地方卸売市場にあっては、都道府県卸売市場整備計画に即し、取扱数量の増加に資する施設を整備するものであること。

v 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地方卸売市場にあっては、次に掲げる要件に合致するものであること。

(i) 地域拠点市場の取扱数量の増加に資する売場施設又は貯蔵・保管施設のいずれかを整備するものであること。

(ii) 集荷又は販売の共同化に係る契約が締結され又は締結されることが確実と見込まれ、地域拠点市場の取扱数量の増加の見込み等を盛り込んだ事業計画を有するものであること。

(iii) 集荷又は販売の共同化を図る他の卸売市場が、取扱数量の増加を見込む地域拠点市場の取扱品目の部類と同じ部類を有していること

(iv) 次に掲げるいずれかの要件に合致するものであること。

① 整備を行う売場施設又は貯蔵・保管施設が算定基準に照らし狭隘の度合いが著しいと認められること。

② 整備を行う売場施設又は貯蔵・保管施設が消費者の鮮度保持志向に対応するものと認められること。

(c) 指導及び助言

地方公共団体は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

なお、地方公共団体とは、中央卸売市場にあっては開設者、地方卸売市場にあっては都道府県とする。

(d) 施設の管理運営

地方公共団体は、この事業により整備された施設について、PFI法に基づく基本方針等を踏まえ、事業の目的に照らして、適正かつ効率的な管理運営の確保を図るものとする。

b 卸売市場活性化推進の取組

(a) 事業実施主体

- i 中央卸売市場又は地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会
- ii iに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（iに掲げる法人を除く。）
- iii 特認団体（i又はiiに掲げる者以外の者であって、共同利用施設の導入等により卸売市場の機能の高度化・活性化が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。）

(b) 事業の要件

- i 施設の整備が、卸売市場整備基本方針等に照らして妥当なものであり、かつ、適切な規模及び機能を有するものであること。
- ii 当該施設の設置後の管理運営が適正かつ効率的に行われると見込まれること。
- iii 当該施設の設置に係る資金の確保が確実と認められること。
- iv 次に掲げるいずれかの取組を行う中央卸売市場又は地方卸売市場であること。

(i) 市場機能強化の取組

市場機能強化を目的として中央卸売市場又は一定規模以上の地方卸売市場（以下「特定地方卸売市場」という。）において施設の整備を行うものであること。

なお、一定規模とは、卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条に定める規模の3倍（食肉は2倍）とする（以下同じ。）。

(ii) 統合の取組

統合を目的として新設等を行う中央卸売市場又は新設を行う特定地方卸売市場において施設の整備を行うものであること。

(iii) 大型化の取組

特定地方卸売市場であって、大型化を目的として3市場以上を統合する市場又は新たな品目を追加して総合市場として整備を行う市場において施設の整備を行うものであること。

v 次に掲げる施設の整備であること。

- (i) コンピューター制御による温度管理機能等を持つ施設（例えば、商品形態の多様化、産地における予冷化又は消費者等の鮮度保持志向に対応する低温流通システム確立等に資する施設

(温度管理付き小規模低温卸売場、温度管理機能装備仲卸売場、水温管理付き活魚保管槽、定温・低温管理付き倉庫、高品質維持冷蔵庫))

(ii) コンピューター制御による自動搬入・搬出、自動前処理・包装等の施設(例えば、作業環境の改善、労働力の確保又は配送コスト等の削減に対応する物流の共同化、一元化又は省力化に資する施設(自動ピッキング倉庫、多機能装備せり機械設備、自動搬送機、自動荷捌機、自動計量選別機、加工機械、自動包装機))

(iii) 仕入れ・販売管理、需給情報サービス等システムの確立のための施設(例えば、需給情報の的確な把握・活用又は市場業務の効率化若しくは迅速化に資する施設(多機能装備入荷数量等表示設備、情報処理施設))

(iv) (i) から (iii) までに準ずる施設であって、卸売市場の既存の施設外に市場施設の一環として設置される施設(例えば、卸売市場の既存施設外に市場施設の一環として設置される保管・配送、流通加工等の業務の円滑な運営に資する施設(多温度管理型冷蔵庫、保冷倉庫庫、立体自動保管庫、自動倉庫、加工機械、自動包装機、自動ラベル貼付機、低温買荷保管施設、自動搬送機、自動荷捌機、低温積込施設、共同低温配送施設))

vi ivの(iii)にあっては、次に掲げる要件を満たす上屋及び構内舗装を整備できるものとする。

(i) 既存の上屋に複数のvの施設を導入することが真に困難であること。

(ii) vの施設を収容し、機能させるために必要最小限のものであること。

(iii) vの施設の価額・価値とバランスが取れたものであること。

vii 原則として耐用年数がおおむね5年以上の施設の整備であること。

viii 工事の請負は、原則として競争入札に付して行うものであること。

ix 交付対象経費は、原則として当該卸売市場の開設者(地方公共団体以外の開設者にあっては都道府県又は市町村)において使用されている単価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。

(c) 指導及び助言

地方公共団体は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

ただし、地方公共団体とは、中央卸売市場にあっては開設者、地

方卸売市場にあっては都道府県とする。

(d) 施設の管理運営

- i この事業により整備された施設の管理運営は、事業実施主体が行うものとする。
- ii 事業実施主体は、この事業により設置した施設の管理運営規程を定め、事業の目的に照らして適正かつ効率的に当該施設の管理運営を行うものとする。
- iii 事業実施主体は、iiの管理運営規程を定め、又は変更しようとするときは、中央卸売市場に係るものにあつては当該市場の開設者、地方卸売市場に係るものにあつては都道府県知事の承認を受けるものとする。

(エ) 地方市場施設整備の取組

a 他の地方卸売市場との統合に係る取組

(a) 事業実施主体

市場法第55条の開設許可を受けた又は受けることが確実と認められる地方卸売市場の開設者であつて、次に掲げる者

- i 地方公共団体
- ii 地方公共団体が主たる出資者となっている法人（以下「第3セクター」という。）
- iii 地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であつて、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会

(b) 事業の要件

- i 都道府県卸売市場整備計画に他の地方卸売市場と統合を行う地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場であつて、同市場が同計画に即して施設の整備を行うものであること。
- ii 地域拠点市場の取扱数量の増加に資する施設を整備するものであること。

(c) 都道府県の指導及び監督

都道府県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し必要な指導及び監督を行うものとする。

b 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動に係る取組

(a) 事業実施主体

市場法第55条の開設許可を受けた又は受けることが確実と認められる地方卸売市場の開設者であつて、次に掲げる者

- i 地方公共団体
- ii 第3セクター

(b) 事業の要件

- i 都道府県卸売市場整備計画に他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場であり、同市場が同計画に即して施設の整備を行うものであること。
 - ii 地域拠点市場の取扱数量の増加に資する売場施設又は貯蔵・保管施設のいずれかを整備するものであること。
 - iii 集荷又は販売の共同化に係る契約が締結され又は締結されることが確実と見込まれ、地域拠点市場の取扱数量の増加の見込み等を盛り込んだ事業計画を有するものであること。
 - iv 集荷又は販売の共同化を図る他の卸売市場が、取扱数量の増加を見込む地域拠点市場の取扱品目の部類と同じ部類を有していること。
 - v 次に掲げるいずれかの要件に合致するものであること。
 - (i) 整備を行う売場施設又は貯蔵・保管施設が算定基準に照らし狭隘の度合いが著しいと認められること。
 - (ii) 整備を行う売場施設又は貯蔵・保管施設が消費者の鮮度保持志向に対応するものと認められること。
- (c) 都道府県の指導及び監督
- 都道府県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し必要な指導及び監督を行うものとする。

別紙様式 1 号

都道府県事業実施計画

1. 推進事業（全取組共通）

事業費（要望額）		円（うち交付金		円）	都道府県名	〇〇県
	うち地域提案メニュー分	円（うち交付金		円）	事業実施年度	平成〇〇年度
現状と課題（※計画地区等における現状を踏まえて、課題を数値等も交えて具体的に記述すること。）						
産地競争力の強化						
経営力の強化						
食品流通の合理化及び輸出の促進						
課題を解決するため対応方針（※上記の課題に対応させて記述すること。）						
産地競争力の強化						
経営力の強化						
食品流通の合理化及び輸出の促進						
都道府県における目標関係						備考
政策目標	取組名	成果目標の具体的な内容	目標数値		事後評価の検証方法（現状値及び目標値の算出方法） （※客観的な手法（方法）により検証ができることを原則とする。）	
			現状（平成〇年度）	目標（平成〇年度）		
(例)産地競争力強化の場合) 生産性向上	野菜	当県において〇〇野菜栽培の生産コストの削減	10,000円/10a (平成16年度)	9,000円/10a (平成17年度)	全受益農家に作業時間と資材費の記帳を義務づけ、 ①全受益農家の平均値により労働時間の変化を算出する。 ②生産コストに占める人件費が5割であるため、労働時間の削減が20%減なら、10%の生産コスト削減 ③生産コストに占める生産資材費が3割であるため、生産資材費の削減が10%減なら、3%の生産コスト削減	
(経営力強化の場合)		認定農業者の育成（配分に関連する指標）	10,000経営 (平成17年3月末)	20,000経営 (増加率)	認定農業者等担い手育成の推進、〇〇、〇〇を実施することにより、認定農業者の育成・確保を図る。	
担い手の育成・確保	認定農業者等担い手育成対策の推進	当県において認定農業者の育成・確保を行う。	10,000経営 (平成17年3月末)	20,000経営 (平成18年3月末)		
(食品流通の合理化及び輸出の促進の場合)						
〇地域提案メニューの内容						

- (注) 1 「都道府県における目標関係」の欄については、必要に応じて欄を追加して記入するものとする。
- 2 「取組名」の欄については、実施要綱別表のメニューの欄のうち該当する取組名を記入すること。
- 3 「政策目標」の欄については、「成果目標の具体的な内容」の欄で設定した内容について、実施要綱別表の政策目標の欄のうち該当するものを記入すること。
- 4 「成果目標の具体的な内容」の欄については、都道府県があらかじめ設定する成果目標の内容を記入すること。
- 5 「目標数値」の欄については、「政策目標」及び「成果目標の具体的な内容」に対応した具体的な成果目標及びその目標数値を記入すること。
- 6 「地域提案メニューの内容」の欄については、取組内容に地域提案がある場合に、その地域提案の内容を記入するとともにその内容が地域提案として認めることが適当とする理由を記入すること。また、当該取組に係る事業実施計画書を添付すること。
- 7 産地競争力の強化にあつては、「都道府県における目標関係」の欄に、別添1の取組の分類に掲げる9つの目標のうち、別添2で具体的な取組のある目標の7割（端数は四捨五入すること。）以上の目標について、当該都道府県内の取組を代表する取組、或いは、当該都道府県内の取組を総括するような内容について、当該都道府県の目標として記入すること。
- 8 経営力の強化にあつては、「成果目標の具体的な内容」の欄に、以下の政策目標毎に掲げる内容を当該都道府県の目標として記入することとし、これに係る目標数値及び事後評価の検証方法（別紙様式2号の1の注書きを参照）について記述するものとする。
- (1) 「担い手の育成・確保」にあつては、「認定農業者の育成」とする。
- (2) 「担い手への農地利用集積の促進」にあつては、「担い手への農地の利用集積率」とする。
- (3) 「新規就農者の育成・確保」にあつては、「農業・農村体験活動参加延人数」及び「新規就農青年確保数」とする。
- (4) 「農山漁村における農村男女共同参画社会の確立」にあつては、「女性の認定農業者の育成」とする。
- (5) 「高齢農業者の能力の活用の推進」にあつては、「担い手への支援・育成に取り組む高齢者活動グループ数」又は「高齢者活動グループ数若しくはグループの構成員数」とする。

2. 整備事業

(産地競争力の強化を目的とする取組 及び 食品流通の合理化及び輸出の促進を目的とする取組用)

(〇〇県 平成〇年度)

市町村 名	事業実施 主体名	取組名 (対象 作物・ 畜種等 名)	政策目標	成果目標の具体的な 内容	目標数値			目標数値決定の考え 方	事後評価の検証方法 (現状値及び目標値 の算出方法)	事業内容	事業費 (円)	負担区分 (円)				完了 年月 日	備考
					現状値 (平成〇年)	目標値 (平成〇年)	増減 (増減 率等)					交付金	都道府 県費	市町村 費	その他		
〇〇市	〇〇農協	野菜 (〇〇)	生産性向 上	【野菜(低コスト)】 事業実施地区におい て〇〇野菜栽培の生 産コストの削減	10,000 円/10a (平成16年 度)	9,000 円/10a (平成19年 度)	10%削減	※必要に応じて、別 葉にて提出して構わ ない。	※必要に応じて、別 葉にて提出して構わ ない。	集出荷貯蔵 施設 (……)							

- (注) 1 表題の「産地競争力強化を目的とする取組」と「食品流通の合理化及び輸出の促進を目的とする取組」のどちらかのうち、該当する取組に丸印をつけること。
2 「取組名(対象作物・畜種等名)」の欄については、実施要綱別表のメニューの欄のうち該当する取組名を記入すること。なお、(対象作物・畜種等名)について、土地利用型作物で種子生産を対象に事業を実施する場合は、作物名の後に種子と記入すること。また、複数作物を併記できることとする。その他、作物の限定のない取組にあっては記入不要とする。
3 「政策目標」の欄については、該当する政策目標を記入すること。
4 「成果目標の具体的な内容」の欄については、実施要領別表1で定める成果目標の内容を記入すること。
5 「目標数値」の欄については、「政策目標」及び「成果目標の具体的な内容」に対応した具体的な成果目標及びその目標数値を記入すること。なお、現状値については、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合(激甚災害の発生等)は、さらに前年のデータ又は過去数力年の平均を現状値とすることができる。
6 「目標数値決定の考え方」の欄にあっては、目標数値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。なお、必要に応じて、別葉にて提出して構わない。
7 「事後評価の検証方法」の欄にあっては、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法(方法)により検証ができるものを記入すること。なお、必要に応じて、別葉にて提出して構わない。
8 「事業内容」の欄については、実施要綱別表に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量等を含めて記入すること。
9 「完了年月日」の欄において、当該年度で完了しない複数年度の事業である場合、総事業費と負担区分の欄には、当該年度のもの分かるように記入すること。
10 食品流通の合理化及び輸出の促進を目的とする取組にあっては、「取組名(対象作物・畜種等名)」の欄の対象作物・畜種等名は記入不要とする。
11 食品流通の合理化及び輸出の促進を目的とする取組にあっては、「備考」の欄に、実施要領別記のIVの2の(2)のイの(イ)の「施設の整備規模」に定める整備規模、必要規模及びその算定根拠、整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由を記入すること。なお、必要に応じて、別葉にて提出して構わない。
12 地域提案の場合にあっては、「備考」の欄に「地域提案」と記入するとともに、施設の利用計画、収支計画、費用対効果分析等を含む事業実施計画書を添付すること。
13 当該一覧表については、都道府県において各取組を一覧表に取りまとめて提出することとする。ただし、必要に応じて各取組の個表を添付することでこれに代えることができるものとする。

(参考) (別添様式) 目標数値の決定根拠及び事後評価の検証方法

成果目標の具体的な内容	目標数値決定の考え方 ※現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。	事後評価の検証方法 (現状値及び目標値の算出方法) ※客観的な手法(方法)により検証ができることを原則とする。	備考
(例) 【野菜(低コスト)】 事業実施地区において○ ○野菜栽培の生産コストの削減	(例) 現状は、生産コスト10,000円/10aのうち、生産資材費が3,000円/10a、人件費が5,000円/10a、(……等)を占めている。 今回の事業等において、 ・集出荷貯蔵施設の整備(交付金事業活用) ・栽培管理ビークルの整備(自己資金活用) ・栽培技術講習会の開催(自己資金活用) (全受益農家対象、○ヶ所×○回) を以下のような成果を目的として実施する。 ①集出荷貯蔵施設の整備を機に、栽培技術講習会を開催し、その利用を前提とした効率的な○○栽培技術を全受益農家へ導入する。その結果、○○作業に係る労働時間が現行○○時間から○時間削減され、○○円/10aの生産コストを削減。 ②また、栽培管理ビークルを導入することにより、現行○○回の○○資材の投入回数を○回削減するとともに、○○作業に係る労働時間が現行○○時間から○時間削減され、合わせて○○円/10aの生産コストを削減。 以上の①、②の結果、合計○○円/10aの生産コスト削減となり、現行○○円/10aの生産コストから○○%の生産コスト削減が期待される。 このうち、当該年度における交付金事業活用の集出荷貯蔵施設の生産コスト削減への寄与度は①の効果分と見なす。	(例) 全受益農家に作業時間と資材費の記帳を義務づけ、 ①全受益農家の平均値により労働時間の変化を算出する。 ②生産コストに占める人件費が5割であるため、労働時間の削減が20%減なら、10%の生産コスト削減 ③生産コストに占める生産資材費が3割であるため、生産資材費の削減が10%減なら、3%の生産コスト削減	

(2) 地区選択目標

項 目	現 在 (○年度) A	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	目 標 (○年度) B	増加率等
(単位：)							
(単位：)							

《経営構造対策のうち担い手育成緊急地域の場合》

(1) 構造改革重点項目

ア 認定農業者等の育成

(単位：戸,法人,組織,%)

項 目	現 在 (○年度) A	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	目 標 (○年度) B	増加数 B-A
認定農業者の数					
農業生産法人の設立数					
特定農業団体の設立数					

イ 担い手への農地の利用集積

(単位：ha,%)

項 目	現 在 (○年度) A	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	目 標 (○年度) B	増加面積 B-A	増加率 B-A	地 区 内 農地面積
利用集積面積							
利用集積率							
うち連担地面積							
連担化率							

(2) 地区選択目標

項 目	現 在 (○年度) A	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	目 標 (○年度) B	増加率等
(単位：)					
(単位：)					

《アグリチャレンジャー支援の場合》

(1) 所得の向上

(単位：人)

項 目	現 在 (○年度) A	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	目 標 (○年度) B	増加数 B-A	市町村基本構想 の目標所得水準 ()
目標所得水準到達者数						万円

(2) 農畜産物等の売上額の増加

(単位：千円, %)

項 目	現 在 (○年度) A	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	目 標 (○年度) B	増加額 B-A	増加率 B/A
農畜産物等の売上額						

(3) 雇用の拡大

(単位：人)

項 目	現 在 (○年度) A	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	目 標 (○年度) B	増加人数 B-A
常時雇用者数(年間実績) C					
臨時雇用者数(年間延人数)					
実人数換算 D					
合計 C+D					

《水田農業経営構造確立緊急対策の場合》
担い手への農地の利用集積

(単位：ha, %)

項 目	現 在 (○年度) A	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	目 標 (○年度) B	増加面積 B-A	増加率 B-A	地 区 内 農地面積
利用集積面積							
利用集積率							
うち連担地面積							
連担化率							

《農業研修教育・農業総合支援センター施設整備の場合》

(1) 農業研修教育施設卒業生の新規就農率の向上

(単位：人, %)

項 目	現 在 (○年度) A	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	目 標 (○年度) B	増加率 B-A
卒業者数(a)					
就農者数(b)					
就 農 率(b/a)					

(2) 調査研究施設等の利用による重点課題における普及指導課題の解決

項 目	現 在 (○年度) A	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	目 標 (○年度) B	増加率 B-A
普及指導課題数(a)					
課題解決数(b)					
課題解決割合(b/a)					

(3) 新規就農者等の育成

(単位：人,%)

項 目	現 在 (○年度) A	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	目 標 (○年度) B	増加人数 B-A
農業者のうち研修受講者数					
うち認定農業者・認定就農者数					
新規就農者数					
うち認定就農者数					

3 成果目標の設定根拠及び事後評価の検証方法

成果目標項目	目標数値設定の考え方	事後評価の検証方法

4 施設等整備計画

事業内容	事業実施主体	事業費 (千円)	負担区分(千円)				融資(千円)		整備 予定 年度
			交付金	都道府県費	市町村費	その他	公庫資金	近代化等	
計	—								—

※記入にあたっては、（参考）の記入要領を参照のこと。

(別紙様式 1 号別添)

別添 1 都道府県内における推進事業取組総括表

(〇〇県 平成〇年度)

政策目的	取組の分類（又は政策目標）	具体的な取組内容 ※各事業実施主体の取組の中で、主な取組を例示的に記入	事業実施主体数	事業費（円）	負担区分（円）				備考
					交付金	都道府県費	市町村費	その他	
産地競争力の強化	① 需要に応じた生産量の確保（農産物）	〇〇実証ほの設置をし、新栽培技術の導入を図る。							
	② 需要に応じた生産量の確保（畜産物）								
	③ 生産性の向上（農産物）								
	④ 生産性の向上（畜産物）								
	⑤ 品質の向上								
	⑥ 農畜産業の環境保全								
	⑦ 農作業の機械化・安全の確立								
	⑧ 優良種苗の確保								
	⑨ 輸入急増農産物関係産地対策								
経営力の強化	① 担い手の育成・確保								
	② 担い手への農地利用集積の促進								
	③ 新規就農者の育成・確保								
	④ 農山漁村における農村男女共同参画社会の確立								
	⑤ 高齢農業者の能力の活用の推進								
食品流通の合理化及び輸出の促進	輸出促進のための環境整備								
合 計	—								

(注) 1 「事業実施主体数」、「事業費」及び「負担区分」の欄については、「取組の分類（又は政策目標）」毎に集計すること。
2 産地競争力の強化にあつては、「具体的な取組内容」の欄の記入を省略できるものとする。ただし、この場合にあつても「事業実施主体数」の欄には、「取組の分類（又は政策目標）」の欄の①から⑨までの目標毎に事業実施主体数を集計するものとする。

(別紙様式1号別添)

別添2 都道府県内における推進事業取組一覧表

(○○県 平成○年度)

政策目的	政策目標	取組名	成果目標	事業内容 (協議会の開催、調査等の実施等)	その他参考となる事項(対象作物・畜種名等を必要に応じて記載)	事業費 (円)	負担区分(円)				事業実施 主体名	市町村名
							交付金	都道府県費	市町村費	その他		
(例) 産地競争力の強化	生産性の向上	土地利用型	作業受委託契約を○戸で締結	○○協議会の開催 ○○実証ほの設置 ……	水稻							
……	生産性の向上	……										
……	品質の向上	野菜	新栽培技術の導入農家○戸	○○実証ほの設置 ……	○○野菜							
……	品質の向上	……										
経営力の強化	担い手の育成・確保	担い手総合支援		経営診断、専任マネージャーの設置、○○研修会の開催							担い手育成総合支援協議会	○○県 ○○市
合計	—	—	—	—	—							

- (注) 1 「事業内容」の欄については、実施要綱別表に掲げる事業の内容を記入すること。
2 経営力の強化にあつては、「成果目標」の欄の記入を省略できるものとする。
3 「その他参考となる事項」の欄については、事業を継続して実施している場合は、「平成○年度より継続」と記入すること。
4 産地競争力の強化にあつては、「その他参考となる事項」の欄に対象作物・畜種名を記入すること。
5 地域提案の場合にあつては、「その他参考となる事項」の欄に「地域提案」と記入すること。

平成〇〇年度 経営構造対策年度別実施計画書

都道府県名：_____

1 年度別進行管理表

(単位：千円，%)

事業開始年度	地区数	計画時における国費額	経営構造対策事業による国庫補助金					強い農業づくり交付金による国庫交付金							計
			H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
平成12年度			[]	[]	[]	[]	[]								
平成13年度				[]	[]	[]	[]	[]							
平成14年度					[]	[]	[]	[]	[]						
平成15年度						[]	[]	[]	[]	[]					
平成16年度							[]	[]	[]	[]	[]				
平成17年度								[]	[]	[]					
平成18年度									[]	[]	[]				
平成19年度										[]	[]	[]			
平成20年度											[]	[]	[]		
平成21年度												[]	[]	[]	
合 計															

(注1) 事業開始年度欄の平成12年度から平成16年度は、農業経営総合対策事業の実施について別記1の経営構造対策事業の認定を受けている地区について記入する。

(注2) [] 内は、進捗率を記載する。

(注3) 当初計画から変更があった場合は、変更前を（H〇年度 ）で記載し、過去の変更経緯も併せて記載すること。

2 変更関係

地区名 (事業開始年度)	整備（予定）施設等	事業実施主体	事業量		事業費		交付金		変更の内容	変更の理由
			変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後		

- (注1) 計画時における事業量、事業費及び国費（国庫補助金又は国庫交付金）を【 】で記入する。
- (注2) 当初計画から変更があった場合は、変更前を（H○年度 ）で記載し、過去の変更経緯も併せて記載すること。
- (注3) 変更の理由の欄は、箇条書きで簡潔に記入すること。

(参考)

別紙様式 1 号の 2 (経営力の強化を目的とする取組用) 記入要領

I 経営構造対策の場合

＜表題項目＞

- ・ 市町村名の欄、地区名の欄には上段にフリガナを付ける。
- ・ 政策目標の欄は、要綱別表の政策目標の欄に掲げる項目を記入する。
- ・ 整備事業の取組内容の欄は、「経営構造対策」と記入する。なお、経営構造対策のうち担い手育成緊急地域の場合は、「経営構造対策（担い手育成緊急地域）」と記入する。

1 地域農業の現状と課題及び課題を解決するための対応方針

- (1) 現状として、主要作物の動向、新規作物の動向、生産基盤の状況、生産組織の現状等を記入し、課題として、担い手育成の課題、土地利用上の課題、基盤整備・施設整備の課題等、地域農業全体が抱える課題を記入する。

また、対応方針として、課題を踏まえた地域農業の構造改革に向けた具体的な取組方針を記入する。(2で設定する成果目標との関連に留意すること。)

- (2) 経営構造対策のうち担い手育成緊急地域の場合は、(1)に加えて、現状として以下のア、イ、ウのいずれかの内容を追記し、課題として、担い手の育成及び確保を緊急かつ積極的に支援する理由を追記する。

ア 要領別記のⅢの第1の2の(1)のイの(イ)のaの(a)の地域

「経営の零細な農家が多くを占める地域」と記入し、当該地域の農家1戸当たりの平均農地面積及び対象地域内における農地面積が0.5ha(北海道においては、2ha)未満の農家の割合を記入する。

イ 要領別記のⅢの第1の2の(1)のイの(イ)のaの(b)の地域

「経営の零細な農家が多くを占める地域(準ずる地域)」と記入し、当該地域に該当すると判断した根拠について裏付けとなるデータ等を用いて記入する。

ウ 要領別記のⅢの第1の2の(1)のイの(イ)のbの地域

「兼業化の進展により集落営農の組織化が必要な地域」と記入し、当該地域内における販売農家に対する副業的農家及び主業農家の割合を記入する。

2 成果目標及び達成プログラム

- (1) 構造改革重点目標

ア 認定農業者の育成

認定農業者の年次別育成計画を記入する。

なお、経営構造対策のうち担い手育成緊急地域の場合は、認定農業者等の育成として、認定農業者の年次別育成計画、農業生産法人又は特定農業団体の年次別設立計画を記入する。

イ 担い手への農地の利用集積

担い手への農地の年次別利用集積計画について記入する。

利用集積率の分母は地区内農地面積(承認予定年度の前年度末の農地面積)とし、地区内の水田面積及び利用集積が望ましいと認められる畑地面積に限定して差し支えないこととする。

利用集積率の計算は、(該当年度に担い手へ利用集積される農地面積/地区内農地面積)×100とし、連担化率の計算は、(該当年度に担い手へ利用集積される農地面積のうち個々の担い手ごとに連担化される農地面積の合計/該当年度に担い手へ利用集積される農地面積)×100とする。

(2) 地区選択目標

地区が選択した目標及びこれに係る年次別計画を記入する。

3 成果目標の設定根拠及び事後評価の検証方法

(1) 成果目標項目

設定した成果目標項目を記入する。

(2) 目標数値設定の考え方

成果目標数値の設定根拠及び整備予定施設等と成果目標の達成との関連性について記入する。

(3) 事後評価の検証方法

成果目標の達成状況について、客観的に検証できる手法（方法）を記入する。

4 施設等整備計画

整備予定施設等について、事業実施主体、整備内容の異なる個々の施設等ごとに記入する。

事業内容の欄は、要領別記のⅢの第1の2の(1)のクの(ア)の表1の施設等名の欄の区分により、区画整理、高生産性農業用機械施設等の具体的な事業内容を記入し、特認施設整備、地域提案整備の場合にあっても、これに準じて具体的な施設等名を記入する。

要綱別表のメニューの欄のイの経営構造施設等整備附帯事業を実施する場合は、事業内容の欄に「附帯事業」と記入する。

事業内容の欄には、整備予定施設等の規模、処理量、対象作物等を併せて記入する。

Ⅱ アグリチャレンジャー支援の場合

＜表題項目＞

- ・ 市町村名の欄には、上段にフリガナを付ける。
- ・ 地区名の欄には、「ー」を記入する。
- ・ 計画主体の欄には、事業実施主体名を記入するものとし、アグリビジネスに取り組む経営体（以下「対象経営体」という。）が事業実施主体以外の場合にあっては、「事業実施主体名（対象経営体名）」と記入する。
- ・ 政策目標の欄は、要綱別表の政策目標の欄に掲げる項目を記入する。
- ・ 整備事業の取組内容の欄は、「アグリチャレンジャー支援」と記入する。

対象経営体が要領別記のⅢの第1の2の(2)のオの(イ)に定める「女性を中心とした組織」の場合には、「アグリチャレンジャー支援（女性起業）」と記入する。

1 地域農業の現状と課題及び課題を解決するための対応方針

対象経営体の農業経営の現状・課題及び課題を踏まえた今後の農業経営の具体的な展開方向並びに取組のモデル性等を記入する。（2で設定する成果目標との関連に留意すること。）

2 成果目標及び達成プログラム

(1) 所得の向上

対象経営体の構成員のうち、基盤強化促進法に基づく市町村基本構想における「当該市町村において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準」に到達する農家数の年次別増加計画を記入する。

市町村基本構想の目標所得水準の欄の()内には、所得水準の設定単位（「主たる従事者の農業所得」、「経営体1戸当たり農家所得」等）を記入する。

(2) 農畜産物等の売上額の増加

アグリチャレンジャーの農畜産物等の売上額の年次別計画を記入する。

(3) 雇用の拡大

アグリチャレンジャーの年間雇用者数の年次別計画を記入する。

臨時雇用者数の実人数換算は、次式により計算する。

$$\text{実人数換算} = \text{臨時雇用者数} / (700 / 3)$$

3 成果目標の設定根拠及び事後評価の検証方法

(1) 成果目標項目

設定した成果目標項目を記入する。

(2) 目標数値設定の考え方

目標数値の設定根拠及び整備予定施設等と成果目標の達成との関連性について記入する。

(3) 事後評価の検証方法

成果目標の達成状況について、客観的に検証できる手法（方法）を記入する。

4 施設等整備計画

整備予定施設等について、整備内容の異なる個々の施設等ごとに記入する。

事業内容の欄は、要領別記のⅢの第1の2の(1)のクの(ア)の表1の施設等名の欄の区分により、区画整理、高生産性農業用機械施設等の具体的な事業内容を記入し、特認施設整備、地域提案整備の場合にあっても、これに準じて具体的な施設等名を記入する。

要綱別表のメニューの欄のイのアグリビジネス支援施設等整備附帯事業を実施する場合は、事業内容の欄に「附帯事業」と記入する。

事業内容の欄には、整備予定施設等の規模、処理量、対象作物等を併せて記入する。

Ⅲ 水田農業経営構造確立緊急対策の場合

<表題項目>

- ・ 市町村名の欄、地区名の欄には上段にフリガナを付ける。
- ・ 政策目標の欄は、要綱別表の政策目標の欄に掲げる項目を記入する。
- ・ 整備事業の取組内容の欄は、「水田農業経営構造確立緊急対策」と記入する。

1 地域農業の現状と課題及び課題を解決するための対応方針

現状として、主要作物の動向、新規作物の動向、生産基盤の状況、生産組織の現状等を記入し、課題として、担い手育成の課題、土地利用上の課題、基盤整備・施設整備の課題等、地域農業全体が抱える課題について記入する。

また、対応方針として、課題を踏まえ地区として選択する目標及び地区農業の改善方策を具体的に記入する。(2で設定する成果目標との関連に留意すること。)

2 成果目標及び達成プログラム

- ・ 担い手への農地の利用集積

担い手への農地の年次別利用集積計画について記入する。

利用集積率の分母は地区内農地面積（承認予定年度の前年度末の農地面積）とし、地区内の水田面積に限定して差し支えないこととする。

利用集積率の計算は、(該当年度に担い手へ利用集積される農地面積／地区内農地面積) × 100とし、連担化率の計算は、(該当年度に担い手へ連担化される農地面積のうち個々の担い手ごとに連担化される農地面積の合計／該当年度に担い手へ利用集積される農地面積) × 100とする。

増加面積及び増加率については、同一区域内で同一年度を実施する担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、または、経営体育成基盤整備事業により集積対象

者へ利用集積された農地面積及び増加した集積増加率を除いて記載する。

3 成果目標の設定根拠及び事後評価の検証方法

- (1) 成果目標項目
設定した成果目標項目を記入する。
- (2) 目標数値設定の考え方
目標数値の設定根拠及び整備予定施設等と成果目標の達成との関連性について記入する。
- (3) 事後評価の検証方法
成果目標の達成状況について、客観的に検証できる手法（方法）を記入する。

4 施設等整備計画

整備予定施設等について、事業実施主体、整備内容の異なる個々の施設等ごとに記入する。

事業内容の欄は、要領別記のⅢの第1の2の(1)のクの(ア)の表1の施設等名の欄の区分により、区画整理、高生産性農業用機械施設等の具体的な事業内容を記入し、地域提案整備の場合であっても、これに準じて具体的な施設等名を記入する。

要綱別表のメニューの欄のイの水田農業構造改革施設等整備附帯事業を実施する場合は、整備予定施設等の欄に「附帯事業」と記入する。

事業内容の欄には、整備予定施設等の規模、処理量、対象作物等を併せて記入する。

Ⅳ 農業研修教育・農業総合支援センター施設整備の場合

<表題項目>

- ・ 市町村名の欄、地区名の欄、計画主体の欄には「一」を記入する。
- ・ 政策目標の欄は、要綱別表の政策目標の欄に掲げる項目を記入する。
- ・ 整備事業の取組内容の欄は、「農業研修教育・農業総合支援センター施設整備」と記入する。

1 地域農業の現状と課題及び課題を解決するための対応方針

当該道府県における新規就農対策の現状と課題、当該道府県農業大学校等の概要及び施設整備の概要等について記入する。

対応方針として、上記を踏まえ、これを改善するために選択する目標及び改善方を具体的に記入する。(2で設定する成果目標との関連に留意すること。)

2 成果目標及び達成プログラム

- (1) 農業研修教育施設卒業生の新規就農率の向上
要領別記のⅢの第3の2の(3)のアのうち(カ)及びイ以外を実施する場合に記入する。
就農者数は、継続的に農業研修を行う卒業生も含めるものとする。
- (2) 組立・実証を行った技術を用いた解決の向上
要領別記のⅢの第3の2の(3)のアの(カ)を実施する場合に記入する。
- (3) 新規就農者等の育成
要領別記のⅢの第3の2の(3)のイの(ア)を実施する場合は、「農業者のうち研修受講者数」に記入する。
要領別記のⅢの第3の2の(3)のイの(イ)を実施する場合は、「新規就農者数」に記入する。
「新規就農者」とは、認定就農者又は当該施設等における研修を得て将来就農することが確実であると見込まれる者とする。

3 成果目標の設定根拠及び事後評価の検証方法

(1) 成果目標項目

設定した成果目標項目を記入する。

(2) 目標数値設定の考え方

目標数値の設定根拠及び整備予定施設等と成果目標の達成との関連性について記入する。

(3) 事後評価の検証方法

成果目標の達成状況について、客観的に検証できる手法（方法）を記入する。

4 施設等整備計画

整備予定施設等について、事業実施主体、整備内容の異なる個々の施設等ごとに記入する。

なお、事業内容の欄は、要綱別表のメニューの欄の区分により、農業研修教育機関施設整備事業又は現地濃密指導施設整備事業の別及び長期研修施設、長期宿泊施設等の具体的な事業内容を記入する。

事業内容の欄には、整備予定施設等の規模等を併せて記入する。

都道府県事業実施状況報告書

1. 推進事業（全取組共通）

事業費（要望額）		円（うち交付金		円）		都道府県名	〇〇県	
うち地域提案メニュー分		円（うち交付金		円）		事業実施年度	平成〇〇年度	
現状と課題（※計画地区等における現状を踏まえて、課題を数値等も交えて具体的に記述すること。）								
産地競争力の強化								
経営力の強化								
食品流通の合理化及び輸出の促進								
課題を解決するため対応方針（※上記の課題に対応させて記述すること。）								
産地競争力の強化								
経営力の強化								
食品流通の合理化及び輸出の促進								
都道府県における目標関係								備考
政策目標	取組名	成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況				成果目標の具体的な実績	
			計画時(平成〇年度)	実施後(平成〇年度)	目標（平成〇年度)	達成率		
(例)(産地競争力強化の場合)生産性向上	野菜	当県において〇〇野菜栽培の生産コストの削減	10,000円/10a (平成16年度)	9,0000円/10a (平成17年度)	9,000円/10a (平成17年度)	100%	当県において〇〇野菜栽培の生産コスト(107-ℓ当たり費用合計)が10%削減された。	
(経営力強化の場合)		認定農業者の育成（配分に関連する指標）	10,000経営 (平成17年3月末)		20,000経営 (増加率)			
担い手の育成・確保	認定農業者等担い手育成対策の推進	当県において認定農業者の育成・確保を行う。	10,000経営 (平成17年3月末)		20,000経営 (平成18年3月末)			
(食品流通の合理化及び輸出の促進の場合)								
○地域提案メニューの実績と成果								

- (注) 1 別紙様式1号に準じて作成すること。
- 2 経営力の強化にあつては、「成果目標の具体的な実績」の欄に、以下の政策目標毎に掲げる計算方法により算出した実績を記述すること。
- (1) 「担い手の育成・確保」にあつては、当該年度における認定農業者（成果目標）に対する当該年度の認定農業者の育成実績により達成率を算出すること。（達成率＝増加数／目標数×100）
- (2) 「担い手への農地利用集積の促進」にあつては、直近年の集積対象者（集積対象者とは、認定農業者及び基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に既に達している農業者（認定農業者である者を除く）並びに市町村が今後育成しようとする農業者をいう。）への利用集積率と、当該年度における利用集積率の目標数値を記述することにより、事後評価の検証を行うものとする。
- 事後評価に当たっては、利用集積率の達成率を算出するものとする。

利用集積率の達成率 =
$$\frac{\text{当該年度における利用集積率の実績} - \text{直近年の利用集積率}}{\text{当該年度における利用集積率の目標値} - \text{直近年の利用集積率}} \times 100$$

利用集積率＝都道府県内の全耕地面積に占める集積対象者への利用集積面積
耕地面積（耕地面積統計の数値を使用）
利用集積面積（集積対象者の自己所有地、借入地、農作業受託地の面積の合計）
農作業受託地の面積（作物別の基幹作業毎の受託面積の合計面積を当該作物の基幹作業数で除した面積（例：稲作においては、耕起・代かき、田植え、収穫の作業受託面積の合計面積を3で除して算出する。））

- (3) 「新規就農者の育成・確保」にあつては、当該年度における農業・農村体験活動参加者の目標数値に対する実績及び当該年度における新規就農青年（39歳以下）確保目標数値に対する実績により達成率を算出すること。（達成率＝実績／目標数×100）
- (4) 「農山漁村における農村男女共同参画社会の確立」にあつては、当該年度における女性の認定農業者（女性による単独申請及び夫婦による共同申請を含む。）の育成目標数値に対する当該年度の女性の認定農業者の増加数による達成率を算出すること。（達成率＝増加数／目標数×100）
- (5) 「高齢農業者の能力の活用の推進」にあつては、原則として、直近年の高齢者活動グループ数のうち、担い手への支援・育成に取り組んだグループ数の割合について、当該年度の目標数値に対する当該年度の実績による達成率を算出すること。なお、事業内容により、この数値での検証が困難な場合には、高齢者活動グループ数もしくはグループの構成員数による検証も可能とする。（達成率＝増加数／目標数×100）

2. 整備事業
(産地競争力の強化を目的とする取組 及び 食品流通の合理化及び輸出の促進を目的とする取組用)

(○○県 平成○年度)

市町村 名	事業実施 主体名	取組名 (対象 作物・ 畜種等 名)	政策目標	成果目標の具体的な 内容	事業実施後の状況						成果目標の具 体的な実績	事業内容	事業費 (円)	負担区分 (円)				完了年 月日	備考
					計画時 (平成16年)	1年後 (平成17年)	2年後 (平成18年)	3年後 (平成19年)	目標値 (平成19年)	達成率				交付金	都道府 県費	市町村 費	その他		
(例) ○○市	○○農協	野菜 (○○)	生産性向 上	【野菜(低コスト)】 事業実施地区におい て○○野菜栽培の生 産コストの削減	10,000 円/10a (平成16年 度)	9,800 円/10a (平成17年 度)			9,000 円/10a (平成19年 度)	20%	○○野菜栽培 の生産コスト が2%削減さ れた	集出荷貯蔵施設 (……)							

- (注) 1 別紙様式1号の2に準じて作成すること。
- 2 別添として、各事業実施主体等が作成した事業実施状況報告書を添付すること。

(経営力の強化を目的とする取組用)

都道府県名		報告年度	
-------	--	------	--

事業 実施 年度	市町村名	地区名	整備事業の取組内容	成果目標	目標値		当該年 度の目 標 (A)	Aに対 する達 成率	点検結果及び講じようとする措置
					計画時	目標年			

(注) 1 整備事業の取組内容の順に記入する。複数年の取組にあっては、事業開始年度の早い順に記入する。
2 事業実施年度欄は、複数年の取組にあっては、事業開始年度を記入する。
3 地区名欄は、整備事業の取組内容がアグリチャレンジャー支援の場合にあっては、アグリビジネスに取り組む対象経営体名を記入する。
4 点検結果及び講じようとする措置欄は、点検結果に関する都道府県の所見及び要綱第7の2に基づき講じようとする措置の内容を記入する。
(添付資料) 各事業実施主体等が作成した事業実施状況報告書(別添3及び別添4)を添付するものとする。
なお、整備事業の取組内容が経営構造対策以外の場合には、別添4の添付を要しないものとする。

(別紙様式2号別添)

別添1 都道府県内における推進事業取組実施状況総括表

(○○県 平成○年度)

政策目的	取組の分類（又は政策目標）	具体的な成果の内容 ※各事業実施主体の取組の実績として、主な成果を例示的に記入	事業実施主体数	事業費（円）	負担区分（円）				備考
					交付金	都道府県費	市町村費	その他	
産地競争力の強化	① 需要に応じた生産量の確保（農産物）	作業受委託契約を○戸（○ha）で締結							
	② 需要に応じた生産量の確保（畜産物）								
	③ 生産性の向上（農産物）								
	④ 生産性の向上（畜産物）								
	⑤ 品質の向上								
	⑥ 農畜産業の環境保全								
	⑦ 農作業の機械化・安全の確立								
	⑧ 優良種苗の確保								
	⑨ 輸入急増農産物関係産地対策								
経営力の強化	① 担い手の育成・確保								
	② 担い手への農地利用集積の促進								
	③ 新規就農者の育成・確保								
	④ 農山漁村における農村男女共同参画社会の確立								
	⑤ 高齢農業者の能力の活用の推進								
食品流通の合理化及び輸出の促進	輸出促進のための環境整備								
合 計	－								

(注) 別紙様式1号の別添1に準じて作成すること。

(別紙様式 2 号別添)

別添 2 都道府県内における推進事業取組実施状況一覧表

(○○県 平成○年度)

政策目的	政策目標	取組名	成果目標	事業実績 (協議会の開催、調査等の実施等)	成果実績	その他参考となる事項 (対象作物・畜種名等を必要に応じて記載)	事業費 (円)	負担区分 (円)				事業実施 主体名	市町村名
								交付金	都道府県費	市町村費	その他		
(例) 産地競争力の強化	生産性の向上	土地利用型	作業受委託契約を○戸で締結	○○協議会の開催 ○○実証ほの設置	作業受委託契約を○戸 (○ha) で締結	水稻							
.....	生産性の向上												
.....	品質の向上	野菜	新栽培技術の導入農家○戸	○○実証ほの設置		○○野菜							
.....	品質の向上												
経営力の強化	担い手の育成・確保	担い手総合支援		経営診断、専任マネージャーの設置、○○研修会の開催								担い手育成総合支援協議会	○○県 ○○市
合計	—	—	—	—	—	—							

(注) 別紙様式 1 号の別添 2 に準じて作成すること。

(別紙様式2号別添)

別添3 (経営力の強化を目的とする取組用)

事業実施状況報告書 (事業実施主体等用)

報告年度	都道府県名	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度	計画主体
平成 年度				平成 年度	平成 年度	
政策目標			整備事業の取組内容			

1 施設等の整備状況

整備 (予定) 施設等	事業量等	対象作物等	事業実施主体 (管理主体)	事業費 (千円)	負担区分 (千円)				実施 (予定) 年度
					交付金	都道府県費	市町村費	その他	

2 成果目標の達成状況

取組名	成果目標	目 標 値		成果目標の達成プログラム (上段：計画、中段：実績、下段：達成率)					備 考
		計画時 (H○年度)	目標年 (H○年度)	1 年 度 目	2 年 度 目	3 年 度 目	4 年 度 目	5 年 度 目	
				-----	-----	-----	-----	-----	
				-----	-----	-----	-----	-----	
				-----	-----	-----	-----	-----	
				-----	-----	-----	-----	-----	

※記入にあたっては、(参考1)の記入要領を参照のこと。

(別紙様式 2 号別添)

別添 4 (経営力の強化を目的とする取組用)

施設等の利用状況及び担い手の受益割合報告書

施設等名	事業実施主体（管理主体）

項 目	算定指標	実 績					計画目標	達成状況
		平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度		
利用計画に対する利用状況	〇〇〇〇	()	()	()	()	()		
担い手の受益割合	総受益者数(A)							
	うち担い手(B)							
	(B)/(A)	()	()	()	()	()		
地域内農畜産物の仕入・委託販売額の割合	総販売額(A)							
	うち地区内農産物(B)							
	(B)/(A)	()	()	()	()	()		
施設運営に係る収支状況	収入(A)							
	支出(B)							
	収支率(A)/(B)	()	()	()	()	()		
収入計画に対する収入実績割合	収入計画(A)							
	収入実績(B)							
	収入実績割合(B)/(A)	()	()	()	()	()		

※記入にあたっては、（参考 2）の記入要領を参照のこと。

(参考 1)

<別添 3 記入要領>

- 1 表題の記入内容は、別紙様式 1 号の 2 の（経営力の強化を目的とする取組用）の参考の記入要領に準じて記入する。
- 2 達成率は、（実績－計画時）／（年度計画－計画時）×100により求めるものとする。（小数第 2 位は切り捨て、小数第 1 位まで記入する）
なお、（実績－計画時）＝0、（年度計画－計画時）＝0 となる場合の達成率の記入方法は、以下によるものとする。

(1) 数値目標が漸増する場合

計画時	年度計画	実績	（実績－計画時）／（年度計画－計画時）×100	記入方法
0	0	0	$(0-0)/(0-0) \times 100 = 0/0 \times 100$	100%
0	0	α	$(\alpha-0)/(0-0) \times 100 = \alpha/0 \times 100$	皆
α	α	α	$(\alpha-\alpha)/(\alpha-\alpha) \times 100 = 0/0 \times 100$	100%
α	α	β	$(\beta-\alpha)/(\alpha-\alpha) \times 100 = (\beta-\alpha)/0 \times 100 \quad \alpha < \beta$	皆

（注） α 及び β は、0 以外の数値をいう。

(2) 数値目標が漸減する場合

計画時	年度計画	実績	（実績－計画時）／（年度計画－計画時）×100	記入方法
0	0	0	$(0-0)/(0-0) \times 100 = 0/0 \times 100$	100%
α	α	α	$(\alpha-\alpha)/(\alpha-\alpha) \times 100 = 0/0 \times 100$	100%
α	α	0	$(0-\alpha)/(\alpha-\alpha) \times 100 = -\alpha/0 \times 100$	皆
α	α	β	$(\beta-\alpha)/(\alpha-\alpha) \times 100 = (\beta-\alpha)/0 \times 100 \quad \alpha > \beta$	皆

（注） α 及び β は、0 以外の数値をいう。

(参考 2)

<別添 4 記入要領>

- 1 「利用計画に対する利用状況」及び「担い手の受益割合」は、当該事業により整備した施設等について記入する。
ただし、「担い手の受益割合」については、要領別記のⅢの 2 の（１）のコの（力）に定める施設に限るものとする。
- 2 「地域内農畜産物の仕入・委託販売額の割合」及び「施設運営に係る収支状況」は、処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設について記入する。
- 3 「利用計画に対する利用状況」の「算定指標」欄には、利用率を算定するための指標を記入する。
（例：当該施設の受益面積、処理量、販売額、利用者数等）
- 4 「地域内農畜産物の仕入・委託販売額の割合」は、当該施設において処理・加工、販売、食材供給される農畜産物のうち、事業計画において仕入れ又は委託販売することとされた品目にかかる金額とする。
また、「うち地区内農産物」は、農畜産物の仕入・委託販売額のうち、受益地域内で生産された農畜産物の品目にかかる金額とする。
- 5 実績欄の（ ）内は、計画目標に対する達成度合（％）を記入する。
- 6 達成状況欄は、次により記入する。

利用計画に対する利用状況	利用率が70%以上の場合は「○」を、70%未満の場合は「×」を記入
担い手の受益割合	受益割合が要領別記のⅢの 2 の（１）のコの（力）に定める割合以上の場合は「○」を、未満の場合は「×」を記入
地域内農畜産物の仕入・委託販売額の割合	地区内農畜産物の割合が50%以上の場合は「○」を、50%未満の場合は「×」を記入
施設運営に係る収支状況	収支率が80%以上の場合は「○」を、80%未満の場合は「×」を記入
収入計画に対する収入実績割合	収入実績割合が70%以上の場合は「○」を、70%未満の場合は「×」を記入

別紙様式 3 号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

県（都道府）知事
氏 名 印

平成 年度強い農業づくり交付金の成果目標の妥当性等の（変更）協議について

強い農業づくり交付金実施要綱（平成 1 7 年 4 月 1 日付け 1 6 生産第 8 2 6 0 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 2 及び 3 に基づき、関係書類を添えて（変更）協議する。

- （注） 1 関係書類として、別紙様式 1 号の都道府県事業実施計画を添付すること
2 必要に応じて都道府県内の取組一覧表を作成し、添付すること
3 地域提案又は特認団体の協議がある場合は都道府県事業実施計画のほか、事業実施計画書を添付するとともに、特認団体の協議にあっては、別紙様式 4 号の特認団体協議書を添付すること。

別紙様式 4 号

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 （特認団体名）	代表者氏名	所在地	政策目的	取組名
特認とする理由				

- （注） 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること。
2 事業実施計画書を添付すること。
3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類を添付すること。

別紙様式 5 号

強い農業づくり交付金の事業実施状況報告（平成 年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

都（道府県）知事
氏 名 印

強い農業づくり交付金実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8260 号農林水産事務次官依命通知）第 7 の 3 の規定により別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、別紙様式第 2 号を添付すること
2 必要に応じて要綱第 7 の 1 の規定による事業実施状況報告書を添付すること

別紙様式 6 号

強い農業づくり交付金の評価報告（平成 年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

都（道府県）知事
氏 名 印

強い農業づくり交付金実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8260 号農林水産事務次官依命通知）第 8 の 2 及び 3 の規定により別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、生産局長等が別に定める様式を添付すること
2 必要に応じて要綱第 7 の 1 の規定による事業実施状況報告書を添付すること

別記様式1号-1

事業実施主体要件適合確約書
(特定農業法人用)

法人名		構成農家戸数	戸
特定農用地利用規程	有効期限 年 月		

1. 特定農用地利用規程の有効期限経過後の方針
(注) 事業終了後5年間特定農業法人であるか、又は事業終了後5年間引き続き特定農業法人と同様の活動を行うのいずれかを記載すること。

2. 利用集積目標・達成プログラム

	現在 年	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	目標 年
利用集積面積(ha)						
集積率(%)						
達成率(%)						
特定農用地利用規程の区域内農用地面積						ha

3. 農畜産物の取扱高

	作物名	法人全体取扱高 (千円)	うち特定農用地利用規程 区域内の取扱高(千円)	割 合(%)	達成率(%)
現在 年					
1 年 目					
2 年 目					
目標 年					

4. 雇用者数

	現在 年	1 年目	2 年目	目標 年
常時雇用者数 (人/年)				
達成率(%)				

上記のとおり、強い農業づくり交付金実施要領(平成17年4月1日付け16生産第8262号国際部長、総合食料局長、経営局長及び生産局長通知)別記のⅡの第1の2の(1)のイに基づく事業実施主体要件に適合することを確約する。

平成 年 月 日

住 所
法 人 名
代表者氏名

印

別記様式1号－2

事業実施主体要件適合確約書
(農業生産法人用)

法人名	
出資比率	公共的団体 %
	①地方公共団体 % ②農協等 %
	その他 %
	①農家 % ②企業 % ③その他 %

1. 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地等、共同利用機械・施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承する。
2. 農畜産物の取扱高

	作物名	法人全体取扱高 (千円)	うち特定農用地利用規程 区域内の取扱高 (千円)	割 合 (%)	
					達成率 (%)
現在 年					
1 年 目					
2 年 目					
目標 年					

3. 雇用者数

	現在 年	1 年目	2 年目	目標 年
常時雇用者数 (人／年)				
	達成率 (%)			

上記のとおり、強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8262号国際部長、総合食料局長、経営局長及び生産局長通知）別記のⅡの第1の2の（1）のイに基づく事業実施主体要件に適合することを確約する。

平成 年 月 日

住 所
代表者氏名

印

別記様式2号

番 号
年 月 日

〇〇〇〇県（都道府）知事殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

強い農業づくり交付金（平成 年度）で取得又は
効用の増加した施設等の利用に関する改善計画について

平成〇年度において強い農業づくり交付金で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 施設等の利用の実績及び改善計画
（改善計画は、3か年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）
- 4 改善方策
（要領に定める事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）
- 5 改善計画を実施するための推進体制

整 備 事 業	指 標	事業実施後の状況					改善計画			
		目 標 (年)	計 画 策 定 時 (年)	1 年 目 (年)	2 年 目 (年)	3 年 目 (年)	改 善 計 画 策 定 (年)	1 年 目 (年)	2 年 目 (年)	改 善 目 標 (年)
基盤整備 (注1)	作付面積等 (ha)									
	作付率等 (%)									
施設整備 (注2)	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									
機械整備	稼働面積 (ha等)									
	稼働率 (%)									

(注) 1 基盤整備とは、「耕種作物小規模土地基盤整備」、「飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備」及び「飼料基盤条件整備」のことをいう。
2 施設整備とは、「耕種作物共同利用施設整備」及び「畜産物共同利用施設整備」のことをいう。
3 作付率、利用率、稼働率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
4 収支率は、収入／支出×100とする。
5 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
6 地域提案にあっては、条件整備、施設整備又は機械整備のいずれかに準じて記入すること。